学生生活ガイドブック 2025

大阪公立大学
Osaka Metropolitan University

当ガイドブックは、大阪公立大学の学生の皆さまはもちろんのこと、引き続き在籍する大阪市立大学・大阪府立大学の学生の皆さまにも活用いただける内容となっています。是非、学生生活の手引きとしてご参照ください。

＜表紙（中百舌鳥キャンパス桜並木）＞

　中百舌鳥キャンパスの桜は「NIKKEIプラス1」（2016年2月27日版）に掲載された「一度は歩いてみたい国内大学の桜名所」ランキングにおいて、西日本の大学で2位に輝いたこともあり、その品種は51品種にも上ります。（学内全体は95品種）

　毎年開花時期には、桜を見に地域住民の方々も訪れ、多くの人に愛されています。

新入生の皆さんへ

大阪公立大学 学長　　櫻木　弘之

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。全学を代表して、心より歓迎いたします。

皆さんは、これから始まる大学生活を前に、希望に胸を膨らませていることと思います。「大学ではどんなことを学ぶのだろう」「どんな仲間と出会えるのだろう」、そんな、期待と少しの緊張感を抱いて、大阪公立大学での新しい一歩を踏み出そうとしていることでしょう。

皆さんがこれから学ぶ大阪公立大学は、140年以上の伝統と実績を誇る大阪市立大学と大阪府立大学が統合して生まれた日本最大の公立総合大学です。時代に即応した12の学部・学域と15の大学院研究科を擁し、分野の垣根を越えた多様な価値観の中で、社会で活躍する力を磨くことができる大学です。

大学には、まだ皆さんの知らない広大な学問の世界が拡がっています。最先端の研究に触れながら、多くの優れた研究者から生きた学びが得られる研究環境。悩みを分かち合いながら切磋琢磨し、ともに成長していける同世代の先輩や仲間たち。知的探究心を十分に満たしてくれる、多彩で特色ある教育カリキュラムと充実した修学設備。大学での学びは、受け身ではなく、自ら問いを設定して、主体的に考え、探求し続ける姿勢が重要です。失敗を恐れず挑戦し、さまざまな経験を積んで下さい。

さらに、サークル活動やボランティア、国際交流などにも積極的にチャレンジすることで、普段は出会うことのない仲間や学内外の人々、地域社会や海外との交流など、世代を超えた繋がりを築くことができます。大学生活で得られたひとつひとつの経験は、かけがえのない生涯の財産であり、皆さんの今後の人生をより豊かなものにしてくれます。

今年9月には森之宮キャンパスがオープンします。新入生の皆さんは、半年後となりますが、後期からは森之宮で一堂に会し、多様な学部学域の仲間と共に学んでいきます。新キャンパスでの基幹教育を学びの土台として、さらに視野を広げ、専門課程や大学院で高度な専門知を磨いていってください。皆さんが、本学での学びを通して夢を実現し、日本・世界で活躍する国際性豊かなリーダーとなっていくことを期待しています。無限の可能性をもつ皆さんが未来を切り拓く第一歩を、大学教職員一丸となって全力で応援します。

Ⅰ 学生生活のはじめに…… 03
1.学生生活を送る上で…… 04
2.授業時間・欠席・警報時等取扱い…… 18
Ⅱ 学生生活のサポート…… 21
1.授業料等の納付…… 22
2.経済支援制度について…… 23
3.健康管理…… 24
4.保険制度…… 28
5.学生なんでも相談窓口…… 29
6.障がい等のある学生への支援…… 33
7.海外留学の支援…… 36
8.勉学のために…… 37
9.学生の活動を支援…… 43
10.福利厚生施設…… 44
11.アルバイトの紹介…… 47

Ⅲ 課外活動…… 49
1.充実した学生生活を…… 50
2.大学(学生)行事紹介…… 52
3.課外活動紹介…… 53
4.課外活動のための施設…… 54
5.課外活動のための貸出物品…… 55
Ⅳ 進路…… 57
1.就職・キャリア支援…… 58
2.インターンシップ等プログラム…… 61
Ⅴ 外国人留学生支援…… 63
1.大学からの連絡・通知…… 64
2.日本での生活について…… 65
3.経済支援制度…… 69
4.外国人留学生支援・相談体制…… 70
5.安全保障貿易管理について…… 71
6.名古屋議定書(ABS)について…… 72
(Ⅴ. Support for International Students)…… 73
1.Information / Announcements from the University…… 74
2.Life in Japan…… 75
3.Financial Support Programs…… 81
4.International Student Support / Consultation…… 82
5.Security Export Control…… 84
6.Nagoya Protocol on Access and Benefit-sharing (ABS)…… 85
Ⅵ 学生生活での諸注意…… 87
1.学生生活のルール・マナー…… 88
Ⅶ 資料編…… 97
1.各種案内…… 99

Ⅰ
学生生活のはじめに

1. 学生生活を送る上で
(1)学事日程
(2)各種手続一覧(こんな場合はここへ)
①相談
②課外活動
③ー1　施設の利用(杉本キャンパス)
③ー2　施設・備品の利用(中百舌鳥キャンパス)
④各種届出・願
(3)学内のシステム利用について
(4)掲示板
(5)防災マニュアル等
(6)学生証について
(7)各種証明書の発行
(8)通学証明書・通学定期券について
(9)学割について
2. 授業時間・欠席・警報時等取扱い
(1)授業時間
(2)授業欠席時の取扱いについて
(3)気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について
①気象条件の悪化による授業の休講について
②交通機関の運休による授業の休講について
③地震発生時の取扱い
④遠隔授業(同時双方向型に限る)において授業支援システム(Moodle)が停止した場合の休講について
⑤その他注意事項
⑥登下校が困難な場合の救済措置

1. 学生生活を送る上で

(1)学事日程

※大阪公立大学、大阪府立大学、大阪市立大学共通の学事日程です。

★:祝日等授業実施日　☆:振替休講日・授業調整休講日
■:授業調整日(補講日)　●:行事等開催に伴う休講日
【杉】杉本キャンパス、【中】中百舌鳥キャンパス、【阿】阿倍野キャンパス
【羽】羽曳野キャンパス、【り】りんくうキャンパス

授業実施日　振替休講日　授業調整休講日

期別	月	曜日 日	月	火	水	木	金	土	主な行事
前期	4			1	2	3	4	5	4/1〜4/7 春季休業　4/2 新入生カリキュラムオリエンテーション　4/3 入学式
		6	7	8	9	10	11	12	4/3,4 健康診断【阿】　4/8 前期授業開始　4/7,9〜14 健康診断【杉】
		13	14	15	16	17	18	19	4/7,15〜18 健康診断【中】　4/12,13 ふたば祭【杉】　☆4/30 振替休講日
		20	21	22	23	24	25	26	※履修登録・抽選申請期間　在学生 3/28〜4/5　新入生 4/2〜4/5
		27	28	29	30	1	2	3	※履修登録修正期間 4/8〜4/14　※総合教養科目2次申請[先着方式] 4/14
	5	4	5	6	7	8	9	10	☆5/1,2 授業調整休講日
		11	12	13	14	15	16	17	■5/17 授業調整日(補講日)
		18	19	20	21	22	23	24	5/24,25 友好祭【中】
		25	26	27	28	29	30	31	5/26,27 健康診断【り】
	6	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	■6/21 授業調整日(補講日)
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30	1	2	3	4	5	7/5,6 東京都立大学総合競技大会(於:東京都立大学)
	7	6	7	8	9	10	11	12	■7/12 授業調整日(補講日)
		13	14	15	16	17	18	19	■7/19 授業調整日(補講日)　★7/21 祝日等授業実施日
		20	21	22	23	24	25	26	7/23〜8/5 前期試験(授業)期間
		27	28	29	30	31	1	2	(羽曳野キャンパスは7/30〜8/5)
	8	3	4	5	6	7	8	9	8/6,7 前期試験予備日
		10	11	12	13	14	15	16	8/10〜9/23 夏季休業
		17	18	19	20	21	22	23	
		24	25	26	27	28	29	30	8/29 成績開示日
	9	31	1	2	3	4	5	6	9/22 秋季学位記授与式(卒業式)
		7	8	9	10	11	12	13	☆9/24,25 振替休講日　9/26 後期授業開始
		14	15	16	17	18	19	20	※履修登録・抽選申請期間 9/11〜9/17
		21	22	23	24	25	26	27	※履修登録修正期間 9/26〜10/2
		28	29	30	1	2	3	4	※総合教養科目2次申請[先着方式] 10/2
後期	10	5	6	7	8	9	10	11	
		12	13	14	15	16	17	18	★10/13 祝日等授業実施日
		19	20	21	22	23	24	25	10/23 防火防災総合訓練【杉・中】
		26	27	28	29	30	31	1	11/1〜3 銀杏祭【杉】　11/2〜3 白鷺祭【中】
	11	2	3	4	5	6	7	8	11/8,9 関西六公立大学総合競技大会(於:大阪公立大学)
		9	10	11	12	13	14	15	■11/15 授業調整日(補講日)
		16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	★11/24 祝日等授業実施日
	12	30	1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	■12/13 授業調整日(補講日)
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	☆12/23 授業調整休講日　12/24〜1/7 冬季休業
		28	29	30	31	1	2	3	
	1	4	5	6	7	8	9	10	★1/5〜1/7 冬季期間授業実施日
		11	12	13	14	15	16	17	●1/16 大学入学共通テスト(1/17〜18)に伴う休講
		18	19	20	21	22	23	24	■1/24 授業調整日(補講日)
		25	26	27	28	29	30	31	1/20〜2/2 後期試験(授業)期間
	2	1	2	3	4	5	6	7	2/3,4 後期試験予備日
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	2/26 成績開示日
	3	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	3/20〜 春季休業
		22	23	24	25	26	27	28	3/24 春季学位記授与式(卒業式)
		29	30	31					

注:2025年度後期より森之宮キャンパス開設。森之宮キャンパスの行事は未定のところがあります。
上記に記載のないものを含め、日程変更や開催中止になることがありますので、学生ポータル(UNIPA)・大学Webサイトをこまめに確認してください。
この学事日程によらない学部・研究科等がありますので、その場合は学部・研究科等からの案内を確認してください。

(2)各種手続一覧(こんな場合はここへ)

困ったとき・どこへ行けばいいのか分からないときなどは、学生なんでも相談窓口へ

皆さんが学生生活を送る上で、いろいろな問題にぶつかったとき、どの窓口にいけばよいのか下記の一覧表を参考にしてください。各項目の参照ページ、または学生なんでも相談窓口(Web)からお問い合わせください(詳細はP.29〜30)。なお、履修・授業関係については「各学部・学域・研究科要覧」・「授業時間割表」・「履修登録の手引」等を参照してください。

①相談

<table>
<tr><th rowspan="2">事項</th><th rowspan="2">概要</th><th colspan="5">担当窓口</th><th rowspan="2">頁</th></tr>
<tr><th>杉本C</th><th>中百舌鳥C</th><th>阿倍野C</th><th>羽曳野C</th><th>りんくうC</th></tr>
<tr><td>授業料等の納付方法</td><td>授業料等の納付時期、納付方法、引落口座(登録・変更)について案内します。</td><td colspan="5" rowspan="3">学生課
(杉本C／中百舌鳥C)</td><td>22</td></tr>
<tr><td>授業料の納付が困難なとき</td><td>高等教育の修学支援新制度
大阪公立大学等授業料等支援制度
大学独自の授業料減免制度</td><td rowspan="2">23</td></tr>
<tr><td>奨学金を受けたいとき</td><td>日本学生支援機構貸与奨学金
民間団体等奨学金
大学独自の奨学金</td></tr>
<tr><td>正課・課外活動・通学中等のケガで通院・入院したとき等の補償</td><td>【看護学部・看護学研究科以外】
学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)／学研災付帯賠償責任保険(略称「付帯賠責」)／法科大学院生教育研究賠償責任保険(略称「法科賠」)
【看護学部・看護学研究科】
総合補償制度「Will」</td><td colspan="2">学生課</td><td rowspan="2">学務課</td><td>事務所
学生G</td><td rowspan="2">事務所
学生・教務担当</td><td>28</td></tr>
<tr><td>何か困ったときの相談</td><td>気軽に相談できる体制を設けています。一緒に考え、必要に応じて関連部署と連携し、解決に向けたお手伝いをする窓口です。</td><td colspan="2">学生なんでも
相談窓口</td><td rowspan="3">29
〜
35</td></tr>
<tr><td>心の悩みなど学生生活全般の相談</td><td>心の悩みや友人関係での悩みなど、学生生活全般についての相談に応じます。</td><td colspan="5">学生アドバイザー
学生なんでも相談窓口
カウンセリングルーム</td></tr>
<tr><td>障がい等のある学生の修学上の相談</td><td>障がいなど困り事のある学生や周りの学生からの相談に応じ、修学上の支援を行います。</td><td colspan="5">アクセシビリティセンター</td></tr>
<tr><td>健康相談
正課・課外活動中にケガをしたとき
体調不良を感じたとき</td><td rowspan="2">健康に関する問題の相談に応じます。
応急処置を行います。
症状により病院を案内します。</td><td colspan="3" rowspan="2">健康管理センター</td><td rowspan="3">事務所
学生G</td><td rowspan="3">事務所
学生・教務担当</td><td rowspan="2">24
〜
27</td></tr>
<tr><td>感染症(学校感染症の疑い又は診断されたとき)</td><td>【医療・保健関連】
集団発生の可能性がある感染症(食中毒を含む)は、すぐに右記まで連絡してください。
学校感染症に罹患した際は、授業支援システム(Moodle)により報告してください。</td></tr>
<tr><td></td><td>【授業関連】
欠席届・追試験の願い出</td><td>教育推進課
各学部
教務担当／
基幹教育担当</td><td>教育推進課
各学部・学域
教務担当／
基幹教育担当</td><td>学務課</td><td>18
・
25</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">事項</th><th rowspan="2">概要</th><th colspan="5">担　当　窓　口</th><th rowspan="2">頁</th></tr>
<tr><th>杉本C</th><th>中百舌鳥C</th><th>阿倍野C</th><th>羽曳野C</th><th>りんくうC</th></tr>
<tr><td rowspan="2">健康診断
（健康診断証明書）</td><td rowspan="2">年1回全学生を対象に定期健康診断（4月）を実施しています。定期健康診断を受けていないと証明書の発行はできません。
健康診断証明書は定期健康診断受診約1か月後に、証明書自動発行機より入手できます。また、年度が変わると前年度のものは発行できません。</td><td colspan="5">証明書自動発行機</td><td rowspan="2">24</td></tr>
<tr><td colspan="3">健康管理センター</td><td>事務所
学生G</td><td>事務所
学生・教務担当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">就職相談・
キャリア相談</td><td rowspan="2">就職情報、就職準備その他キャリア支援全般について相談に応じます。</td><td colspan="5">就職担当教員（一部の研究科・学部・学域）</td><td rowspan="2">57
〜
62</td></tr>
<tr><td colspan="2">キャリア支援室</td><td>学務課</td><td>事務所
学生G</td><td>事務所
学生・教務担当</td></tr>
<tr><td>履修・授業関係
各種資格
転学部（学域）・
転学科（学類）</td><td rowspan="2">詳しくは「各学部・学域要覧」・「授業時間割表」・「履修登録の手引」を参照してください。
右記の各取扱窓口で相談に応じます。</td><td>教育推進課
各学部教務担当</td><td>教育推進課
各学部・学域
教務担当</td><td rowspan="3">学務課</td><td rowspan="2">事務所
学生G</td><td rowspan="3">事務所
学生・教務担当</td><td rowspan="3">—</td></tr>
<tr><td>単位互換</td><td colspan="2">教育推進課
教務調整担当</td></tr>
<tr><td>教員免許</td><td>詳しくは「教職課程の手引」を参照してください。
右記の各取扱窓口で相談に応じます。</td><td colspan="2">教育推進課
教職担当</td><td>教育推進課
教職担当</td></tr>
<tr><td>海外留学の相談</td><td>海外留学に関する相談</td><td colspan="5">教育推進課　国際教育担当</td><td>36</td></tr>
<tr><td>外国人留学生の相談</td><td>外国人留学生の学生生活に係る相談</td><td colspan="2">学生課</td><td>学務課</td><td>事務所
学生G</td><td>事務所
学生・教務担当</td><td>63
〜
85</td></tr>
</table>

②課外活動

<table>
<tr><th rowspan="2">事項</th><th rowspan="2">概要</th><th colspan="5">担　当　窓　口</th><th rowspan="2">頁</th></tr>
<tr><th>杉本C</th><th>中百舌鳥C</th><th>阿倍野C</th><th>羽曳野C</th><th>りんくうC</th></tr>
<tr><td rowspan="2">課外活動上の
諸問題</td><td rowspan="2">入・退部や練習・合宿など課外活動に関する諸問題は、キャプテン、先輩、同級生等に相談してください。
先輩などに相談できない場合は、部長、顧問の先生又は学生課へ相談してください。</td><td colspan="5">顧問教員</td><td rowspan="2">49</td></tr>
<tr><td colspan="2">学生課</td><td>学務課</td><td>事務所
学生G</td><td>事務所
学生・教務担当</td></tr>
<tr><td>課外活動
関係書類</td><td>課外活動ポータルサイトよりご確認ください。
※担当窓口が異なる場合がありますので注意してください。</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

③－1　施設の利用（杉本キャンパス）

事項	概要		担当窓口
まえにわ	1号館前の「まえにわ」は、芝生の広場です。 ランチや読書など、皆さんの憩いの空間として 自由にご利用ください。 ご利用の際は、付近を通行する方々にご配慮ください。		施設課
サポニワ	学生サポートセンター中庭「サポニワ」は屋外にある開放的な空間です。 利用可能時間　平日9:00～17:00 申請し承認されれば専有利用が可能です。 申請先：教育推進課　06-6605-3503		教育推進課
ツクルマ	学術情報総合センター1階「ツクルマ」は学部・領域横断の人的・知的交流を生み出す空間として開放しています。 利用可能時間　杉本図書館の開館時間（P.37参照）に準じます。 問合せ先：学術情報課　06-6605-3211		学術情報課

③－2　施設・備品の利用（中百舌鳥キャンパス）

事項	概要		担当窓口
物品貸出	各種催し物などのための機材や各種スポーツ用具、行事用テントなどの貸出を行っています。		学生会館事務室
くすのき広場 NExST	B1棟とB12棟の間の広場は、ランチや読書など、皆さんの憩いの空間として原則自由に使用できます。また、イベントなどで専有して使用する場合は、事前にA3棟学生課で申込みをしてください。		学生課
シエル （生協第2食堂）	ベーカリーカフェの営業時間外であればシエルが使用できます。使用できるのは、責任のある教職員が参加して行う活動に限られます。使用申し込みは、A3棟学生課で空き状況を確認のうえ「シエル使用願」を提出してください。		
ひらめき広場	池周辺広場の区域は、ランチや読書など、皆さんの憩いの空間として原則自由に使用できます。また、イベントなどで専有して使用する場合は、事前にA3棟学生課で申込みをしてください。使用の際は、周囲の通行人の危険とならないように注意してください。		
A2棟跡 芝生広場	原則自由に使用することができますが、イベントなどで専有して使用する場合は、事前にA3棟学生課で申込みをしてください。使用の際は、周囲の通行人の危険とならないように注意してください。バットやゴルフクラブの使用は禁止とします。		
談話室	B13棟1階には談話室を設けています。憩いの空間として原則自由に使用できます。		

④各種届出・願

<table>
<tr><th rowspan="2">事項</th><th rowspan="2">概要</th><th colspan="5">担　当　窓　口</th></tr>
<tr><th>杉本C</th><th>中百舌鳥C</th><th>阿倍野C</th><th>羽曳野C</th><th>りんくうC</th></tr>
<tr><td>欠席届</td><td>●授業を欠席する場合、原則として欠席届を授業担当教員に提出してください。様式については、学生ポータル(UNIPA)より各自ダウンロードしてください。</td><td rowspan="3">教育推進課
各学部
教務担当・
基幹教育
担当</td><td rowspan="3">教育推進課
各学部・学域
教務担当・
基幹教育
担当</td><td rowspan="15">学務課</td><td rowspan="15">事務所
学生G</td><td rowspan="15">事務所
学生・教務
担当</td></tr>
<tr><td>仮受験票</td><td>●試験を受験する際、学生証を持参しなかった場合一時的に発行します。</td></tr>
<tr><td>治癒証明書</td><td>●学校保健安全法施行規則第19条に基づく出席停止者については、P.24を参照してください。</td></tr>
<tr><td>＊1
休学</td><td>●病気その他の理由で、引き続き2か月以上修学ができない場合は、指導教員等に事前に相談のうえ、担当窓口で申請し、「休学願」を提出してください。(事由の確認ができる書類も併せて提出してください)</td><td rowspan="5">教育推進課
各学部
教務担当</td><td rowspan="5">教育推進課
各学部・学域
教務担当</td></tr>
<tr><td>＊1
復学</td><td>●休学期間の途中で復学を希望するときは、指導教員等に事前に相談のうえ、担当窓口で申請し「復学願」を提出してください。</td></tr>
<tr><td>＊1
退学</td><td>●病気その他の理由で、退学する場合は、指導教員等に事前に相談のうえ、担当窓口で申請し「退学願」を提出してください。</td></tr>
<tr><td>＊1
留学</td><td>●本学との間に学術交流協定を締結している大学・大学院等への留学を希望する者は、指導教員等に事前に相談のうえ、担当窓口で申請し「留学願」を提出してください。</td></tr>
<tr><td>＊1
再入学</td><td>●退学、除籍の日から2年以内の者で同一学部・学域・研究科に入学を志願する者は「再入学願」を提出してください。</td></tr>
<tr><td>改姓名等</td><td>●担当窓口までお問合せください。</td><td colspan="2" rowspan="4">教育推進課
学籍担当</td></tr>
<tr><td>住所の変更</td><td>●学生ポータル(UNIPA)から変更入力してください。</td></tr>
<tr><td>家族等指定連絡人の変更</td><td>●学生ポータル(UNIPA)から変更入力してください。</td></tr>
<tr><td>家族等指定連絡人の住所変更</td><td>●学生ポータル(UNIPA)から変更入力してください。</td></tr>
<tr><td>落し物・忘れ物をしたとき、拾ったとき</td><td>●学内で落し物、忘れ物をしたときは、右記の窓口に届けてください。窓口で「遺失物届出書」に必要事項を記載してください。遺失物が判明した場合は持ち主の方に連絡いたします。
●学内で遺失物等を拾得された場合は、右記の窓口又は守衛室、最寄りの学部・学域支援室等へ届けてください。届出の際は、窓口で「拾得物件預書」に必要事項の記載をお願いします。</td><td colspan="2">学生課</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">事項</th><th rowspan="2">概要</th><th colspan="5">担　当　窓　口</th></tr>
<tr><th>杉本C</th><th>中百舌鳥C</th><th>阿倍野C</th><th>羽曳野C</th><th>りんくうC</th></tr>
<tr><td rowspan="2">盗難、事故にあったとき</td><td rowspan="2">●盗難、事故に遭った場合は届け出てください。（課外活動の場合は指定の様式があります）</td><td colspan="2">学生課</td><td>学務課</td><td>事務所
学生G</td><td>事務所
学生・教務担当</td></tr>
<tr><td colspan="5">夜間、休日等の場合は
各キャンパスの守衛室へ</td></tr>
<tr><td>自転車を利用するとき</td><td>●キャンパス内で自転車を利用する場合は（羽曳野C除く）、必ず各キャンパスで自転車の申請登録をしてください。申請手続きの詳細については、学生Navi（阿倍野Cは担当窓口）でご確認ください。</td><td>施設課</td><td>学生課
施設課</td><td>学務課</td><td>ー</td><td>事務所
学生・教務担当</td></tr>
</table>

＊1　事後申請が認められませんので、必ず事前に申請してください。授業料等にも影響しますので、注意してください。

（3）学内のシステム利用について

■OMUID（利用者ID）について

学内の各種情報システムを利用する際にはOMUID（利用者ID）とパスワードが必要となります。OMUIDは学内の様々な情報システムを利用できる便利なIDである反面、パスワードが漏れた場合のリスクを踏まえ、パスワードを他人に知られないようしっかりと管理してください。

（学内システムの使用を開始する前に、OMUIDの利用開始手続きが必要です。）

■OMUIDで利用できる主なシステム

- ■学生ポータル（UNIPA）
（履修登録、成績確認、休講情報、お知らせなど）
- ■学生Navi
（学生生活に必要となる各種情報の掲載）
- ■無線LAN（OMUNET Wi-Fi／eduroam）
（学内でのWi-Fi利用）
- ■Microsoft365
（Officeのインストール／Web版Officeの利用）
- ■就職支援ナビ（P.58参照）
（求人検索、学内イベントの案内・予約など）
- ■教育学習支援基盤（てぃら・みす）
（日常的な学びのサポート、ポートフォリオなど）
- ■授業支援システム（Moodle）
（Webを利用した授業、課題提出など）
- ■OMUメール
（大学が貸与するメールアドレス）
- ■情報処理教育システム
（クラウド教室Eclairを使った自習など）

上記の他にも、学内で利用する様々なシステムにおいて、利用時にOMUIDが必要となります。

※利用開始手続きの方法、学内で利用できる各種情報システムに関する情報などは、下記のWebサイトをご確認ください。

【情報環境利用ガイド（Webサイト）】
URL：https://www.omu.ac.jp/cii/info-guide/

■学生ポータル（UNIPA）

UNIPAは、履修登録、成績確認、個人時間割、休講情報、各種連絡事項の通知等、学内の情報を総合的に取り扱っています。このサイトは大学と皆さんを結ぶ情報手段です。必ず一日一回は、チェックしてください。

注）システム利用停止時間　1:00～6:00

■教育学習支援基盤（てぃら・みす）

教育学習支援基盤「てぃら・みす」は、大学での皆さんの日常的な学びをサポートするために作られたサイトです。次のような場合に、活用してください。

- 履修中の科目について、シラバス閲覧と授業支援システム（Moodle）でのオンライン学習
- 半期ごとのポートフォリオ（学修記録）への記入（学習目標、ふり返り）
- ポートフォリオ上での各種学修履歴データ（GPA、成績分布、学修自己評価等）の閲覧
- 学修成果物ショーケースへの成果物（課題レポート等）の登録
- Englishポートフォリオを活用した自律的英語学習　等

「てぃら・みす」へは、学生ポータル（UNIPA）からアクセスしてください。

注）てぃら・みす：**ティ**ーチングと**ラ**ーニングを「**みす**」（「見せる」の古語）に由来
注）システム利用停止時間　5:00～6:00

教育学習支援基盤 てぃら・みす
OMU Teaching and Learning Support Platform

■授業支援システム（Moodle）

一部授業は、授業支援システム（Moodle）によりオンラインで行うことがあります。また対面の授業でも、Moodleで資料配付や課題提出、連絡等を行うことがあります。

授業支援システム（Moodle）の利用は、学生ポータル（UNIPA）、または、教育学習支援基盤（てぃら・みす）からアクセスしてください。

注）システム利用停止時間　5:00～6:00

moodle

■各種システムへのアクセス方法

①大阪公立大学Webサイト（https://www.omu.ac.jp）メニューから「学内システム」をクリック。
↓
②開いたページから「在学生の方」をクリック
※システム障害等が発生した際には、このページに障害情報を掲載しますので、このページをブックマークしておくようにしてください。
※OMUIDとパスワードの入力を求める画面が出たら、OMUIDとパスワードを入力してください。
↓
③学生ポータル（UNIPA）にアクセス
※学生の皆さんにお知らせしたい各種情報はUNIPAに掲示されますので、必ず毎日UNIPAに掲出されているお知らせを確認してください。
↓
④学生ポータル（UNIPA）に記載されたリンクから各種システムへアクセス

■学外からのシステム利用時の２要素認証について

セキュリティを確保するため、学外からシステムを利用する際には２要素認証が必要となります。通常のOMUIDとパスワードの他に、スマートフォンなどにインストールしたアプリに表示されるワンタイムパスワードが必要となります。

★情報システムの利用に関する各種情報やマニュアルなどは下記のWebサイトから確認することが可能です。情報システムの利用にあたって必要となる情報が掲載されていますので、必ず内容を確認してください。

【情報環境利用ガイド（Webサイト）】
https://www.omu.ac.jp/cii/info-guide/

！！授業等における著作物について！！

授業等で配布されている教材や資料、動画には著作権があります。複製して他者に頒布したりする行為は処罰の対象になることもありますので、取り扱いには十分注意してください。

★情報システムの利用に関して分からないことがあれば・・・

◇情報サービスサポート窓口

学生スタッフが学内のPC利用方法に関する各種の相談に対応します。
対応時間や場所は下記のWebサイトから確認することが可能です。
https://www.omu.ac.jp/cii/help/#st-support

◇ITヘルプデスク

専門スタッフが学内の各種システム利用に関する質問等に対応します。
問い合わせフォームからお問い合わせください。
https://www.omu.ac.jp/cii/help/#contact

(4)掲示板

学生生活を送る上で、学生の皆さんに対する連絡事項は、所定の掲示板を利用しますので、見落とさないよう注意してください。登下校時には、必ず掲示を見る習慣をつけてください。

●掲示内容

大学行事に関すること
学生生活に関すること(各種奨学金、授業料減免等)
学業に関すること(授業関係など)
各種催し物の紹介
その他連絡事項

！！大学の掲示板を日々チェックする習慣をつけましょう！！

大学内には、3種類の掲示板があります。学生生活や学校行事など重要なことを発信しています。常にチェックし、見落とさないように注意してください。

【電子掲示板】
学生ポータル(UNIPA)に「お知らせ」を掲載しています。学外からもアクセスできますので、“いつでもどこでも”こまめに確認してください。

【掲示板】
キャンパス内の所定位置に掲示板を設置しています。通学時等に確認してください。

【電子情報掲示板】
図書館や食堂等に大型モニターを設置しています(P.30参照)。随時確認してください。

また、学生の利用も学生なんでも相談窓口で受け付けています。

(5)防災マニュアル等

◆地震が発生したら

A. 学内にいる時

1. 屋内の場合

◇揺れ始めたら

①あわてて外に飛び出さず、揺れがおさまるまで机の下などにもぐり込んで身を守る
②周りに身を守るものがない場合、棚や照明など転倒・落下・移動してくるものから遠ざかり、身を低くしてバッグや衣類で頭部を守る
③ドアは開けて出口を確保する。また、ガラスが飛び散る恐れがあるため、窓からは遠ざかる
④廊下、体育館などでは中央部でしゃがむ
⑤エレベーターに乗っている場合は、全ての階のボタンを押し、停止した階ですぐに降りる

◇揺れがおさまったら

①授業中の場合は教職員の指示に従い避難する
②すぐに飛び出さず、周囲の安全を確認する
③火の元はガス栓を締めるなどして火災が発生しないようにする
④既に火災が発生している場合は早急に避難する
⑤落下物やガラスに注意して避難場所へ避難する
⑥エレベーターは使用せずに、できるだけグループで固まって行動する

2.屋外の場合

◇揺れ始めたら

①建物や高い塀、送電線などから遠ざかり、身を低くして頭部を守る
②車に乗っている場合は鍵をさしたままにして、ドアをロックしないで窓を閉めて降りる

◇揺れがおさまったら

①安全が確認できるまで動かない
②その後、周辺の建物や壁、地面の亀裂に近づかないように避難する

※学内で地震が発生し、建物倒壊の危険があると判断される場合はグラウンドなどの広い場所に避難する

B. 学外にいる時

①周囲の状況を確認し、安全な場所に避難する
②避難中は警察や消防の指示に従う
③その他、下記の防災マニュアル等に従い避難すること

参考:消防庁　防災マニュアル
https://www.fdma.go.jp/relocation/bousai_manual/

※各自のキャンパスや居住地市町村の防災情報を日ごろから確認しておく

◆火災が発生したら

①逃げながら大声で周囲に知らせる
②近くの非常ベルを押す
③避難する時は、ハンカチで鼻と口を押さえ、煙を吸わないように姿勢を低くして避難する
④エレベーターは使用しない
⑤出口に殺到しないよう、整然と避難する
⑥停電した場合、誘導灯を目印に避難する

◆普段から気をつけておくこと

①近隣の避難場所を把握しておく
②避難に必要な持ち物リストを参考にして非常袋を用意しておく
③家族との連絡方法および集合場所を事前に確認しておく
④帰宅ルートおよび所要時間を確認しておく
⑤災害伝言板サービスへの登録をしておく

◆安否確認システムについて

全国の何れかで震度5強以上の地震や大規模な災害が発生した場合等には、「安否確認システム」から、皆さんのOMUメールに安否確認メールを配信します。安否状態を入力して必ず返信してください。

○「安否確認システム」の安否確認メールの送信先には、**個人メールアドレス(スマートフォン等にも受信の通知が届くもの)等、緊急時にも使用できるアドレスを必ず追加して登録してください。****※登録マニュアルはP.14参照**
○迷惑メール設定や受信拒否設定などの影響で、安否確認システムからのメールが届かないケースがあります。必ず受信できることを確認しておきましょう。
※アドレス追加登録方法等安否確認システムのマニュアルは、学生ポータル(UNIPA)＞学生Navi＞健康・安全に掲載しています。

◆その他、危機事象に遭遇・発見したら

○P.15の「危機発生時の連絡フロー」に基づき、通報してください。

※OMUメールが第一連絡先に登録されているので、安否確認メールは先ずOMUメールに届きますが、
ご自身のスマートフォン等に受信の通知が届くメールアドレスも第二連絡先として登録してください！

安否確認システムの第二連絡先アドレス設定方法（必ずログインしてください）

1. 初回ログインおよびパスワードの設定

以下からログインしてください。

PC の場合　：https://anpis3.mec-asp.com

スマートフォンの場合　：https://anpis3.mec-asp.com/c01m200　←QR コードはこちら

OMU ポータル等から　：（教職員）システムメニュー＞ 安否確認システム　・（学生）UNIPA＞リンクの安否確認システム

■ 安否確認システムのサイト（ログイン画面）

安否確認システム 初回ログイン方法

① ログイン ID：********(※OMUID) を入力し、「仮パスワード発行」をクリックします。※ この段階では、パスワードの入力は不要。
② **OMUMAIL** に届いた"一斉連絡・安否確認システム 仮パスワード発行受付メール"に記載の URL をクリックします。
③ OMUMAIL に**"一斉連絡・安否確認システム 仮パスワードのお知らせ"に記載の仮パスワード**がメール通知されます。
④ 安否確認システムのログイン画面で、ログイン ID：******(※OMUID)、**③で通知された仮パスワード**を入力し、「ログイン」をクリックします。
⑤ 現在のパスワード欄に**仮パスワード**、新しいパスワード欄と新しいパスワードの再入力欄に任意のパスワードを入力し「**パスワードの変更**」をクリックします。

1

2. 個人情報登録（ご自身の連絡先）

安否確認システムにログイン後、個人情報登録画面から **「ご自身の連絡先アドレス」** を登録してください。

ご自身の連絡先

① トップ画面で"個人メニュー"の、「**個人情報登録**」をクリックします。
② 第 1 連絡先は **OMUMAIL** 固定です。
③ **「安否確認メール」**をご自身のスマートフォン等で随時確認できるよう、第 2 連絡先に普段よく使用するメールアドレスを入力し、「**テスト連絡/登録**」をクリックします。

※**注意** この段階でメールアドレスの状態が**"仮登録"**となりますが、**"仮登録"**状態では"テスト連絡"以外のメールが配信されません。
以下の④～⑤の手順を実施し、メールアドレスの状態を**"本登録"**にしてください。

④ 携帯電話、スマートフォンに届いた **"一斉連絡・安否確認システム 受信テスト"** に記載の URL をクリック、受信確認画面で「**登録**」をクリックし受信確認完了画面が表示される事を確認してください。
⑤ メールア ドレス の状態 が**"本登録"**とな る事を確認してくだ さい。

※**注意** 「**anpis@anpis3.mec-asp.com**」からのメールを確実に受信できるように、**迷惑メール設定の受信許可リストへ登録してください。**

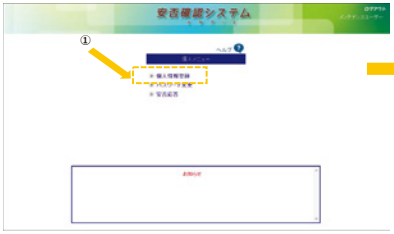

お問い合わせ先
大阪公立大学　総務課　杉本　☎：06-6605-2012
中百舌鳥 ☎：072-254-9111
somu-kikikanri@ml.omu.ac.jp

2

【大阪公立大学・高専　危機発生時の連絡フロー】

事件・事故・火災・爆発等　危機発生

★第1発見者は守衛室または近くの事務室等へただちに通報すること！
（必要に応じ、関係教職員等にも報告してください）
●通報するか迷った場合でも、危機発生のリスクが予見される段階で、躊躇なく連絡を！

第1発見者（学生）

通報 → **警察**（110）／**消防**（119）

ただちに通報する

直接の通報も可

各守衛室

・キャンパス外等からの通報は中百舌鳥/杉本へ連絡
・羽曳野は1棟事務所へ通報

・072-254-9106（中百舌鳥）
・06-6605-2090（杉本）
・06-6455-2706（附属病院）
・06-6645-3660（医学/看護学）
・072-463-5081（りんくう）
・072-950-2111（羽曳野事務所）
・072-821-6401（高専）

教職員

・最寄りの事務室等へ連絡
・別途、個別マニュアルや報告先等が定められている場合は、それに従い、関係教職員へ報告
（例：課外活動時は代表者又は主務を通じて顧問・学生課等へ報告）

事件/火災/急病/大けが等の発生時は並行して通報

報告　　報告

【危機管理窓口】

総務課
・杉本（梅田サテライト/I-siteなんば/附属植物園含む）：06-6605-2005
・中百舌鳥（りんくうキャンパス/羽曳野キャンパス含む）：072-254-9104
・UR森之宮ビル：06-6967-1859

医学部・附属病院事務局 総務企画課
・阿倍野（阿倍野キャンパス含む）：06-6645-2710

高専総務課
・寝屋川：072-820-8579

夜間休日は守衛室へ連絡すること

To all students:
If you notice any incident, accident, fire, explosion, or other crisis,
please report it immediately to a supervisor or nearest administrative office.

(6)学生証について

◆大阪公立大学生である証！ 肌身離さず、大切に

学生証は、本学の学生であることを証明するだけでなく、図書館の利用者カードにもなっています。

また、出席や入退館、大学での各種手続き時など、学生生活を送る上で、しばしば提示を求められますので、常に携帯し大切に扱うように心がけてください。

★学生証を受け取ったら…

氏名・生年月日などの記載事項を確認。万一、間違っている場合は、直ちに担当窓口へ。

★再交付について

学生証を紛失、破損した場合には速やかに担当窓口に申し出て、再交付の手続をとってください。

紛失・破損等による再交付…1,000円

? 学籍番号

A	AA	◯◯	◯◯◯
学生区分	学部・学科・学域・学類・研究科・専攻	入学年度	(↑3桁の数字)

※窓口などで氏名と一緒に記入することが多くあります。自分の学籍番号は、必ず記憶しておきましょう。

(7)各種証明書の発行

◆各種証明書は自動発行機で!!

証明書の自動発行の際には、必ず学生証と学内システムを使用する際のパスワード(OMU認証パスワード)が必要です。

①各種証明書

下記の各種証明書の発行が可能です。

- 在学証明書(英文も可)
- 成績証明書(英文も可)
- 卒業見込証明書(英文も可)最終学年のみ
- 修了見込証明書(英文も可)最終学年のみ
- 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)
- 健康診断証明書(当該年度実施分のみ)

※在学生は手数料が無料です。

※卒業後は1通500円になります。ただし、内部進学者は、証明書自動発行機にて既卒分の証明書(成績証明書・卒業証明書)を無料で取得できます。

※健康診断を受診したにも関わらず健康診断証明書が画面上で選択できない場合がありますが、この場合は健康管理センターに問い合わせてください。

②設置場所・利用時間等

設置場所		利用時間	問合せ先
杉本キャンパス	学術情報総合センター1階	平日 8:45～20:30	教育推進課証明書担当 TEL 06-6605-2960
	学生サポートセンター1階	平日 9:00～17:00	
阿倍野キャンパス	医学部学舎1階	平日 9:00～17:00	
中百舌鳥キャンパス	A3棟1階ロビー	平日 9:00～17:00	教育推進課証明書担当 TEL 072-254-9770
羽曳野キャンパス	L棟(管理講堂棟)内1階 学生グループカウンター前	平日 9:00～17:00	学生グループ証明書発行窓口 TEL 072-950-2942
りんくうキャンパス	1階学生ロビー	平日 9:00～17:00	学生・教務担当 TEL 072-463-5918

※全在学生が全てのキャンパスの証明書自動発行機を利用できます。
※施設の都合やメンテナンス等により利用できない場合もありますのでご了承ください。
なお、杉本キャンパス学術情報総合センター設置の発行機は、休館日には利用できません。
※証明書自動発行機の利用時間・設置場所等に関する情報は変更になる可能性もありますので最新の情報は大阪公立大学Webサイトで確認してください。
※森之宮キャンパスにも証明書自動発行機設置を予定しています。
※羽曳野キャンパスは2025年9月末で閉鎖となります。

(8)通学証明書・通学定期券について

◆乗車区間を変えるとき、必ず大学に届け出よう

通学定期券を購入する場合は、「通学証明書」が必要となります。

「通学証明書」に必要事項を記入し、各担当窓口に届け出てください。なお、通学区間を変更する場合も各担当窓口に申し出て、手続きを行ってください。

通学区間は、自宅から大学の最寄駅までの合理的な経路で教育・研究等の正課活動での目的に限られます。(クラブ・サークル・アルバイト等のための利用は認められません)

※担当窓口は各種連絡先一覧を参照してください。

☆通学定期を買う!!

定期券を購入するとき各鉄道会社の定期券販売窓口で学生証と共に提示。

(9)学割について

☆遠距離の帰省・就職活動などで学割を利用したい!!

JR各社の片道100kmを超える区間に乗車(乗船)する場合は、学割証(有効期限3か月)により運賃が2割引きとなりますので、帰省・就職活動などで遠距離の移動をするときは、**証明書自動発行機**で取得してください。**(学生証及びパスワードが必要です)**

クラブ・サークルなどの団体旅行で、学割を利用する場合は各担当窓口へ申し出てください。

2. 授業時間・欠席・警報時等取扱い

(1)授業時間

時　限	時　間
1時限	9:00〜10:30
2時限	10:45〜12:15
3時限	13:15〜14:45
4時限	15:00〜16:30
5時限	16:45〜18:15

集中講義は、夏季・冬季休業時などに、集中して開講します。

(2)授業欠席時の取扱いについて

授業を欠席する場合、欠席理由(病気、各種実習、介護等体験、クラブ活動、忌引等)の如何を問わず原則として「欠席届」を授業担当教員に提出してください。授業科目の成績評価等の配慮については、授業担当教員の裁量によります。「欠席届」は、学生ポータル(UNIPA)>学生Navi>「授業・履修」からダウンロードできます。

なお、学校保健安全法施行規則第19条に基づく出席停止者については、P.25の手順に則り大学へ報告が必要です。定期試験期間に学校指定感染症に罹患またはその疑いがある場合は、追試験の対象となるため、追試験願の提出など、所定の手続きをとってください。

(3)気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について

①気象条件の悪化による授業の休講について

キャンパス所在地を含む地域に暴風(暴風雪)警報、または各種の特別警報が発令されているときは原則として当該キャンパスでの全ての授業を休講とします(定期試験を含む)。ただし、別表のとおり警報解除の時刻により、全部または一部の授業を行います。

授業中または試験中に、キャンパス所在地を含む地域に暴風(暴風雪)警報、または各種の特別警報が発令されているときは、原則として、実施中の授業・試験についてはそのまま行い、その次の時限から当該キャンパスでの授業は休講とします。

また、学外実習などは、前記事項を踏まえ担当教員の指示により授業を行わないことがあります。(実習施設の所在地を含む地域に暴風(暴風雪)警報または各種の特別警報が発令されたときは実習を行いません)

なお、気象条件の悪化による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

②交通機関の運休による授業の休講について

次の交通機関のいずれかが運休(事故等による一時的な運行停止を除く)の授業は原則として休講とします(定期試験を含む)。ただし、別表のとおり運行再開の時刻により、全部または一部の授業を行います。

また、交通機関の計画運休や運休見通し情報が発表された場合は、対象路線や運休期間等の発表内容に基づき、事前に休講とする場合があります。

なお、交通機関の運休による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

■杉本キャンパス
- JR阪和線全線
- JR大阪環状線全線およびOsaka Metro御堂筋線全線が同時

■中百舌鳥キャンパス
- 南海高野線全線
- JR阪和線全線および南海本線全線が同時
- JR大阪環状線全線およびOsaka Metro御堂筋線全線が同時

■阿倍野キャンパス
- JR阪和線全線と南海本線全線が同時
- JR大阪環状線全線とOsaka Metro全線が同時
- JR大和路線全線と近鉄南大阪線全線が同時
- JR学研都市線全線と京阪本線全線が同時
- JR神戸線・京都線全線と阪神本線・阪急神戸線・京都本線全線が同時

■羽曳野キャンパス
- 近鉄南大阪線全線
- 近鉄バスの藤井寺駅前〜府立医療センター間と古市駅前〜大阪府立大学羽曳野キャンパス・府立医療センター間の両方が同時
- JR大阪環状線全線とOsaka Metro全線が同時

■りんくうキャンパス
- JR阪和線全線と南海本線全線が同時
- JR大阪環状線全線とOsaka Metro全線が同時

■梅田サテライト
- JR大阪環状線全線とOsaka Metro全線が同時

■森之宮キャンパス
- JR大阪環状線全線とOsaka Metro全線が同時
- JR学研都市線全線と京阪本線全線が同時

③地震発生時の取扱い

キャンパス所在地を含む地域で震度5強以上の地震が観測された場合、該当するキャンパスでの当日の授業は休講とします。翌日以降は災害状況等を考慮の上、休講措置の有無を判断します。なお、地震が大阪府内当該地域以外で発生した場合または震度5強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとします。

また、地震を起因とする自然災害等により、避難に関する情報が発表された場合についても状況により休講等の対応を行うことがあります。

(注意事項)

①～③による休講措置がないにもかかわらず、外的要因により登下校が困難になる場合の措置については、⑥を参照してください。また、上記にかかわらず、自らの身の安全を最優先に行動してください。

④遠隔授業(同時双方向型に限る)において授業支援システム(Moodle)が停止した場合の休講について

授業支援システムが停止した場合は同時双方向型の授業に限り、原則として休講とします(授業担当教員から履修者へ個別の連絡がある場合は除きます)。ただし、別表のとおり授業支援システムの復旧の時刻により、全部または一部の授業を行います。また、遠隔授業(オンデマンド型)については休講の措置を行いません。

(別表)

■杉本、中百舌鳥、阿倍野、羽曳野、りんくう、森之宮キャンパス

運行再開・警報解除 授業支援システムの復旧の時刻	休講となる授業	実施する授業
午前7時以前	―	全授業
午前10時以前	午前開始の授業	午後開始の授業
午前10時を過ぎても解除されない場合	全授業	―

■梅田サテライト(月～金)

運転再開・警報解除 授業支援システムの復旧の時刻	休講となる授業	実施する授業
午後3時以前	―	全授業
午後3時を過ぎても解除されない場合	全授業	―

■梅田サテライト(土)

運転再開・警報解除 授業支援システムの復旧の時刻	休講となる授業	実施する授業
午前7時以前	―	全授業
午前10時以前	午前開始の授業	午後開始の授業
午前10時を過ぎても解除されない場合	全授業	―

⑤その他注意事項

対面授業をオンライン中継する授業(ハイフレックス授業)の取り扱いについては、対面授業を行っているキャンパスの授業が休講される場合にも同様に休講とします。

上記に挙げる理由以外にも、自然災害等によりキャンパスを含む所在地に避難に関する情報の発表や、Ｊアラート(全国瞬時警報システム)が発令された場合、学生の安全確保のために休講措置をとる場合があります。

なお、午前9時以降における授業の実施については、上記の取扱いを原則としつつ、状況に即して教育推進本部長が例外の判断をする場合があります。その際には、学生ポータル(UNIPA)により周知します。

⑥登下校が困難な場合の救済措置

上記により休講措置をとらない場合であっても、学生の居住地域または通学経路にある地域で、次のいずれかに該当する事態が発生したことにより学生が授業等に出席できない場合(帰宅困難となる恐れがある場合含む)、後日、授業担当者に欠席届を提出し、配慮を申し出てください。

1.居住地を含む地域における震度5強以上の地震が観測された場合
2.居住地を含む地域における避難指示の発令
3.居住地を含む地域における気象警報(暴風(暴風雪)警報、または特別警報)等の発表
4.その他災害等(居住地を含む地域または通学経路における上述の3事由に準ずる災害等)の発生
5.通学経路上の交通機関の運休または大幅な遅延の発生

II
学生生活のサポート

1. 授業料等の納付
(1)学部生・学域生・大学院生
(2)研究生・科目等履修生
2. 経済支援制度について
3. 健康管理
(1)健康管理センター(保健室)
(2)メンタルヘルスセンター
(3)「学校において予防すべき感染症」における出席停止と手続きについて
(4)AEDを使用した救命処置の流れ
4. 保険制度
(1)学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)／学研災付帯賠償責任保険(略称「付帯賠責」)／法科大学院生教育研究賠償責任保険(略称「法科賠」)＜看護学部・看護学研究科以外の学生向け＞
(2)総合補償制度「Will」＜看護学部・看護学研究科の学生向け＞
5. 学生なんでも相談窓口
(1)公益通報窓口について
(2)ハラスメントのない大学をめざして
6. 障がい等のある学生への支援
(1)アクセシビリティセンター(相談・支援の窓口)
(2)アクセシビリティセンターの役割
(3)身近な場面での手助け
(4)相談から支援の流れ
7. 海外留学の支援
8. 勉学のために
(1)図書館
(2)情報処理教育システムの利用
(3)OMUラーニングセンター(教育学修支援室　学修支援部門)
(4)学修相談・自学自習用教材
9. 学生の活動を支援
(1)大阪公立大学オンラインコミュニティ OMU-Net
(2)大阪公立大学校友会
(3)大阪公立大学教育後援会
10. 福利厚生施設
(1)生活協同組合(生協)CO-OP
(2)その他の施設
(3)学内保育園の利用について
(4)キャンパスメンバーズ制度について
11. アルバイトの紹介

1. 授業料等の納付

(1)学部生・学域生・大学院生

学部生、学域生及び大学院生の授業料等は、年額の1/2を半期毎に、ご登録いただく口座からの引落により納付していただきます。
(前期:4月1日～9月23日、後期:9月24日～3月31日)

■各期の授業料及び引落日

区分	学期	授業料	引落日
学部・学域・大学院 (大学院法学研究科 法曹養成専攻除く)	前期	267,900円	5月27日
	後期	267,900円	10月27日
大学院法学研究科 法曹養成専攻	前期	402,000円	5月27日
	後期	402,000円	10月27日

■各期の負担金額及び引落日

区分	学期	実験機器充実負担金	実習充実負担金	引落日
獣医学部	前期	42,500円	50,000円	5月27日
	後期	42,500円	50,000円	10月27日

＊獣医学部の学生は、実験機器充実負担金及び実習充実負担金を授業料と共に、前期と後期に分けて納付していただきます。
＊修学支援新制度等の授業料減免申請者や長期履修学生は、当該年度の授業料金額及び引落日が上記と異なることがあります。
＊在学中に授業料等の改定が行われる場合は、改定後の金額が適用されることがあります。
＊引落日が金融機関の休日等にあたる場合は、その翌営業日を引落日とします。
＊残高不足等の理由で引落日に引落できなかった場合は、督促状が届くことがあります。また、納付期限を経過し、督促後も未納の場合は除籍の対象となります。
＊大阪公立大学授業料等に関する規程第9条により、休学者は授業料等を納付する必要はありません。ただし、休学した日の前日及び復学した日の属する学期の授業料、実験機器充実負担金及び実習充実負担金は納付が必要になります。

■引落口座の登録

大学Webサイト内「授業料引落口座Web登録のご案内」をご覧の上、パソコンまたはスマートフォン等を通じて行ってください。
Webページ掲載場所:
https://www.omu.ac.jp/campus-life/tuition/fees/web-account-reg/
＊登録期間以外は手続できません。
＊学生ポータル(UNIPA)のマイページにて、口座情報が確認できます。
【掲示場所】UNIPA「マイページ」>学籍情報照会>登録口座情報
(注意)口座登録期間終了後の翌月上旬に更新いたします。(登録口座情報は即時反映いたしません。)

(2)研究生・科目等履修生

振込依頼書により金融機関での振込となります。授業料は、半期毎(前期・後期)に納付していただきます。各区分の授業料・納付期限は下記のとおりです。

納付期限が金融機関の休日等にあたる場合は、前営業日までにお振込ください。

なお、納付期限までに納付しない場合は、督促状が届くことがあります。また納付期限を経過し、督促後も未納の場合は除籍の対象となります。

■各区分の授業料及び納付期限

区分	金額	納付期限	
		前期	後期
研究生	29,700円(月額)	4月25日	10月25日
科目等履修生	14,800円(単位)	4月25日	10月25日

＊研究生は入学月が、4月、10月ではない場合、入学月の25日が納付期限です。

2. 経済支援制度について

経済支援制度（奨学金・授業料等減免）一覧

	学部・学域生	大学院生	
		博士前期課程 修士課程 法曹養成専攻	博士後期課程 博士課程
授業料等減免 （いずれか1制度に限り申請可。但し、学部・学域生は申請要件に該当する場合※1と※2の2制度に申請可。）	【国の制度】 国の高等教育の修学支援新制度※1 （授業料等減免＋給付奨学金）		
	【府の制度】 大阪公立大学等授業料等支援制度※2		
	【大学独自の制度】 大阪公立大学独自の授業料減免制度		
奨励金			【大学独自の制度】 研究奨励金制度
			【大学独自の制度】 特別研究奨励金制度
大学独自奨学金 （給付）	グローバルリーダー育成奨学金　河村孝夫記念奨学金 有恒会奨学金　野瀬健三奨学金　菅富士夫奨学金 楊大鵬奨学金　大学院浦上奨学金　山本正治郎奨学金		
貸与奨学金	日本学生支援機構奨学金（JASSO）		
	民間団体等奨学金（貸与・給付）		

大阪公立大学には、授業料減免制度や奨学金などの学生が利用できる経済支援制度があります。各種制度に関する詳細や申請方法については、本学のWebサイトに掲載しています。

大阪公立大学 Webサイト：教育・学生生活＞授業料等・入学料・経済支援＞経済支援ページに掲載

お問い合わせ先：大阪公立大学 Webサイト経済支援ページに掲載の窓口まで

3. 健康管理

(1)健康管理センター(保健室)

学校保健安全法に基づいて、健康診断・健康相談・応急処置を行うため、各キャンパスに健康管理センターを設置しています。但し、医師は常駐していません。

「ころんでけがをした」「急に気分が悪くなった」「近頃、体の調子がおかしい」「病院に行きたいが、何科を受診したらよいかわからない」など、健康上のことなら何でも相談してください。看護師が対応します。

＜健康診断＞

①定期健康診断

毎年4月に実施します。詳細は、学生ポータル(UNIPA)にて案内しますので確認してください。

健康の維持・促進こそ充実した学生生活を送るための第一条件となります。また、感染防止の観点からも重要になります。必ず受診してください。

なお、結果は5月下旬ごろから学生ポータル(UNIPA)で閲覧可能となります。詳細は学生ポータル(UNIPA)でお知らせします。

②特殊健康診断

研究などにより放射線使用施設に立ち入る学生、有機溶剤・特定化学物質を取り扱う学生、遺伝子組み換え実験を行う学生、病原体などを取り扱う学生に対して特殊健康診断を実施します。対象者には学部を通じて連絡しますので、必ず受診するようにしてください。

＜健康相談＞

学校医による健康相談を実施しています。日程については、学生ポータル(UNIPA)で確認してください。

＜応急処置＞

通学中や大学構内で起きた負傷や、急病に対して、応急処置を行います。必要に応じて、外部医療機関を案内します。

なお、健康管理センターでは、薬剤は置いていません。常備薬が必要な方は自分で準備するようにしてください。

＜健康診断証明書の発行＞

定期健康診断を受診した結果、異常のなかった学生は、「健康診断証明書」の自動発行が可能になります。就職活動、奨学金の申込み、留学の申請手続きには「健康診断証明書」が必要になりますので、証明書自動発行機から取得してください。在学生の皆さんは料金無料です。

発行時期は5月下旬を予定しており、詳細は学生ポータル(UNIPA)でお知らせします。

ただし、治療中の疾患がある場合や、再検査の途中である場合は、自動発行機から取得できませんので、健康管理センターまで相談してください。

(2)メンタルヘルスセンター

学生のこころの健康の保持増進を行っています。

・精神科医相談
・全般的な学生メンタルヘルスケア
・カウンセラー(臨床心理士)による学生のカウンセリング

詳しくはメンタルヘルスセンターのホームページをご覧ください。

＜カウンセリングルーム＞

カウンセラー(臨床心理士)が、対面で心の相談にお答えします。
カウンセリングルームは学生の皆さんが大学生活をよりよく過ごすためのお手伝いをするところです。
相談内容(プライバシー)は厳重に守られますのでご安心ください。
カウンセリングは予約制で、1回45分。相談は無料です。

①問い合わせ・申し込み方法

・大学Webサイトから、申込フォームに入力し、送信する。
・キャンパス内のカウンセリングルームに電話もしくは来室での問い合わせ

②キャンパスの案内

キャンパス	相談場所	連絡先	相談時間
杉本	メンタルヘルスセンター	06-6605-2111	月～金曜日　10:00～17:00
中百舌鳥	B16棟　メンタルヘルスセンター	072-254-8381	月～金曜日　10:00～17:00
阿倍野	看護学部学舎　1階事務室向かい	06-6605-2111	火曜日　9:00～11:00
羽曳野	N棟(図書厚生棟) 地下1階N208	072-950-2120	金曜日　9:00～16:45
りんくう	1階D-135号室 (臨床センター1階)	072-463-5748	火曜日　10:00～16:45

＊詳しくは大学Webサイトを参照してください。

(3)「学校において予防すべき感染症」における出席停止と手続きについて

「学校において予防すべき感染症(注１)に罹患、または罹患した疑いがある場合、大学内での感染拡大を予防するため出席停止とします。出席停止に伴い授業を欠席する場合は、欠席届の提出に加え、下記の手続きを取ってください。

【学校において予防すべき感染症に罹患または疑わしい症状がある場合の手続き】

1. 体調不良の症状が出現する

発熱・関節痛・発疹・腹痛・下痢・咳が続くなどの症状が出現

↓

2. 医療機関を受診する

①速やかに医療機関を受診
②該当の感染症であることの診断を受ける⇒この時点で出席停止となります
③医療機関で必要な診断を受け、医師に「『学校において予防すべき感染症』罹患証明書」(注2)に記載してもらう

↓

3. 大学へ連絡する(授業支援システム Moodle から提出)

添付書類:「学校において予防すべき感染症」罹患証明書(注２)

※定期試験期間中の場合は、罹患証明書とともに追試験願を提出することができます。
詳細は、授業支援システム(Moodle)の「各学部・研究科　学校予防感染症罹患時報告」を確認し、所定の手続きを行ってください。

(注1) 対象となる疾患は、学校保健安全法施行規則第十八条に定めるインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎などの感染症です。
(注2) 診断名と出席停止期間が明記されていれば、医師による診断書で代用することが可能です。
(注3) 出席停止期間における授業・試験などの取り扱いについては、各所属や研究科により異なりますのでご注意ください。詳細については各学部・研究科にお問い合わせください。

4. お問い合わせ先

- **授業に関すること**
  各学部・研究科教務担当(P.106、107　各種連絡先一覧参照)
- **医療・保健に関すること**

【杉本キャンパス】	健康管理センター	06-6605-2108
【中百舌鳥キャンパス】	健康管理センター	072-254-9985
【阿倍野キャンパス】	学務課	06-6645-3611　(医学)
		06-6645-3511　(看護)
【羽曳野キャンパス】	事務所学生グループ	072-950-2120
【りんくうキャンパス】	事務所学生・教務担当	072-463-5748

学校感染症の種類と出席停止期間の基準について

2024年12月改訂版

感染症の種類		出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）、新型インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎　その他感染症※	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	＊その他感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで

＊その他の感染症とは
　感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症等）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症など
「その他の感染症」は医師から感染の恐れがあるため登校を控えるように指示された場合に届け出てください。

関係法令：学校保健安全法施行規則第18条、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令
参考文献：「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」日本学校保健会

(4)AEDを使用した救命処置の流れ

急に目の前の人が倒れた！息をしていないようだ！というときは一刻でも早い救命処置が必要です。
救命方法とAEDの設置場所について知っておきましょう。

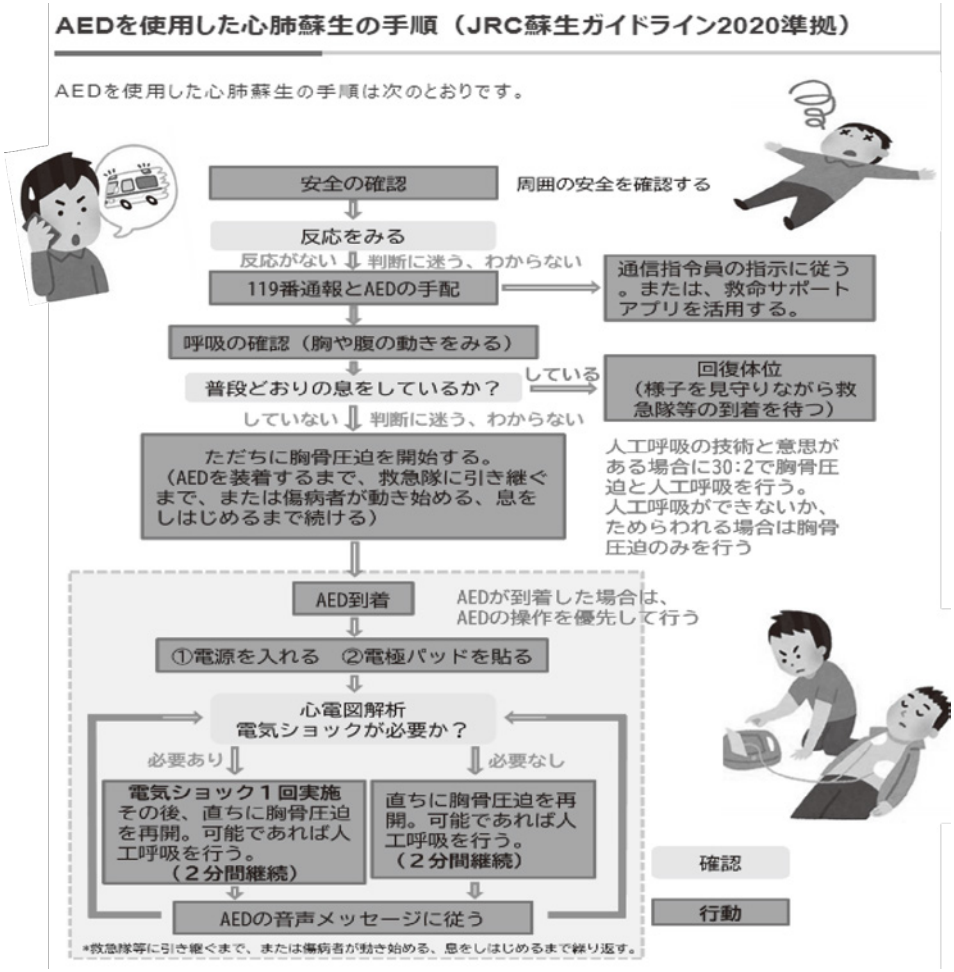

＊健康管理センターでは急なけがなどに皆さんが対応できるように応急処置やAEDの講習会を行っています。
　ご希望の方は各健康管理センターにお問い合わせください。

学内のAED設置マップについては大学Webサイトを確認してください。

4. 保険制度

次のような傷害及び賠償責任の制度があります。
入学時に全員が加入することとしています。

(1)学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)／学研災付帯賠償責任保険(略称「付帯賠責」)／法科大学院生教育研究賠償責任保険(略称「法科賠」)＜看護学部・看護学研究科以外の学生向け＞

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会が契約者となり、東京海上日動を幹事保険会社とする国内複数の損害保険会社との間で締結される共同保険です。

学研災は、学生が教育研究活動中急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合の災害を救済するための全国的災害補償制度です。付帯賠責は、正課・学校行事およびその往復等で万が一他人の身体に傷害(傷害に起因する死亡を含む)を負わせ、または他人の財物を損壊(滅失、破損もしくは汚損)させたこと等に起因して、学生が法律上の損害賠償責任を負ったことで被る損害に対して保険金が支払われる賠償責任保険です。法科賠は法曹養成専攻生の賠償責任保険です。

■詳しい内容は、大学Webサイトをご確認ください。

大学Web(ホーム)＞教育・学生生活＞学生生活支援＞学生保険
https://www.omu.ac.jp/campus-life/support/insurance/#link0
(内容)

1.学生教育研究災害傷害保険(学研災)、学研災付帯賠償責任保険(付帯賠責)について
2.学研災＋付帯賠責_保険項目組み合わせ一覧(各学部・学域、研究科、機構別)
3.保険料一覧(各学部・学域、研究科、機構別)
4.加入手続について(在学生:入学時に手続きできなかった方)
5.加入確認申請について
6.加入証明証発行申請について
7-1.保険金請求方法について【自分がケガした】
7-2.保険金請求方法について【モノを壊した／人にケガを負わせた】

(2)総合補償制度「Will」＜看護学部・看護学研究科の学生向け＞

この保険は、日本看護学校協議会共済会が運営主体となっているもので、カリキュラム上、臨地実習が必要不可欠な看護学生の、実習中の思わぬ傷害・賠償・感染事故への補償や、大学生活や日常生活での傷害・賠償事故の補償にも対応できる、保険契約と共済制度で構成された補償制度です。

看護学部・看護学研究科ではWill2を推奨しており、入学時に全員が加入することとしています。詳しい補償内容についてはWill資料をご確認ください。

保険請求の際は、大学から「事故報告書」を受け取り、必要事項を記入のうえ、速やかに提出してください。

5. 学生なんでも相談窓口

どこに相談すればよいかわからないときは、まずここへ
困ったときは気軽に相談してください。

学生生活をより豊かなものにするために、あらゆる疑問や悩み、困りごとなど気軽に相談できる体制を設けています。解決に向け、支援する関連部署と連携し、お手伝いするための窓口です。まずは問い合わせてみてください。相談内容は秘密厳守しています。

相談・問い合わせは、窓口対面やWeb、メール、オンラインを利用できます。

※別冊子【相談窓口のご案内（一人で悩まずに、まずは相談しましょう）】もご覧ください。（下記サイトにも掲載）

学生なんでも相談窓口

杉本キャンパス窓口

中百舌鳥キャンパス窓口

Webサイト窓口

https://www.omu.ac.jp/nandemosoudan/

■支援の連携

■問合せ窓口

＜学内窓口＞

学生なんでも相談窓口

杉本キャンパス　学生サポートセンター1階

中百舌鳥キャンパス　A3棟1階、B16棟（※②相談欄参照）

＜Webサイト窓口＞

https://www.omu.ac.jp/nandemosoudan

サイトでは、メール（入力フォーム）での問い合わせなどの受付応対や様々なサービスを提供していますので、ぜひご利用ください。上記QRコードや学生ポータル（UNIPA）＞学生Naviのメニューより選択するか、大学Webサイトの「学生なんでも相談窓口」よりアクセスしてください。

下記の業務を行っていますので、ぜひご利用ください。

①問い合わせ

学生なんでも相談窓口サイトから「大学に関する問い合わせ」がメールでできます。

②相談

学生なんでも相談窓口サイトの入力フォームから「メール相談」ができます。相談員が対応し、相談内容や個人のプライバシーに関する秘密は厳守されます。

（※）中百舌鳥キャンパスB16棟にも「学生なんでも相談窓口（面談室）」があります。
（開室日時等はお問い合わせください）

③Web提案箱

学生なんでも相談窓口サイトから「大学に対する意見・提案」をお寄せください。寄せられた意見・提案及び対応内容は、随時サイト上で公開します。また、学生向けの情報提供も行っています。

④電子情報掲示板

学生の皆さん向けの情報を発信しています。学部、学域、研究科等が開催する各種セミナーや講演会の情報、受講申請・奨学金申請等の手続きなど学内の掲示板情報もお知らせします。また、クラブ活動や試合・発表会情報なども発信しますので、ぜひ情報を提供してください。

《電子情報掲示板　設置場所》

キャンパス	設置場所（全18台）	
中百舌鳥	A3棟（学生センター）１階／１台	A13棟（サイエンス棟）１階／１台
	B3棟（教育棟）１階／２台	B12棟（学生会館食堂）／２台
	B13棟（シュライク）１階／２台	B12棟（学生会館１階）／１台
	B17棟（国際交流会館 I-wingなかもず）／１台	B15棟（シエル）／１台
	C5棟（学術情報センター）１階／１台	C10棟（先端科学研究センター）１階／１台
羽曳野	B棟１階／１台　L棟（管理講堂棟）１階／１台	N棟（図書厚生棟）地下２階／１台
りんくう	１階ロビー／１台　２階カフェテリア／１台	

(1)公益通報窓口について

公立大学法人大阪における不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに、公益通報者の保護を図ることをもって、法令遵守の強化及び法人の健全な発展に資することを目的として、公益通報及び公益通報に関する相談への対応窓口を設置しています。

1　公益通報窓口とは

法人の役員、教職員等の法人の業務に係る犯罪行為や不正行為について通報する窓口です。学生からの通報も可能です。

2　公益通報窓口の設置

法人の内外に公益通報窓口を設置しています。

内部窓口　監査室
外部窓口　宇佐美法律事務所

3　その他詳細について

公益通報は法令及び法人の公益通報規程に則り、厳正に取り扱われます。「虚偽の通報又は法人若しくは他人を誹謗中傷する通報その他の不正目的の通報」は禁止されており、違反者は懲戒対象となる場合があります。

通報又は相談の方法やその他詳細については以下に掲載していますので、ご覧ください。

「公立大学法人大阪Webサイト」>「コンプライアンス」>「公益通報について」

(2)ハラスメントのない大学をめざして

ハラスメント(セクハラ、アカハラ、パワハラなど)を人権侵害と捉え、防止対策に取り組んでいます。

○ハラスメントって何?

◆セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)とは?

相手を不快にさせる性的言動・行動をセクシュアル・ハラスメントといいます。また、男女の特性・役割分担の固定化した言動なども含まれます。

◆アカデミック・ハラスメント(アカハラ)とは?

教育研究の場で、権力や地位を利用して正当な理由なく相手方に不利益を与えることをアカデミック・ハラスメントといいます。

◆パワー・ハラスメント(パワハラ)とは?

職場で、職務権限などの力を利用して行う嫌がらせをパワー・ハラスメントといいます。

～例えば次のようなケースが、ハラスメントになります～

◇ケース1◇

講義中に先生が卑猥な冗談を言ったが、私が笑わないでいると「冗談が通じない」とからかわれた。

私は不快に感じているため抗議したいが、自分の成績に響くのではないかと思って我慢しています。

◇ケース2◇

かなり重い実験機材を一所懸命運んでいたところ、「男のくせに。さっさと運べよ。」と言われかなり頭にきました。

◇ケース3◇

先生の都合で実験が突然中止され、明日に行うと一方的に言われました。

明日は都合がつかないと伝えたところ、以後は実験メンバーからはずされてしまいました。

◇ケース4◇

先生に、「君はゼミの発表をしなくてもいいよ」と言われました。

他の学生には熱心に指導しています。学生ごとに指導に著しい差があるのはおかしいと思います。

○もしあなたが「ハラスメントでは?」と思われる行為にあったら・・・

◆自分にも落ち度があったとか、NOと言えない自分がいけないと考えがちですが、そうじゃない可能性もあります。相談員と一緒に考えてみませんか。

◆1人で抱え込まずに、信頼できる人や相談員に相談してみましょう。

◆言葉や態度で自分はそのような行為を「望んでいない」「受け入れられない」「不快だ」ということを伝えてみることも一つの方法ですが、表明するのが難しいこともあります。どうするのがいいか一緒に考えましょう。

◆「いつ、何があったか」の記録が役に立つこともあります。

～あなた自身は大丈夫?チェックしてみましょう～

自分がそのつもりではなくても、相手にとっては不快な場合、あるいは立場の利用としか受け取れない場合があります。

拒否できない弱い立場の人を思いやることが大切です。

まして、地位や権力を利用した性的な嫌がらせは許されるものではありません。

- **CHECK1☑**
  自分の言動に対する相手の反応が、なんとなく否定的だったり嫌がられたりしていませんか。そのような場合には、「この言動は相手に歓迎されていない」と思わなくてはいけません。
  相手の気持ちや態度を読み取る力を養いましょう。
- **CHECK2☑**
  自分の言動によって他の人が大学に来づらくなる状況を生み出していませんか。
  陰口、誹謗中傷など、思い当たることがあったらすぐにやめましょう。
- **CHECK3☑**
  「自分の言動はもしかしてハラスメント?」「いや違うかな?」と迷っていませんか。
  その時は、同じ事を誰かが自分の親しい人にしたとしたら、自分はどう感じるか考えてみましょう。
- **CHECK4☑**
  自分の行動がハラスメントかどうか、わからないことがあれば、相談員に聞いてみましょう。

○相談方法は

ハラスメントについての相談員及び連絡先(一覧)は学生ポータル(UNIPA)＞学生Navi＞ハラスメント防止・人権関連に掲載しています。

相談の申し込みは、相談者が、相談員一覧から任意に相談員を選び、相談者から相談員へメール等で直接コンタクトします。所属する学部学科に関わりなく、どの相談員に相談しても構いません(なお、相談員の業務繁忙等で対応できない場合もあり、その際は別の相談員へご相談いただくこともあります)。一人で相談しにくい場合には親しい友人などに付き添いをしてもらっても構いません。

◆相談員は相談者のプライバシーを守り、相談内容については、秘密を厳守し、相談に訪れたことによって不利益を受けることがないように配慮しながら、問題を適切かつ迅速に解決するよう努めます。なお、相談者が相談員の対応に納得がいかない場合は、別の相談員に相談することもできます。

◆ハラスメント相談に関するさらなる情報は下記ホームページからご参照ください。
https://www.omu.ac.jp/campus-life/support/harassment/

STOP ! HARASSMENT OSAKA METROPOLITAN UNIVERSITY

相談員の氏名と連絡先は、学生ポータル(UNIPA)＞学生Navi＞ハラスメント防止・人権関連に掲載しております。

6. 障がい等のある学生への支援

(1)アクセシビリティセンター（相談・支援の窓口）

アクセシビリティセンターは、障がい、性的指向や性自認（SOGI）等を理由として支援を必要とする学生のための相談・支援窓口です。アクセシビリティセンターでは、障がいのある学生や、性的指向や性自認（SOGI）に関連した困難さのある学生にとっての社会的障壁を可能な限り除去し、学生が持ちうる能力を最大限に発揮できる環境を整えるため、修学における相談・支援方法の提案・支援者の派遣などを行い、支援のコーディネートを行っています。

(2)アクセシビリティセンターの役割

■修学相談

障がいのある学生やSOGI等を理由に修学上何らかの困難さのある学生の困難の状況やその理由、要望をお聞きします。コーディネーターと学生が面談を重ねる中でご本人のニーズを明確にし、支援について検討します。

障がいのある学生に対しては、必要に応じて合理的配慮の申請の提案を行います。また、提供された合理的配慮（注１）の状況について学生と定期的に面談を行うことで、「支援が適切に行われているか」「支援状況に問題はないか」を把握（モニタリング）します。一連の流れはP.35を参照してください。

注１大学における合理的配慮とは？：「障害のある者が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」であり、「障害のある学生に対しその状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「大学等が体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」である。（文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ、第二次まとめ）」より抜粋）

■支援者のコーディネート

授業での人的支援（ノートテイク、代筆、移動支援等）を必要とする在籍学生に対し、学生サポートスタッフの派遣を行います。支援を受ける学生や学生サポートスタッフからのフィードバックをもとにして、質の高い支援ができるように随時調整を行います。

■学生サポートスタッフの養成・派遣

合理的配慮を必要とする学生に対してサポート活動を行う学生を「学生サポートスタッフ」と呼びます。学生サポートスタッフは、ノートテイク、代筆、移動（教室間）等の支援を行います。活動にご協力くださる方は、アクセシビリティセンターまで申し出てください。

＜養成研修＞

- ノートテイク等の支援活動についての技法や知識を学ぶことができる研修を受講していただきます。
- 修了後、希望者は学生サポートスタッフとして登録を行い、支援活動に従事できるようになります。

＜サポート活動＞

- 授業の空き時間を利用して活動していただきます。
- 学生サポートスタッフに対し、大学から所定の謝金が支払われます。

■教員への支援

教員に対し、障がい等のある学生への配慮の方法や有効な環境整備などに関する提案・情報提供をします。また、授業で使用する視聴覚教材の文字起こしなどの補助的な支援を提供し、授業の運営をサポートします。要請に応じて、FD研修・講師派遣も行っております。

■各種セミナー、研修、シンポジウムの開催

障がいのある学生への支援や、SOGI等に関わる理解・啓発を進めるために、アクセシビリティセンターでは学内セミナーや研修会を開催しています。セミナー等の開催については、学生ポータル（UNIPA）やアクセシビリティセンターWebサイトで情報を発信しています。

■バリアフリーに向けたキャンパス・施設の環境整備への提言

学生が教育・研究、学内での活動に支障がないよう、アクセシビリティセンターを利用する学生からの要望をうけて、キャンパス内における物理面・ソフト面での社会的障壁（バリア）を除去できるよう提案を行います。（例：押し引き戸からスライドドアへの改修、講義棟前の段差に視認性を高める蛍光テープ貼付を行う、バリアフリートイレの設置など多様な学生が利用可能な設備の充実など）

キャンパス内で不便に感じる点がありましたらお知らせください。

(3)身近な場面での手助け

＜基本的なこと＞

その人が何をしてほしいのかを聞いて、それから行動することが大切です。状況に応じて、例えば耳が不自由な人に対して“顔を向けゆっくりはっきり話す”“筆談をする(携帯電話の文字入力画面を使う)”といったように、コミュニケーションをとるにあたり心配りをすることが望ましい場面もあるでしょう。

また、もし何か困っている様子の人を見かけたら、まずは「何かお手伝いできることはありますか？」と声をかけることが大切です。時には「大丈夫です。」と断られるかも知れませんが、手助けをする気持ちがあると示すことが支え合いの第一歩になります。

【日頃からの心がけ】

例えば、歩道に敷かれている点字ブロックの上に物を置いたり自転車を停めたりすると、点字ブロックを頼りにして移動する人が困ります。自転車の駐輪については、所定の自転車置場以外の場所やスロープへの導線となるスペースに停めてしまうと、目の不自由な人や車いすを使用している人たちにとって大きな障害物となります。このような事態を引き起こさないようにするためには、日頃からの個々人の心がけ、互いの声のかけ合いが大切です。

【問い合わせ先】

Webサイト　URL: https://www.omu.ac.jp/accessibilitycenter/

所属・出願予定　学部・学域・研究科等	キャンパス	電話番号 メールアドレス	場所
現代システム科学域/研究科、情報学研究科 工学部/研究科(建築学科、都市学科、化学バイオ工学科除く) 農学部/研究科、獣医学部/研究科 看護学部/研究科(阿倍野キャンパス所属の学生除く)	中百舌鳥	072-254-9867 gr-gks-ac@omu.ac.jp	A3棟1階 1番窓口横のインターホンにてお知らせください。
文学部/研究科、法学部/研究科、経済学部/研究科 商学部/経営学研究科、都市経営研究科、理学部/研究科 工学部/研究科(建築学科、都市学科、化学バイオ工学科) 医学部/研究科 医学部リハビリテーション学科/リハビリテーション学研究科 生活科学部/研究科 看護学部/研究科(阿倍野キャンパス所属の学生)	杉本	06-6605-3650 gr-gks-ac@omu.ac.jp	学生サポートセンター 1階

(注1) メールでの問い合わせの場合は、アクセシビリティセンターへの相談内容、所属キャンパス・学部/学域/研究科・学年・学籍番号・名前を記載してお問い合わせください。

修学上の合理的配慮の申請手順と提供までの流れ

（2024年4月現在）

初回面談から合理的配慮の提供まで、1か月ほどかかります。

1 初回面談

アクセシビリティセンター(以下、AC)のコーディネーターやアクセシビリティ支援委員が、
修学上でお困りになっていることをお聞きします。
合理的配慮の申請希望がある場合、手順の説明を行います。

2

合理的配慮の申請(根拠資料の提出含む)

3 申請内容の確認

アクセシビリティ支援委員とACが申請者のニーズを把握し、
修学環境を確認した上で、申請者の合理的配慮の申請内容について共に検討し
サポートします。

4 合理的配慮内容の決定

「障がいのある学生の修学上の合理的配慮検討会議」が開催されます。
会議において、申請者とACコーディネーターが作成した書類に基づき、
合理的配慮依頼書の内容が審議、決定されます。

5 合理的配慮依頼書の配付

合理的配慮の提供

会議で合理的配慮依頼書について承認を得られたら、
以下の手順で合理的配慮が提供されます。

① 申請者は決定された合理的配慮依頼内容についての説明を受けます。
② 大学から、合理的配慮依頼書を授業担当教員に配付します。
＊万が一、配付された合理的配慮依頼書に不服・異議がある場合、
申請者は合理的配慮検討会議に申し立てを行うことができます。
③ 支援者派遣が承認された場合は、アクセシビリティセンターより
学生サポートスタッフを派遣します。(ノートテイカー等)
④ 支援機器の貸し出しがある場合も開始します。

6 継続面談

合理的配慮の内容が申請者の大学生活において適切かどうかをフォローアップ面談にて
確認します。また、合理的配慮内容の変更調整についても、必要に応じて検討をします。

※継続面談は、申請者の状況に応じてアクセシビリティセンターと一緒に
頻度を決めます。

7. 海外留学の支援

本学では、海外留学を推進するために、語学研修や交換留学制度、海外留学のサポートなどを積極的に行っています。海外留学の相談は教育推進課　国際教育担当まで、お気軽にお問合せください。

■留学の種類

大阪公立大学の海外留学制度は、「交換留学」、「認定留学」、「語学研修・短期留学プログラム」の3種類があります。最新の情報は学生ポータル（UNIPA）をご確認ください。

- **交換留学制度**

交換留学とは、本学の学術交流協定締結校に1学期間または1年間留学するプログラムです。本学に在学したまま海外留学でき、留学先で取得した成績は、審査を経て本学の単位として認定される場合があります。留学中は本学に授業料を納入し、留学先大学の授業料は免除されます。

- **認定留学制度**

交換留学以外の形態で海外留学をする場合、一定の条件を満たすことにより、在学しながら留学することが認められる制度です。留学先で取得した成績は、審査を経て本学の単位として認定される場合があります。留学中は本学及び留学先大学への学費の納入が必要です。

- **語学研修・短期留学プログラム**

夏休みや春休みを利用した「語学研修・短期留学プログラム」を実施しています。本学の単位として認定されるプログラムもあります。

■海外留学にかかる助成制度

海外留学のための奨学金等の募集案内は学生ポータル（UNIPA）に随時掲載します。留学を検討されている方は学生ポータル（UNIPA）にて詳細をご確認ください。

■学生ポータル（UNIPA）への情報掲載

学生ポータル（UNIPA）に掲載する情報は主に「海外留学に関する情報」、「国際交流イベント情報」の2種類です。こまめにチェックしてください。

- **海外留学に関する情報**

教育推進課　国際教育担当で実施する留学説明会の案内をはじめとして、留学制度、留学プログラム、語学試験関係、留学のための奨学金などの情報を掲載しています。また、学外団体からの情報も掲載します。

- **国際交流イベント情報**

留学生との研修や文化紹介イベントに参加したり、大阪にいながら世界に触れる機会があります。大小さまざまな交流行事が行われ、留学情報が集まるGlobal Villageや、留学生と日本人学生が共同生活する国際交流会館I-wingなかもずでは、異文化交流のチャンスが満載！

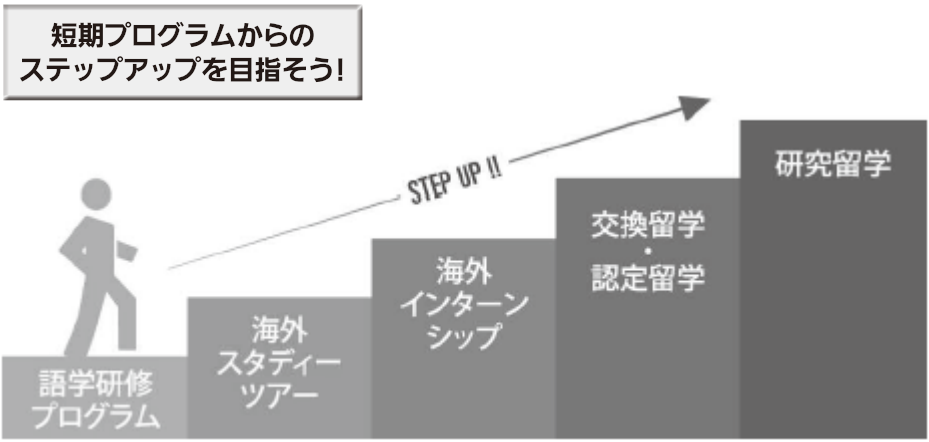

8. 勉学のために

(1)図書館

それぞれのキャンパスに図書館があり、所蔵資料の閲覧・貸出などのほか、電子ジャーナル等を含む資料の利用や、各種サービスについての相談を受け付けています。本学の学生は、下記のすべての図書館を利用できます。

なお、図書館利用の詳細はLIBRARY GUIDEまたは図書館Webサイトをご覧ください。

【図書館Webサイト】
https://www.omu.ac.jp/library/

■大阪公立大学図書館一覧

名称	開館時間			休館日	場所
杉本図書館 ☎06-6605-3240	月～金	授業のある日	8:30～21:00※1	授業のない期間の日曜日、授業のない祝日、年末年始	杉本キャンパス 学術情報総合センター
		授業のない日	9:00～21:00		
	土		10:00～19:00		
	日	授業のある期間	10:00～17:00		
中百舌鳥図書館 ☎072-254-9152 ※2	月～金	授業のある日	8:30～21:00	授業のない期間の土・日曜日、授業のない祝日、年末年始	中百舌鳥キャンパス C5棟
		授業のない日	9:00～19:00		
	土・日	授業のある期間	10:00～17:00		
阿倍野医学図書館 ☎06-6645-3491	月～金		9:00～21:00	日曜日、祝日、年末年始	阿倍野キャンパス あべのメディックス 8-9階
	土		10:00～19:00		
羽曳野図書センター ☎072-950-2956	月～金	授業のある日	8:30～21:00	日曜日、授業のない祝日、年末年始	羽曳野キャンパス N棟1-2階
		授業のない日	9:00～19:00		
	土		10:30～19:00		
りんくう図書室 ☎072-463-5763	月～土		7:00～24:00※3	日曜日、授業のない祝日、年末年始	りんくうキャンパス B214室

◎施設により利用できるサービスが異なります。詳細は各施設にお問合せください。
※1　8:30～9:00のカウンターサービスは貸出・返却受付のみ
※2　分室の開室時間は図書館Webサイトをご覧ください。
※3　職員対応可能時間：月～金の9:00～17:30
◎羽曳野図書センターは2025年度前期終了後に閉館、後期より森之宮ライブラリーを開設する予定です。

■図書館利用者カード

学生証(ICカード)は、図書館利用者カードを兼ねています。入退館及び図書の貸出など各種サービス利用に必要ですので、必ず携帯してください。

科目等履修生、研究生、研修生の方は図書館カウンターで利用者カードを発行します。手続きの詳細はカウンターでおたずねください。

■図書の貸出

		貸出冊数	貸出期間	
			開架	書庫
杉本図書館	学生(1-3年生)	10冊	2週間	
	学生(4年生以上)、大学院生	20冊	2週間	2か月
中百舌鳥図書館	学生(1-3年生)	10冊	2週間	
	学生(4年生以上)、大学院生	20冊	4週間	
阿倍野医学図書館	学生、大学院生	10冊	2週間	2か月
羽曳野図書センター	学生(1-3年生)	10冊	2週間	
	学生(4年生以上)	10冊	4週間	
	大学院生	20冊	4週間	
りんくう図書室		5冊	2週間	

◎長期休業中は、貸出期間の延長等を行っています。
◎貸出中図書の予約、他キャンパスの図書の取り寄せなどができます。

自宅からでも利用可能なサービス

■蔵書検索システムOPAC(オパック)

OPACとは、オンライン蔵書目録のことです。学内全キャンパスの蔵書を検索することができます。Webで公開していますので、どなたでも、どこからでも利用できます。図書館WebサイトからOPACにアクセスしてください。また、図書館内には専用端末を設置しています。

■電子ブック・電子ジャーナル・データベース

図書館では紙の図書・雑誌だけでなく、電子ブックをはじめ、雑誌論文が読める電子ジャーナルや学術情報を探すためのデータベースなど、多数の電子リソースを提供しています。キャンパスネットワークに接続してご利用ください。利用できる電子リソースは、図書館Webサイトで確認できます。

■Webサービス(各種手続き)

図書の予約や貸出期限の延長、文献取り寄せの申込などの各種手続きと、利用中サービスの状況照会をWeb上で簡単に行えます。

■レファレンスサービス

資料の探し方、学外資料の利用方法など、図書館を利用する上でわからないことがある時や困った時は、各図書館のカウンターで質問してください。図書館Webサイト上のフォームから相談することもできます。
たとえば、

- 蔵書検索の方法がわからない
- インターネットやデータベースで情報検索したい
- 特定のテーマについての情報を調べたい
- 本学以外の図書館や情報機関の利用方法を知りたい

■講習会

データベースの利用講習会などを実施しています。開催日時、内容は図書館Webサイト、ポスター等でお知らせしますので、ぜひご参加ください。Webで自学自習できるコンテンツも用意しています。

その他のサービス・イベント

■相互利用サービス

利用したい資料が学内にない場合は、他の図書館の資料を利用することができます。

手続きの詳細は、各図書館カウンターでおたずねください。

- 学外文献複写（有料）：論文のコピーを郵送で取り寄せる
- 学外図書借受（有料）：図書を郵送で借り受ける
- 訪問利用（事前申込制）：他大学などの図書館へ行って資料を利用する
- 関西大学図書館の利用：大学間の包括連携協定に基づき、正規学生（院生含む）は利用登録が可能

■学生選書

学生の皆さんが図書館に置く本を選ぶ「学生選書」を実施しています。学生選書委員は年１回募集しています。詳細な情報は、図書館Webサイト、ポスター等でお知らせします。

※大学教育後援会のご協力により実施しているイベントです。

施設

■ラーニングコモンズ

ラーニングコモンズは、学生の自主的な学習＝アクティブ・ラーニングを支援するためのスペースで、各キャンパスに設置されています。室内は無線LANを完備しており、備え付けのホワイトボードやプロジェクタも利用できます。

	開室時間			休室日
杉本キャンパス 学術情報総合センター5階　※1	月～金		9:00～20:45	授業のない期間の日曜日、 授業のない祝日、年末年始
	土		10:00～18:45	
	日	授業のある期間	10:00～16:45	
中百舌鳥キャンパス C5棟1階　※1	月～金	授業のある日	8:30～21:00	授業のない期間の土・日曜日 授業のない祝日、年末年始
		授業のない日	9:00～19:00	
	土・日	授業のある期間	10:00～17:00	
中百舌鳥キャンパス B2棟1階　※1	月～金	授業のある日	8:30～21:00	土・日曜日、授業のない祝日、 年末年始
		授業のない日	9:00～17:00	
阿倍野キャンパス あべのメディックス8階　※1	月～金		9:00～21:00	日曜日、祝日、年末年始
	土		10:00～19:00	
羽曳野キャンパス N棟地下１階　※2	月～金	授業のある日	8:30～21:00	日曜日、授業のない祝日、 年末年始
		授業のない日	9:00～19:00	
	土		10:30～19:00	
りんくうキャンパス 2階	月～日		7:00～24:00	年末年始 （カフェテリア営業時間は食堂として利用）

※1　入退室時に図書館利用者カード（ICカード）が必要

※2　プロジェクタ設置なし。2025年度は前期のみの開室となります。

◎羽曳野キャンパス、りんくうキャンパスのラーニングコモンズ利用詳細については、各キャンパス事務所へおたずねください。

(2)情報処理教育システムの利用

【重要】情報処理教育システムは、2025年4月よりリニューアルしました。
- **PC教室/PC自習室は、クラウド教室Eclairと学生PC活用教室に変更しました。**
- **プリントサービスは、2025年2月でサービス提供を終了しました。**
- **貸出ノートパソコンサービスは、2025年2月でサービス提供を終了しました。**

情報処理教育システムは、皆さんが大学でご自身のパソコンを使って授業を受けたり、自習したりするにあたりよりよい環境で授業や自習が行えるように以下の2つのサービス提供をしています。

①クラウド教室Eclair:皆さんのパソコンからクラウド上のパソコン(Windows11)にアクセスし授業で利用する特殊なソフトウェア等を使用することができます。
②学生PC活用エリア(教室・自習室):外部ディスプレイ、給電設備、Wi-Fiが完備された教室を自習でも利用できます。※中百舌鳥キャンパスと杉本キャンパスのみ

詳細は、情報基盤センターWebサイトをご覧ください。
https://www.omu.ac.jp/cii/ecs/

■クラウド教室Eclair

クラウド教室A(標準)とクラウド教室B(CAD/デザイン系)という2種類のパソコン環境があり、自習で利用できます。従来のPC教室の場合、その場所に来なければ使えませんでしたが、クラウド教室Eclairであれば、使用場所を問わず遠隔で利用することができます。提供時間、接続方法、利用可能なソフトウェア等の詳細は、情報基盤センターWebサイトをご確認ください。

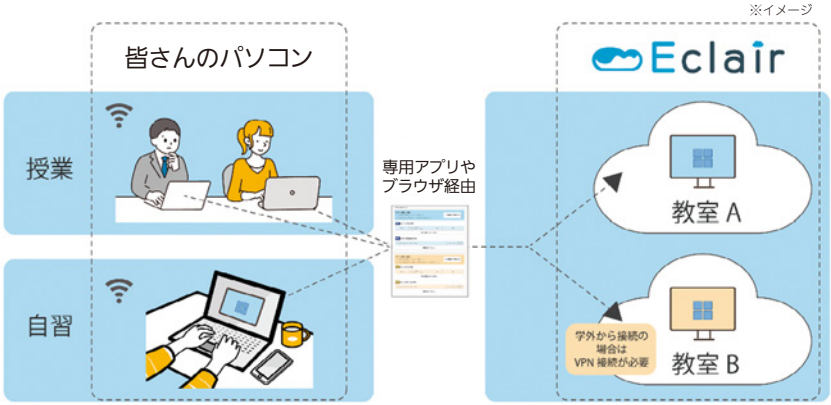

※注意事項※
〇あくまで教育目的でご利用ください。授業や自習以外での利用は禁止です。
〇クラウド教室Eclairを授業で利用する場合は、担当教員から指示があります。
〇クラウド教室Eclairは接続数に限りがあるため、皆さんのパソコンにインストールできないソフトウェアを利用する場合に限りご利用ください。

例えば…
Office(Word/Excel等)やブラウザ、Teams/Zoomを使いたい　→皆さんのパソコンを利用
授業で使用する専門的なソフトウェアを使って自習したい　→クラウド教室Eclairを利用

■学生PC活用エリア（教室・自習室）

中百舌鳥キャンパスと杉本キャンパスの数箇所に情報処理教育システムが提供する教室・自習室があります。外部ディスプレイ、給電設備、Wi-Fiが完備されていますので、ご利用ください。

- 教　室：授業期間中、授業で使用していない時間は利用可能です。
- 自習室：建物に入館可能な時間はいつでも利用可能です。

学生PC活用エリア（教室・自習室）の利用時間

区分		設置場所	席数	自習可能時間　※	外部ディスプレイ	Wi-Fi 給電設備
杉本キャンパス	自習室	学術情報総合センター5階 オープンスペース	100	月～金　9:00～21:00 土　10:00～19:00 日　10:00～17:00	10席のみ	○
	教室	学術情報総合センター 5階 情報教育実習室5A	50	平日　9:00～21:00	全席	○
		学術情報総合センター9階 情報教育実習室9C	90	平日　9:00～17:00	全席	○
		学術情報総合センター9階 情報教育実習室9D	50	平日　9:00～17:00	全席	○
中百舌鳥キャンパス	自習室	C5棟3階 オープンスペース	61	平日　9:00～21:00	10席のみ	○
	教室	C5棟3階 情報教育教室 （実習室1 Bスパン）	55	平日　9:00～21:00	全席	○
		C5棟3階 情報教育教室 （実習室1 Cスパン）	45	平日　9:00～21:00	全席	○
		B5棟2階 2B-40	50	平日　9:00～21:00	全席	○
		A13棟2階 209	48	平日　9:00～18:00	全席	○

※自習可能時間は変更となる場合があります。最新の情報は情報基盤センターWebサイトをご確認ください。
※学生PC活用エリア以外にも、学域・学部・研究科によっては、自習等で利用できる教室が用意されている場合があります。

（3）OMUラーニングセンター（教育学修支援室　学修支援部門）

学生の皆さんの自主的・能動的な学びをサポートします。専属スタッフによる一般学修相談・英語学修支援・数学学修相談の実施の他、大学での学びに役立つイベントも行っていますので、ぜひ積極的にOMUラーニングセンターの学修支援をご活用ください。（各種相談の詳細は次ページ（4）学修相談・自学自習用教材でご確認ください。）

■OMUラーニングセンター　Webサイト：https://www.omu.ac.jp/las/tlc
※各種相談・イベントはオンラインでも実施中ですので、通学するキャンパスに関わらずご利用いただけます。

■OMUラーニングセンター自習室：杉本キャンパス　共通教育棟１階　815教室隣

杉本キャンパス共通教育棟１階にはOMUラーニングセンターが運営する自習室があり、グループディスカッションやグループワークの練習が行えるスペースも併設しています。憩いながら学びを深める場としても、ご利用お待ちしております。

2025年度後期以降、OMUラーニングセンターは本部機能を森之宮キャンパスに移転し、各種学修支援を提供する予定です。

(4)学修相談・自学自習用教材

①学修相談

名称	時間	内容	場所／アクセスURL
一般学修相談	月～金(予定) 10:50～18:00 ※詳細はWebサイトでご確認ください。	レポートやプレゼン、学修計画など学び全般をサポート。大学での学びについて、なんでもご相談ください。	
英語学修支援	①～③の支援をそれぞれ週1回実施 (※実施曜日等詳細はWebサイトでご確認ください)	国際基幹教育機構の英語教育担当の先生によるチュータリング形式(対面・Online)の学修支援 ①日本人教員による学修支援。英語自主学修に関するさまざまな相談を受け付けます。 前期:水　13:15～14:45 後期:月　10:45～12:15 ②ネイティブ教員による学修支援。英語自主学修に関するさまざまな相談を受け付けます。 前期:月　10:45～12:15(Onlineのみ) 後期:水　10:45～12:15 ③ネイティブ教員によるWriting支援。月替わりの課題の添削指導、弱点克服のアドバイスを行います。 前期:水　15:00～16:30 後期:木　15:00～16:30	杉本キャンパス 共通教育棟 1階815教室隣 教育学修支援室 (OMUラーニングセンター) 相談予約受付は以下から オンラインでの相談も可能です https://www.omu.ac.jp/las/tlc/contact/reserve.html
数学学修相談	水・木(予定) 12:15～15:45	数学科目に関する相談、その他授業や教科書の質問、ステップアップのための相談のほか、ご自身に合わせた学修計画の策定(課題＆添削を定期的に実施)など、数学に関することならなんでもご相談ください。	
	月～金 ※詳細はWebサイトでご確認ください。	基幹教育科目の数学の授業内容に関する質問・学習相談を予約なしで受け付けています。	**2025年度前期** **中百舌鳥キャンパス** **数学相談室** (B3棟2階216) ※2025年度後期から森之宮キャンパスに移転します。 https://www.omu.ac.jp/las/sbj/sci/math/mcr/
	週2～3回程度 ※詳細はWebサイトでご確認ください。	本学数学研究所と理学部数学科の協働による独自の「数学相談室」を開設しています。数学研究所の若手特任教員2～3名が、線形代数(基礎数学Bを含む)・微積分(基礎数学Aを含む)・集合・位相・複素解析、その他の内容についても質問や相談を受け付けています。対面またはオンライン(Zoom)で相談可能です。	**杉本キャンパス** **数学研究所** **数学相談室** https://sites.google.com/site/mathhelpocu/

※開室時間・開催場所については変更となる可能性があります。最新の情報はWebサイト等でご確認ください。

②自学自習用教材

名称	時間	内容	場所／アクセスURL
理数基礎 e-Learning	月～金 9:00～17:00	基礎教育科目(数学・物理学・化学・生物学・地学)の学習をサポートするための自習用e-learning教材です。後期以降は森之宮キャンパスOMUラーニングセンター内に一部教材を移転予定です。	中百舌鳥キャンパス SEL教室 (B3棟2階213教室)
英語 e-Learning	―	レベルや目的に合わせて、自分のペースで英語を学べる自学自習用e-learning教材、Academic Express3が提供されています。ご自身のPC、スマートフォン、タブレットからOMU IDとパスワードを使って、いつでもアクセスできます。	https://acexp.las.omu.ac.jp (変更の可能性あり、確定後ポータルに掲載)
学びのTips	―	学生のみなさんの要望から生まれた、自律的な自学自習のための学修教材です。テーマごとに様々な学びのポイントがコンパクトにまとめられており、自分に必要なTipsを見つけて活用することができます。	https://www.omu.ac.jp/las/tlc/for_student/materials/tips.html

9. 学生の活動を支援

(1)大阪公立大学オンラインコミュニティOMU-Net

～つながりが生まれるネットワーク～OMU-Netで広がる可能性

OMU-Netは、大学と大阪公立大学、大阪市立大学、大阪府立大学の同窓会・卒業生・在学生の広範な連携を目的としたオンラインコミュニティサイトです。

OMU-Netに登録していただくと、登録済みの同窓生やOB・OGの検索ができ、システム内の私書箱機能を利用して個別にメッセージを送信することなどが可能です。ぜひご登録いただきご活用ください。

- 渉外企画課　〒536-0025　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号　UR森之宮ビル3階
  TEL:06-6967-1837
- OMU-Net Webサイト　https://www.omu.ac.jp/about/community/omu-net/

(2)大阪公立大学校友会

就活～卒業後、社会人になってからも役立つ卒業生ネットワーク

●大阪公立大学校友会

大阪公立大学校友会は、大学と会員との連携・交流ならびに会員相互の親睦と交流を図るとともに、大学および地域や社会の発展に寄与することを目的としており、前身校を含む卒業生をはじめ、在学生・教職員等を会員とした全学同窓会組織です。

校友会では、大学と連携・協同して実施するキャリア支援等の在学生サポートをはじめ、大学と学生に対してさまざまな協力・支援活動を行います。卒業後についても、卒業生間の親睦を深める事業や、Webサイト・会報などを介した各種情報提供を行います。

- 校友会事務局　〒536-0025　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号　UR森之宮ビル2階
  TEL:06-6967-1800
  Mail:omua-info@omu-alumni.com
- 校友会Webサイト　https://www.omu-alumni.com/

(3)大阪公立大学教育後援会

教育後援会は学生生活を全力でサポートします

教育後援会は、大阪公立大学の教育・人材育成活動を支援するとともに、会員相互の親睦・交流を深め、大学の発展に寄与することを目的とし、保護者会員を中心に大学の各学部・学域・研究科、学務関係部署との連携・協力の下に運営される大学支援組織です。在学生に実りある学生生活を送っていただくため、様々な支援を行います。多くの優れた人材が輩出されることを願って、優秀な学生の表彰やTOEIC等の検定試験の受験料補助などの勉学支援、就職支援、クラブ・サークル等の課外活動への助成、教育環境整備支援など、様々な支援事業を推進します。

- 教育後援会事務局　代表オフィス:杉本キャンパス　TEL:06-6605-3420
  〒558-8585　大阪府大阪市住吉区杉本3-3-138　田中記念館2階
  Mail:jimukyoku@omu-esa.org
- 教育後援会Webサイト　https://www.omu-esa.org

10. 福利厚生施設

(1)生活協同組合(生協)CO-OP

大阪公立大学生活協同組合は、本学の学生、教職員を組合員とし、組合員に購買、食堂等の福利・厚生に係るサービスの提供を行っています。組合員へのサービス提供は、組合員からの出資金を基に運営しています。生協にご加入のうえ、ご利用ください。

①提供しているサービス

■総　務：生協・共済の加入・組合員情報(住所・連絡先)の変更などを受付しています。
■購　買：学生生活で必要となる文房具、パソコン等を組合員価格で販売しています。
その他、コンビニでの食品・飲料などの販売や大学オリジナルグッズ等も販売しています。
■食　堂：生協食堂では、「安全」「安心」にこだわったメニューを提供しています。
ご利用の際は生協組合員証をご呈示ください。ご呈示なき場合は「来訪者価格」を適用させていただきます。
■書　籍：大学における授業等で必要な教科書、参考書、専門書を組合員価格で販売しています。
■住まい：安心して学生生活が送れるよう、住まい紹介事業を行っています。
■その他：資格取得や、公務員試験対策講座、就職活動に関するサポート、教習所の受付も行っています。
※各種サービスの詳細は、下記のWebサイトよりご確認ください。

②施設詳細

施設名			場所
中百舌鳥キャンパス	書籍購買 POCO	コンビニ	B14棟1F
		カウンター受付	
	fu・dining(食堂)		B12棟(学生会館)1F
	セリーゼ(テイクアウト販売)		
	シュライク(休業中)		B13棟(第2学生会館)1F
	ベーカリーカフェ		B15棟(シエル)1F
	総　務		B14棟1F
羽曳野キャンパス	購　買		N棟(図書厚生棟)B1F
	食　堂		N棟(図書厚生棟)B2F
りんくうキャンパス	書籍購買		2F
	食　堂		2F

施設名			場所
杉本キャンパス	シェリー	コンビニ	本館地区 第3学生ホール1階
		書籍購買	本館地区 第3学生ホール2階
		旅行サービス	本館地区 第2学生ホール1階
	南食堂		本館地区 第2学生ホール1階
	北食堂		旧教養地区 第1学生ホール1階
	プチシェリー(コンビニ)		旧教養地区 第1学生ホール1階
	総　務		旧教養地区 第1学生ホール 隣
阿倍野キャンパス	売店リンク		医学部学舎3階
	食堂アゼリア		医学部学舎3階

各店営業時間

univ. CO-OP　https://omucoop.jp/

(2)その他の施設

施設名		場所	営業時間	
			平日	土曜日
中百舌鳥キャンパス	理容室	B12棟(学生会館)1F	8:40～18:00	8:40～18:00
羽曳野キャンパス	書　店	N棟(図書厚生棟)B1F	9:00～17:00	―

※大学休業期間中は、営業時間が変わります。

(3)学内保育園の利用について

勉学と育児の両立にあたり、市区町村の認可保育園等では受入れが困難な場合や、一時的に保育を必要とする場合においても、安心して勉学が続けられるよう支援します。(以下は、2025年2月28日時点での情報です。)

●杉の子保育園(杉本キャンパス)

1　保育対象　0歳(生後57日)から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児
2　利用対象者　本学の教職員及び学生
3　保育定員　月極保育(定員20名のうち原則15名まで)
　　一日(半日)保育(定員に空きがある範囲内で実施(5名程度は確保)
4　保育日　月～金曜日(土日祝、年末年始(12/29～1/3)は休み)
5　保育時間　①基本保育(一日)　8:15～18:00
　　(半日)《午前》　8:15～13:15
　　《午後》13:15～18:00
　　②延長保育　18:00～19:00

問い合わせ先
人事戦略部　人事戦略課
TEL:06-6967-1822
杉の子保育園
TEL:06-6605-3610
FAX:06-6605-3610

●つばさ保育園(中百舌鳥キャンパス)

1　保育対象　0歳(生後57日)から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児
2　利用対象者　本学の教職員及び学生
3　保育定員　12名(一時保育は、定員に空きがある範囲内で実施)
4　保育日　月～金曜日(土日祝、年末年始(12/29～1/3)は休み)
5　保育時間　①基本保育　8:30～18:15(変更の可能性あり)
　　②一時保育　8:30～18:15(変更の可能性あり)
　　③延長保育　8:00～ 8:30、および
　　18:15～19:00(変更の可能性あり)

問い合わせ先
人事戦略部　人事戦略課
TEL:06-6967-1822
つばさ保育園
TEL:072-254-7748

※保育時間・保育料などは、利用前に最新の情報をお問い合わせください。

(4)キャンパスメンバーズ制度について

本学の学生および教職員は、学生証・職員証の提示で、
下記の各施設の常設展等を無料で何度でも観覧できます。
ぜひ活用し、大阪の文化・歴史・自然・科学について広く深く学びましょう！

■無料で利用できる施設・利用範囲

- 大阪歴史博物館…常設展示、特集展示、特別企画展
- 大阪市立美術館…企画展示
- 大阪市立東洋陶磁美術館…特別展を含む全展示
- 大阪市立自然史博物館…常設展
- 大阪市立科学館…展示場（プラネタリウムを除く）
- 大阪城天守閣…特別展を含む全展示
- 大阪くらしの今昔館…常設展

■常設展の観覧

上記対象施設の常設展等を期間中、何度でも無料で観覧できます。
（大阪市立科学館のプラネタリウムを除く）

■特別展の割引

大阪市博物館機構Webサイトの展覧会スケジュールを参照してください。
https://ocm.osaka/campus-members/

☞利用できる方

◆大阪公立大学、大阪府立大学、大阪市立大学、大阪公立大学工業高等専門学校の在籍生
◆公立大学法人大阪に勤務する教職員（職員証を持っている方）

☞利用方法

◆各館受付などにおいて、キャンパスメンバーズ制度を利用することを申し出たうえで、学生証または職員証を提示してください。
◆開館状況を確認のうえ、各施設の指示に従ってください。

★教職員は、下記の職員証をお持ちの方が対象です。
＜職員証見本＞

※表面右上に「職員証」と記載があり、
緑色の帯のもの

【お問い合わせ】
社会連携課　gr-shak-kouza4c@omu.ac.jp

11. アルバイトの紹介

本学の学生アルバイトの紹介および情報提供(家庭教師募集求人を含む)は、学生アルバイト情報ネットワークを通じて行っています。

アルバイトをすることで、学業を維持するために必要な経費を補うことができたり、社会的経験が将来の職業選択の参考になることもあるでしょう。しかし皆さんは、勉学・研究のために本学に入学したのですから、学生の本分である学業に支障が出ることのないよう十分注意して就労するようにしてください。

学生アルバイト紹介システム
https://baitonet.jp/omu/

このネットワークに登録することでパソコンやスマートフォンなどで求人閲覧ができるようになります。

①登録

学生アルバイト紹介システムにアクセスして、「学生登録」を行い、「ID・パスワード」を取得する。

②閲覧

取得した「ID・パスワード」によりログインして求人情報を閲覧する 。

③申し込み

求人先に各自連絡し、指示を受ける。(求人先を訪問の際、学生証を必ず携帯すること)

※本学では、審査を経たうえで危険を伴うものや教育的に好ましくないものなどを「制限職種」としています。これに指定されたアルバイト求人情報は提供していません。

■注意事項

- 学業を優先し、健康管理を行い、無理のない範囲で就労する。
- 労働条件(仕事内容、就労場所、賃金、労働時間など)をきちんと確認する。
- 時間厳守し、無断欠勤のないよう責任をもって就労する。

※賃金未払い、過度の重労働、危険を伴う、人体に有害があると判断されるとき、アルバイト中に事故が発生したときなど、何かトラブルが発生した場合は、速やかに学生アルバイト情報ネットワーク事務局及び学生課キャリア支援室に相談するようにしてください。

【学生アルバイト情報ネットワーク事務局】
株式会社 学生情報センター　TEL:06-4806-0551
学生課キャリア支援室
(杉本)　TEL:06-6605-2104
(中百舌鳥)　TEL:072-254-9119

III
課外活動

1. 充実した学生生活を
(1)課外活動のルール
(2)ボランティア・市民活動センターV-station
2. 大学(学生)行事紹介
(1)ふたば祭
(2)友好祭
(3)三大学体育大会
(4)東京都立大学総合競技大会(都立大戦)
(5)銀杏祭
(6)白鷺祭
(7)関西六公立大学総合競技大会(六公立戦)
3. 課外活動紹介
(1)学生自治団体
(2)課外活動団体
(3)課外活動団体一覧
4. 課外活動のための施設
(1)学内の課外活動関係施設
(2)学外の課外活動関係施設 I-siteなんば
5. 課外活動のための貸出物品
一般学生用貸出備品(課外活動団体含む)

1. 充実した学生生活を

(1)課外活動のルール

豊かで学びがいのある学生生活を築くために、それぞれ専門分野の知識を深め研究するとともに、魅力あふれる幅広い人間としての成長をめざし、学生生活への希望にあふれていることと思います。大学での学問は、自身の積極的・自発的な意思に基づく主体的・能動的な働きによって知識や技能が修得されるとともに、人格が磨かれ形成されていきます。

また、尊敬できる教師や先輩、仲間とめぐりあい、親しい友人を得たいと願っていることでしょう。

大学では正課の授業に出席することはもちろん、貴重な時間を有効に活用し、課外の分野で文化・スポーツ、ボランティアなどの諸活動に積極的に取り組むことが大切です。本学では学生自治団体及び多くの課外活動団体による自主的な団体が組織されています。

皆さんには、自分の性格、能力、関心に応じた自身に適した課外活動を発見し、積極的に参加するよう期待しています。

■課外活動(クラブ・サークル等)のルール

①課外活動は、共通のルールの他、活動を行うキャンパスルールに従い活動してください。
②大学入学共通テストや入学試験等により、活動を禁止する場合があります。
③授業中の教室・研究室近くや屋外での楽器練習、集団での声出し・掛け声は、音が大きく迷惑となる場合があります。時間帯を考え、音量を調節するなど、近隣住民にも配慮するよう心がけてください。
④合宿や試合、発表会等、学外で活動する場合は、事前手続きが必要です。万一、所定の手続きなく学外で活動中に事故が発生しても、保険が適用されませんのでご注意ください。
⑤万一、事故が発生した場合は、クラブ代表者等を通じて、速やかに各キャンパス窓口に報告してください。

●課外活動団体への案内は主に学生課X(旧Twitter)・課外活動ポータルサイトで行っています。各団体は通知内容の周知徹底をお願いします。

課外活動　学生課X(旧Twitter)アカウント
https://twitter.com/OMU__gakusei

学生課課外活動ポータルサイト
https://omunet.sharepoint.com/sites/kagai

X(旧Twitter)　ポータルサイト

皆さん一人ひとりが自覚を持って、決められたルール、マナーを正しく守り、楽しい学生生活を送るため、お互い協力し合いましょう。

<各キャンパス窓口>

杉本キャンパス	学生課
中百舌鳥キャンパス	学生課
阿倍野キャンパス	学務課
羽曳野キャンパス	事務所学生グループ
りんくうキャンパス	事務所教務・学生担当

(2)ボランティア・市民活動センターV-station

大阪公立大学には、ボランティア活動に取り組む学生を応援するための「ボランティア・市民活動センター(V-station)」があります。同じ学生の目線から活動を応援する学生スタッフと、専門のコーディネーターがボランティア活動の紹介から相談まで受け付けています。

ボランティア活動は、自分のペースで自由な時間に取り組めることがひとつの特徴です。「ボランティアしてみたいな」「興味はあるけど、どうしたらいいかわからない」「どんなボランティアがあるのかな？」など、いつでも気軽にご相談ください。

■どんなボランティア活動があるの？

お年寄り、障がい者、子どもなど人との交流が中心の活動もあれば、まちづくり、貧困解決、国際支援などの活動もあり、非常に多様な分野があります。また、1日だけの単発ボランティアから、プロジェクト型のもの、長期のものなど関わり方も多様です。活動に参加することで、身の周りの社会に目を向けるきっかけとなり、新しい価値観との出会い、社会人や地域住民との出会いなど、新鮮な体験をすることができるかもしれません。また、一から活動を創ることもサポートしています。

■どうやって活動を始められるの？

定期的にボランティア説明会が開催されるのでご参加ください。

説明会やボランティア募集のお知らせなどを公式LINEで配信するので、手軽に情報を受け取りたい方は右のQRコードからご登録ください。

※登録の際、個人を特定する情報は配信側に伝わりません。

公式LINE

■相談窓口

●中百舌鳥キャンパス：B12棟(学生会館)2階
平日 9:00～19:00、土曜 13:00～17:00

●杉本キャンパス：学生サポートセンター
※不定期開室のため、詳細は学生サポートセンター1階の学生課をお訪ねください。

●オンライン相談にも対応します。日時等のご希望をメールでご連絡ください。

中百舌鳥キャンパスの相談窓口の場所

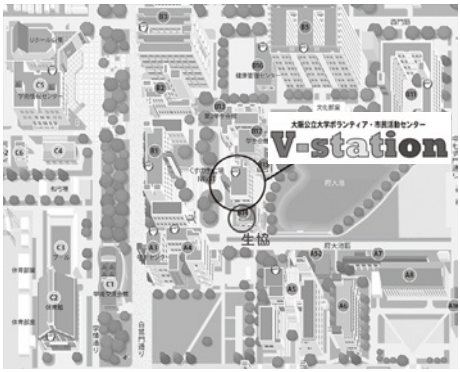

■連絡先

●TEL：072-254-7484(直通)
●MAIL：gr-gks-volunteer@omu.ac.jp
●WEB：https://www.omu.ac.jp/volunteer/
●X(旧Twitter)：
https://x.com/victorykamen
●Instagram：
https://www.instagram.com/v_station_omu/

Webサイト　X(旧Twitter)　Instagram

2. 大学(学生)行事紹介 (日程は2025年度学事日程に基づくもので、日程変更や開催中止になることがあります)

(1)ふたば祭

〔4月12日(土)、13日(日)〕 @杉本キャンパス

新入生の皆さんが1日も早く大学での生活になじみ、また先輩との交流を深めるために、新入生歓迎祭として先輩が企画・立案し運営するものです。春の大学祭としても親しまれ、今年で第20回目を迎えます。クラブ・サークルの発表を通して、クラブ・サークル探しに是非活用してください。

(2)友好祭

〔5月24日(土)、25日(日)〕 @中百舌鳥キャンパス

2005年度に大阪府立大学、大阪女子大学、大阪府立看護大学の府立の3大学が統合されるまで、3大学の友好と連帯を図るために始められた祭典で大阪公立大学でもその意思を引き継いで開催されます。現在では地域との連携をより一層強めるとともに、新入生も参加できる大きなイベントとして定着しています。毎年、クラブ・サークルなど数多くの学生だけでなく、地域の方も参加されています。

(3)三大学体育大会〔6月～12月〕

本学、一橋大学、神戸大学の三大学間では、明治40年代のはじめの旧制商科大学時代から「三商大戦」として各種の対抗競技が行われてきました。昭和36年に大会規定を定め、第1回三大学体育大会を開催し、現在も多くの対抗戦競技が伝統を受け継ぎ、三大学間の交流を深めています。

(4)東京都立大学総合競技大会(都立大戦)〔7月5日(土)、6日(日)〕

1947年に始まった東京と大阪を代表する公立大学による定期戦です。例年、約30種目の競技が行われ、延べ約1,000名が参加する大きな大会です。今年は第73回となり、東京で開催されます。

近年、ホームチームが有利な展開をすることもこの大会の特徴となっており、ホーム開催では圧倒的にリードしていますが、アウェイ開催では逆に大きく負け越しています。各クラブとも勝利に向けて練習に励んでいますので、皆さんの応援をお願いします。

(5)銀杏祭

〔11月1日(土)、2日(日)、3日(月)〕 @杉本キャンパス

例年11月初旬に開催される大阪市立大学から流れを受ける大学祭です。今年で第74回目を迎え、演奏会や講演会、各種模擬店など多彩な企画が行われています。クラブ・サークルの日々の活動成果の発表の場としても重要なイベントとなっています。

(6)白鷺祭

〔11月2日(日)、3日(月)〕 @中百舌鳥キャンパス

今年で第77回目を迎える例年11月初旬に開催される大阪府立大学からの流れを受けるイベントです。数多くの企画が実行委員会を中心に取り組まれており、今から楽しみで待ちきれないといった声も聞かれます。期間中は地域の住民も多数訪れ、研究室が開放されるOpenLab.企画など様々な交流が図られています。

(7)関西六公立大学総合競技大会(六公立戦)

〔11月8日(土)、9日(日)〕

大阪・京都・兵庫の3府県の公立大学による定期戦です。今年は第56回となり、大阪で開催されます。この大会は、他の対抗戦と違い、男子、女子、総合と3つの部門で争われます。男子、女子、総合で圧倒的な強さを誇っており、3部門全てで完全優勝し連覇することを目指しています。

また、この大会が、本学と京都府立大学、兵庫県立大学の3大学による競技大会にもかかわらず六公立戦となっているのは、第29回大会まで参加していた姫路短期大学、第34回まで参加していた神戸商科大学と姫路工業大学、第35回まで参加していた大阪女子大学の軌跡と貢献を残すためです。

3. 課外活動紹介

本学承認の課外活動は学生自治活動の一環として運営されています。また、体育系・文化系の様々なクラブ活動等が展開されています。これらの活動への参加は、全て個人の自由です。

本学ではこれらの各活動の自主的運営を基本としながら、各種の助言、施設・設備の支援などを行っています。活動上の疑問や相談ごとの場合は各キャンパスの窓口に気軽にお立ち寄りください。

(1)学生自治団体

①自治会

自治会では「学生とともによりよい学生生活を実現する」という目的のもと、様々な活動を行っています。各キャンパスから集約した学生の要望、意見をもとに、大学との交渉の窓口となり学生への要望の実現につなげています。

②体育会

会員のスポーツに対する理解を深め、スポーツを通じて相互の親睦友好を図り、協調的精神を涵養し、学生生活を豊かで有意義なものとし、健全なる学風の建設の一翼を担うものとして設立された体育系クラブを主体とした組織体です。

応援団を含めて体育会に所属するクラブは、三大学体育大会、東京都立大学総合競技大会、関西六公立大学総合競技大会の定期戦はもとより、各種リーグ戦及び定期戦等、積極的な活動を行っています。また、合宿では、心身の鍛練と技術の向上はもとより、人間的なふれ合いや友情が生まれ、クラブの大きな力になっています。

③文化系委員会

文化系クラブの連合体です。学生の自主的民主的活動の発展に務め、その活動を通じて学生相互及び教職員との友好と連携を図り、他大学等との交流を深めより良い学生生活の実現を目指しています。大学祭では多くのクラブが様々な企画で参加します。

④音楽系委員会

音楽系クラブの連合体です。様々な音楽との関わりを通じ、仲間と積み重ねる経験の中、自主性やコミュニケーション能力を育み、学生生活を豊かにしています。大学祭では多くのクラブが様々な企画で参加します。

⑤大学祭実行委員会

キャンパスの学生が所属できます。

杉本キャンパス開催の「ふたば祭」・「銀杏祭」、中百舌鳥キャンパス開催の「友好祭」・「白鷺祭」で、各担当に分かれ企画、運営を行い、大学イベントを支えています。

⑥音響系団体

キャンパスの学生が所属できます。

中百舌鳥キャンパス拠点の「白鷺音響企画共同体S.T.A.F.-1」では、各クラブの他、音響大学内外における行事、音楽発表等のイベント、ミキシング操作及び企画運営面でもかかわる組織をもち、あらゆる学生団体のイベント企画相談にあたっています。

杉本キャンパス拠点の「音響企画委員会ステージマネージャー部」では杉本キャンパス大学祭関連の企画を中心に活動しています。

(2)課外活動団体

①体育会所属公認団体
②文化系委員会所属公認団体
③音楽系委員会所属公認団体
④その他公認団体

体育会、文化系委員会、音楽系委員会に所属していない公認団体です。

⑤登録団体

活動実績が少なく公認団体に昇格するに至っていない団体や公認団体として活動を希望しない団体です。

(3)課外活動団体一覧

大学Webサイトよりご確認ください。
https://www.omu.ac.jp/campus-life/activities/

課外活動

4. 課外活動のための施設

(1)学内の課外活動関係施設

各キャンパス内の課外活動施設に関しては、学生課課外活動ポータルサイトよりご確認ください。

(2)学外の課外活動関係施設　I-siteなんば

I-siteなんばの利用条件は学生ポータル(UNIPA)＞学生Naviでご確認ください。

2F 貸会議室

予約制・有料の貸会議室です。定員14名から最大252名。部活・サークル活動で利用できます。

①利用可能時間

月曜日～土曜日　9:00～21:00
日曜日/土曜日(祝日)　9:00～17:00
※平日が祝日にあたる場合は休館

②利用料

本学の承認を得て行う行事で利用する場合は料金が免除になります。それ以外の用途で利用する場合は料金が必要です。

③利用方法

学生課(各キャンパス)にお問い合わせください。
※申込方法は学生ポータル(UNIPA)＞学生Navi(情報共有サイト)＞学生向け掲載情報＞I-siteなんばについて(2F貸会議室)に掲載しています。

3F OMUリビングラボ(個別利用)

予約無しで自主学習やグループワーク、オンラインミーティングなどで利用できます。
※部活・サークル活動はできません。

①利用可能時間

イベントなどの開催日を除く
月曜日～金曜日 10:00～20:00
土曜日　10:00～17:00
※日曜日、祝日は閉室

②利用条件・注意事項

学生Naviに記載しています。
※学生Navi(情報共有サイト)＞学生向け掲載情報＞I-siteなんば3F「OMUリビングラボなんば(個別利用)」について
※ご利用には学生証への利用登録手続きが必要です。初回ご利用時は、3F事務室へお越しください。

I-siteなんば

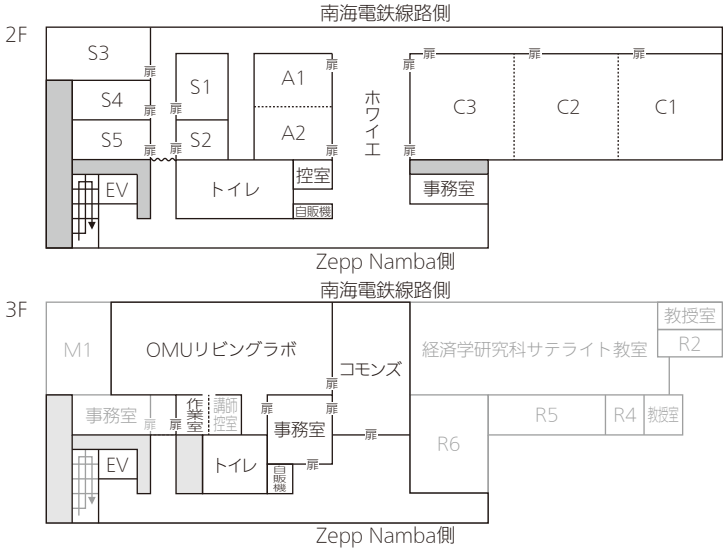

5. 課外活動のための貸出物品

一般学生用貸出備品（課外活動団体含む）

学生会館事務室（中百舌鳥キャンパス）では、大学祭等の催しやクラブやサークル活動など学内外の健全なレクリエーションの普及のために次のような物品を貸し出しています。

貸出物品はみんなで使用するものです。貸出し期間や使用のルールをしっかり守って、丁寧に使用するように心がけてください。

物　品　名	個　数
グローブ	15
ベース	1式
野球ボール	10
ソフトボール	13
サッカーボール	1
バレーボール	1
バドミントンラケット	7
火ばさみ	2
ブルーシート	16
電子ピアノ（76鍵・61鍵）	各1
パワーアンプ（P2500）	2
ミキサー	4
シールド	7
スピーカー	6
マイク	8
講演用マイクスタンド（スタンド式）	5
講演用マイクスタンド（卓上用）	4
ほうき	9
ちりとり	6
掃除機	1
ワイヤレスアンプ（マイク付）	3
トランシーバー	10

物　品　名	個　数
プロジェクター	7
スクリーン	5
MDデッキ・CDデッキ	各1
暗幕	8
投光器	17
延長コード（50m・30m）	12
スポットライト	3
フットライト	3
ミラーボール	1
デッキ（ビデオ・MD・CD）	各1
拡声器	14
シャベル	2
リヤカー	5
脚立	5
空気入れ	1
巻尺（50m）	1
巻尺（30m）	2
発電機	2
台車	12
長机	104
パイプ椅子	274
クーラーボックス	1

※屋外テントは、B12棟学生会館 2階b-209 大学祭実行委員会本部で手続きをしてください。

Ⅳ
進　路

1. 就職・キャリア支援
2. インターンシップ等プログラム

1. 就職・キャリア支援

杉本キャンパスと中百舌鳥キャンパスにある学生課キャリア支援室が、全学の就職・キャリア支援業務を行っています。進路・就職について、何でも相談したいことがあればいつでもキャリア支援室を利用してください。

キャリア支援室からの情報は、学生ポータル（UNIPA）で発信しています。また、就職支援ナビでは、学内のイベント案内だけでなく、大学に届くインターンシップ情報、求人・説明会情報など、進路・就職に関する情報を多数掲載しています。皆さんの進路選択や就職活動をするうえで大切な情報ですので、定期的に確認するようにしてください。

■キャリア支援室

キャンパス	開室時間	電話番号
杉本キャンパス（高原記念館1階）	平日9:00〜17:15	06-6605-2104
中百舌鳥キャンパス（A3棟1階）		072-254-9119

■サービス内容

気軽にキャリア支援室を利用しよう！

①個別相談

様々な企業で社会経験を積んだ国家資格キャリアコンサルタントが常駐して、就職はもとよりすべての学生のキャリアづくりの相談に応じています。どんなことでも構いません。気軽に相談してください。

事前予約制ですが、空いている場合は当日申込みも可能です。オンラインでも対応可能ですので、どのキャンパスの学生も利用できます。

	杉本キャンパス	中百舌鳥キャンパス
相談受付時間	平日9:30〜16:30（最終受付時間）	
申込方法	就職支援ナビまたは電話、窓口にて	

【相談内容一例】

大学生活の過ごし方、進むべき方向、就職活動の進め方、自己理解、インターンシップ、履歴書／エントリーシートの作成、面接対策、就職先の最終決定、各種資格、各業界・業種・仕事内容研究　など

②就職支援ナビ

就職支援ナビは、次のことができる本学の就職システムです。

- ●大学に届く求人票やインターンシップ情報を検索・閲覧
- ●学内の就職支援イベントの予約
- ●個人面談の予約
- ●先輩方の就職活動体験記の閲覧
- ●自分の就職希望登録と進路報告登録
- ●自分の就職活動体験記の登録

その他にも、キャリア支援室がおすすめする求人情報や学内のイベント情報など、進路・就職に関する情報を多数掲載しています。ぜひ、アクセスして活用してください。

「就職支援ナビ」

③キャリア教育支援ツール“SUZAKU＆HQ Profile”

SUZAKUは記録やHQ Profileの履歴を記録できるシステムの名称で、“HQ Profile”とは、組織心理学に基づき開発された3,000社以上の企業に活用されている自己分析ツールです。

自身の学習やサークル活動、ボランティア経験、アルバイト経験など大学での経験と学びを記録することで、自分の持っている性格や特性、考え方の傾向や行動特性を定量的・客観的に確認することができたり、思い描くキャリア形成を実現するために活かすことができる強みやこれから伸ばすと良い要素を知ることができます。

全学生が利用でき、在学期間を通して18回の受診が可能です。例えば1年で前期に１回、後期に1回受診するなど、一定期間を開けて受診することにより自身の変化や成長を可視化することができます。ぜひ、利用してください。

利用登録はこちらから

※登録に必要な「団体ID」「登録認証コード」「受診コード」は、前述の就職支援ナビのトピックスに掲載しています。

④書架配置物

進路・就職に関する書籍や、各種説明会・イベントの案内チラシ、公務員・教職員の採用募集要項、都道府県別就職情報案内など、様々な情報を配置しています。キャリア支援室の開室時間中はいつでも閲覧でき、書籍は一部を除き2週間の貸出しが可能です。

【書籍等一例】

●ビジネス雑誌　●「キャリア」や「働く」をテーマにしたビジネス書　●就職四季報
●業界地図　●業界研究本　●各種筆記試験や面接などの対策本
●マナー本　●中小優良企業紹介本　●地方企業紹介本　など

⑤就職活動に役立つデータベース・電子ブック

本学大学図書館で契約しているサービスです。ぜひ活用してください。 ※学外からはVPN接続可

●日経テレコン21…日本経済新聞、日経産業新聞等の新聞記事全文データベース。日経会社情報や日経業界地図、業界解説レポートなど企業情報も収録。
●eol…最大1961年以降の上場有価証券報告書などを収録。企業ランキングや株価情報なども閲覧でき、企業情報の幅広い分析、収集に。
●KinoDen…就職四季報シリーズや業界地図、SPIなど適性検査対策本などキャリア・就職関連書籍が多数。

⑥就職支援パートナーシップ制度

Uターン・Iターンを希望する学生向けの就職支援強化の一つとして加入している制度で、国公立大学を中心としたパートナー大学で下記の就職支援が受けることができます。希望者は、キャリア支援室までお問い合わせください。

パートナー大学	国際教養大学、東京都立大学、横浜市立大学、福井県立大学、山梨大学、山梨県立大学、都留文科大学、長野県立大学、静岡県立大学、名古屋市立大学、兵庫県立大学、広島市立大学、北九州市立大学、大阪公立大学
支援内容	・大学に提出された地元企業の求人や会社説明会の情報提供 ・就職相談 ・就職支援部門の書籍等、関連資料の閲覧 ・インターネットや書類作成時のデスクの利用

⑦各種ガイダンス・講座、合同企業研究会・セミナー等のイベントの実施

皆さんのキャリア形成や進路選択、就職活動に必要な各種ガイダンス・講座を実施しています。また、多くの企業や官公庁、団体等の担当者にご参加いただく合同研究会やセミナーは、業界や企業、職種、仕事理解を深め、職業観の啓発や将来のキャリア選択の参考にすることを目的として実施しています。

全てのイベントは、低学年からも参加可能ですので、積極的に参加してください。

※キャリア支援室が実施するイベントについては、学生ポータル（UNIPA）や就職支援ナビで、開催案内や予約方法を発信しています。定期的にチェックする習慣をつけておきましょう。

（イベント例）

	ガイダンス（就活スキルを学ぶ講座・レクチャー）	学内セミナー（企業や官公庁などの担当者を招いたもの）
1・2年	●低学年向け 職業意識啓発に重点を置いたガイダンス	◆業界・企業セミナー ◆公務員業務セミナー
3年	●就職活動の基礎知識 ●インターンシップガイダンス ●自己分析講座 ●エントリーシート対策講座 ●適性検査の基礎知識 ●マナー・面接対策講座 ●グループディスカッション講座	◆インターンシップセミナー ◆合同企業研究会、業界・企業セミナー ◆公務員業務セミナー ◆学内企業セミナー ◆官公庁合同説明会
4年	●フォローアップガイダンス	◆求人説明会

⑧キャリア支援室からのお願い

学域・学部3年次、博士前期課程1年次の春には進路希望登録をお願いします

キャリア支援室で就職指導や職業紹介を受けるには、職業安定法により、就職登録が義務付けられています。本学では、就職支援ナビによる進路希望登録を義務付けていますので、卒業を予定している前年次には必ず登録手続きを行うようにしてください。

進路が決まったら、進路報告をしてください

卒業（修了）後の進路が決定したら、就職支援ナビから登録、またはキャリア支援室まで進路を報告に来てください。就職だけでなく、進学・留学・受験準備など、卒業（修了）生全員の報告をお願いします。

⑨その他

各キャンパスの担当窓口は次のとおりです。進路・就職に関する相談、質問があれば、気軽に相談してください。

キャンパス	担当窓口	電話番号
杉本キャンパス	学生課キャリア支援室	06-6605-2104
中百舌鳥キャンパス	学生課キャリア支援室	072-254-9119
阿倍野キャンパス	医学部学務課	06-6645-3611
	看護学部学務課	06-6645-3511
羽曳野キャンパス	学生グループ就職支援担当	072-950-2940
りんくうキャンパス	学生・教務担当	072-463-5091

⑩キャリア支援室公式X

各種イベントの案内は、公式Xでも案内しています。ぜひフォローしてください。

https://twitter.com/OMUcareer

2. インターンシップ等プログラム

インターンシップ等のキャリア形成支援プログラムは、学生が主体的に自らのキャリアについて考えるために、企業や業界についての説明を聞いたり、実際の職場で就業体験を行うものです。プログラム内容や開催期間によって、4つのタイプに分類されていますが、どれも皆さんが在学中に将来のキャリアについて考えるために非常に有益です。

学業とバランスを取り、それぞれのタイプの特徴を理解した上で、積極的に参加するようにしましょう。

※3年次、博士前期課程1年次の夏季からの参加が一般的ですが、低年次の皆さんが参加できるプログラムもあります。

■4つの類型（期間と特徴）

タイプ1：オープン・カンパニー	単日	業界・企業による説明会やイベント
タイプ2：キャリア教育	プログラムにより異なる	大学などの授業・講義や企業による教育プログラム
タイプ3：汎用的能力活用型インターンシップ 専門活用型インターンシップ	5日以上 2週間以上	職場における就業体験
タイプ4：高度専門型インターンシップ	2か月以上	特に高度な専門性を要求される実務を職場で体験

■参加するメリット

・多様な価値観に触れることで自己理解を深め、自分のやりがいを発見できる。
・自分の能力や専門性を社会で試す経験を通じて、社会が求める基本的な態度・能力を知ることができる。
・漠然とイメージしていた仕事内容・職場環境を体験することで、自分の将来像を描くことができる。
・企業や他大学の学生との交流を通じて、ネットワークを構築し情報収集できる。

■インターンシップ等プログラムの探し方

キャリア支援室を経由し応募	学生ポータル（UNIPA）に「インターンシップ」を付けて下記（※）のインターンシップ情報を掲載しています。 ※国や自治体、地方団体、経営者協会、大学コンソーシアム、留学生対象ビジネスインターンシップ（大阪外国人雇用サービスセンター）など
自由応募 （自分で探す）	就職情報ナビサイト、企業・団体等のWebサイトに掲載。大学に届く情報は就職支援ナビに掲載しています。
学域・学部・研究科の授業科目	学域・学部・研究科の授業科目として単位認定されているものもありますので、詳しくは学域・学部・研究科の担当教員、または教育推進課教務担当にお問い合わせください。

■注意事項

・参加日が授業や試験日程と重なっていないか、必ず確認しましょう。
・キャリア支援室を経由して応募するものは、募集機関の応募締切日ではなく、学内の書類提出締切日を別に設定します。学内ポータル（UNIPA）をよく確認するようにしてください。
・インターンシップ等プログラムの参加が決まれば、参加日までに次ページのQRコードを読み取り、キャリア支援室に「インターンシップ承認願い」を提出してください。（学研災・学研賠の保険に加入の方は、未提出の場合、保険が適用されません。）

・受入先機関により、保険加入証明書の提出を求められる場合があります。学研災・学研賠の加入証明書は、インターンシップ承認願いの提出フォームから申請可能です。

■参加心得

・時間厳守、挨拶、敬語、身だしなみなど、ビジネスマナーを心がけましょう。
・プログラム参加中は目的意識を持つとともに、組織の一員としての自覚を持ち、積極的な姿勢で臨みましょう。
・参加後は、今後のキャリア選択や学業・研究に生かすためにも振り返りを行いましょう。

V
外国人留学生支援

1. 大学からの連絡・通知
2. 日本での生活について
（1）市役所・区役所関連手続き
（2）在留資格及び手続き
（3）宿舎等について
3. 経済支援制度
（1）授業料減免制度
（2）奨学金
4. 外国人留学生支援・相談体制
学生課
キャリア支援室
教育推進課　基幹教育担当
教育推進課　国際教育担当
メンタルヘルスセンター
健康管理センター（保健室）
5. 安全保障貿易管理について
6. 名古屋議定書（ABS）について

この章では、大阪公立大学で学ぶ外国人留学生の皆さんが、快適に学習や研究活動に励めるよう、本学での修学や日本での生活に必要な情報を紹介しています。

1. 大学からの連絡・通知

学内外で催される諸行事の通知、奨学生の募集など大学から外国人留学生への連絡・通知は、学生ポータル（UNIPA）への掲示又は本学から貸与する「@st.omu.ac.jp」で終わるアドレスへの電子メールで行います。

ここで連絡した事項は周知されたものとみなし、見なかったことにより生じる不利益は、学生自身の責任となりますので、常に確認してください。

2. 日本での生活について

(1)市役所・区役所関連手続き

①住民登録

定住する住所が定まってからすみやかに行う必要があります。在留カードを持って、居住地の市(区)役所で住所を届け出てください。

日本国内で転居、転入など住所変更を行った場合は、旧居住地での転居・転出の届出を行った後、新居住地で転入の届出を行ってください。

住所の届出を行ったら、必ず学生ポータル(UNIPA)に在留カードのコピー(表裏両面)をアップロードしてください。

②国民年金への加入

日本国内に住んでいる20歳から60歳までの人は、国民年金に加入することになっています。保険料については、所得が基準額以下の場合には保険料の納付猶予がされますので、市区町役所の窓口で相談してください。年金保険の保険料を6か月以上支払った日本国籍を有しない方が、国民年金、又は厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本の住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。詳細は、住居地の市区町村の国民年金担当窓口へお問い合わせください。

③社会保障・税番号(マイナンバー)

住民票を有する市民(3か月以上日本に滞在する外国人を含め)一人ひとりに12桁のマイナンバー(個人番号)が付与されます。この12桁の番号は、在留カードに記載のものとは異なります。番号通知カードに同封の申請書で申請すれば、個人番号カードが交付されます。この番号は、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法律や条例で定められた行政手続きにおいて利用されています。そのため、役所で手続きをするときなどに提出を求められることがあります。

④国民健康保険と医療費

国民健康保険制度は、医療費の負担を軽くするために、加入者が掛け金を出し合い、医療費にあてる相互扶助を目的とした全国的な制度で、各地方自治体がその事務を取り扱っています。 3か月以上日本に滞在する留学生は、すべて(同伴家族も含む)国民健康保険への加入が義務付けられています。

加入者は、保険料を支払わなければなりませんが、この保険によって治療費や入院費の30%を負担するだけで済みます。医療機関にいく時には必ず国民健康保険被保険者証を持って行き、窓口で提示してください。この保険は、通常、海外旅行傷害保険では対象外とされる歯科疾病・慢性疾患や出産費にも適用される部分があります。

加入手続きは、在住の市(区)町村の国民健康保険担当課で行いますが、この時には「パスポート」、「在留カード」、「印鑑」(お持ちの方)の提示が必要です。また、前年の収入が基準額以下の場合には、保険料の減額申請もできますので、在住の市(区)町村の国民健康保険担当課の窓口でお問い合わせください。

(1)在留期間3か月以上の留学生は、「国民健康保険」に加入しなければなりません。

(2)加入手続は、居住している区役所(大阪市内・堺市内など)、市区町村の国民健康保険課で行ってください。

(3)国民健康保険に加入するには、保険料を払う必要があります。
ただし、留学生の場合「所得」が無いことを申告すれば、保険料が減額されます。窓口で相談してください。

(4)入院等で医療費が高額になった場合、「国民健康保険」から「高額療養費」として、払い戻しの制度があります。窓口で相談してください。

(2)在留資格及び手続き

【在留資格】

出入国管理及び難民認定法第22条の2で定められている在留資格をいいます。留学生の場合は、原則、「留学」になります。

①在留資格の取得

到着した空港(海港)では、入国審査官が旅券は有効か、有効な査証を取得しているか、その他入国目的、滞在予定期間などについて審査を行います。その結果、入国(上陸)が許可されると、在留資格と在留期間が決定され、「上陸許可」の印が旅券面に押されます。

②在留資格の変更

現在認定されている在留資格を変更する場合は、最寄りの出入国在留管理庁で在留資格の変更許可を受けなければなりません。ただし、変更は、申請すれば必ず許可されるというものではありません。

大学の留学生の在留資格は原則として「留学」になっています。(授業料減免の申請、奨学金応募などには、在留資格「留学」が必要です。)

【在留手続き】

①住所の届出

届出の手続きは、定住する住所が定まってからすみやかに行う必要があります。在留カードを持って、住居地の区役所で住所を届け出てください。

日本国内で転居、転入など住所変更を行った場合は、旧住居地での転居・転出の届出を行った後、新住居地で転入の届出を行ってください。住所の届出を行ったら、必ず学生ポータル(UNIPA)に在留カードの表裏両面をアップロードしてください。

②在留カードと在留期間の更新

在留カードは、日本に中長期間滞在できる在留資格及び在留期間をもって適法に在留する者であることを証明する「証明書」としての役割を持つ重要な書類ですので、常に携帯してください。進学、進級などで当初の在留期間を超えて引き続き日本に滞在する時は、在留期間更新の手続きが必要です。出入国在留管理庁は、在留期限の日の3か月前から更新許可申請を受け付けますので、在留期間の満了する当日までに、下記の〔必要書類〕を提出し、必ず手続きを行ってください。以下の必要書類のうち①の「所属機関等作成用」については中百舌鳥キャンパスは学生課、杉本キャンパスでは教育推進課証明書窓口で発行します。⑤成績証明書は教育推進課で発行します。申請を受けてから書類の発行までに1週間程度かかりますので、時間に余裕を持って申請してください。

〔必要書類〕 在留資格「留学」の場合

①	**在留期間更新許可申請書**	用紙は出入国在留管理庁で入手、または法務省のWebサイトからダウンロードできます。 法務省申請書様式: https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/student.html ・「申請人等作成用1.2.3」は、本人が作成します。 ・「所属機関等作成用1.2」については、学生課(杉本キャンパスは教育推進課)で発行します。
②	**パスポート**	
③	**在留カード**	
④	**在学証明書**	証明書自動発行機で発行できます。
⑤	**成績証明書** **※研究生の場合は研究生証明書**	証明書自動発行機で発行できます。研究生証明書は教育推進課で発行します。
⑥	**手数料 4000円**	
⑦	**写真 1枚**	縦4cm×横3cm、最近3か月以内に撮影されたもの

(注) 1. 日本語学校を修了して本学に入学し、在留期間の延長をする場合には、出席証明書(発行可能な場合)、成績証明書及び、日本語学校での在籍日数が記載された修了証明書が必要です。
2. 他大学を卒業して本学に入学し、在留期間の延長をする場合には、前在籍校の成績証明書及び卒業証明書が必要です。
3. その他、出入国在留管理庁の判断により、他の証明書等の提出を求められる場合があります。
4. 在留期限を1日でも過ぎると、不法滞在として扱われます。くれぐれも注意し、早めに在留期間更新手続きを行ってください。
5. 特に入学・進学、長期休暇の時期は、出入国在留管理庁が大変混雑します。早めに手続きをしましょう。

③一時出国及び再入国

1年以内に再入国する場合、有効な旅券(パスポート)及び在留カードを持参すれば、原則として再入国許可の取得が不要となります。(この制度を「みなし再入国許可」といいます。)

▼「みなし再入国許可」で出国するときは次の点に注意してください。

(1)出国する際には、みなし再入国許可で出国することを再入国出国記録(再入国EDカード)の所定の欄に記載し、出国審査で旅券と同出国記録とともに必ず在留カードを提示してください。

(2)みなし再入国許可で出国した方は、出国後1年が経過する日又はまたは在留期間の満了する日のいずれかの早い日までに再入国しないと、在留資格が失われることになります。

(3)みなし再入国許可で出国した方は、その有効期限を海外で延長することはできません。したがって、1年を超えて出国する可能性がある場合は、あらかじめ、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署において再入国許可を受けるようにしてください。

※「みなし再入国許可」に手数料はかかりません。

なお、特別な事情により1年以上出国する場合は、これまで通り、「再入国許可書」を申請する必要があります。

一時出国する時は、必ず前もって所属する学域・学部、研究科(教務担当)に連絡し、一時出国届をフォームズで申請してください。特に、国費留学生は、奨学金受給のためのサインなど大切な手続きがあるので、一時出国するときは、必ず届けてください。

学生Navi＞学生生活＞一時出国届(留学生用)
https://portal.omu.ac.jp/stu_information/Lists/seikatsu/AllItems.aspx

④在留資格外活動とアルバイト

在留資格が「留学」の場合は、働いて収入を得ること

は認められていません。しかし、学費や生活費を補う必要があってアルバイトをする場合には、出入国在留管理局の資格外活動許可を得て働くことができます。ただし、許可を受けずにアルバイトをすると罰則や強制退去の対象となってしまうので、注意してください。

許可される労働時間の基準は、正規生及び研究生では1週間に28時間以内、聴講生では1週間に14時間以内とされています。ただし、長期休業期間中は、1日につき8時間以内の労働が認められています。

資格外活動（アルバイト）を行うにあたっては、次の事項を遵守してください。

〇許可された範囲内でアルバイトを行うこと。
〇風俗営業又は風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは行わないこと。

（注）
長期休業期間中とは、本学の学則で定めている夏季、冬季、春季休業の期間を指します。ただし、夏季、春季に設けられている研修期間は、長期休業には含まれません。

なお、卒業後にアルバイトを行うことは許可されていません。卒業後は直ぐにアルバイトを終了してください。

⑤卒業後も継続して就職活動を行う場合の手続きについて

在学中から行っている就職活動を、卒業後も継続する場合には、在留資格「特定活動」へ資格変更をすることができます。在留期間は6か月で1回のみ更新が認められ最長1年の滞在が認められます。申請のためには、大学からの推薦状が必要ですので学生課キャリア支援室に申請してください。

※この制度は、正規生のみに適用されます。研究生、科目等履修生等の非正規生には適用されません。

⑥在留カードの返納について

母国に帰国（一時帰国を除く）する場合、在留カードの有効期間が満了した等の場合、失効した日から14日以内に在留カードを返納しなければなりません。返納方法については、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に直接持参していただくか、東京出入国在留管理局おだいば分室宛に送付して返納してください。期限内に返納しないと罰金に処せられることがあります。

⑦その他

家族の呼び寄せなどは、出入国在留管理庁のWebサイトをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/isa/index.html

充実した留学生活のために在留資格の更新・資格外活動許可の申請は忘れずに!!

在留資格の更新を忘れたり、資格外活動の許可を得ずにアルバイトをしたりすると、本人が法律等に基づいて処分されるだけでなく、大阪公立大学で学ぶ留学生全員に悪影響が出るおそれがあります。

(3)宿舎等について

外国人留学生向けの宿舎等には、本学が所有する宿舎と、留学生支援財団等が運営する宿舎等があります。入居希望者が入居定員を上回った場合、審査を行う場合があります。現在、外国人留学生が入居している宿舎は次のとおりです。

①外国人留学生用宿舎

大阪公立大学の宿舎

募集については、Webサイト等を通じて行います。原則として入居資格は外国人留学生のみ、入居期間は1年間です。

宿舎名	居室数	入居資格	賃料等（月額）	所在地・最寄駅
国際交流宿舎	単身用：29室 世帯用：3室	外国人留学生 （新入生、私費外国人留学生、正規生優先）	単身：15,000円 世帯用：32,400円 （水道代・Wi-Fi使用料含む）	堺市北区東上野芝町2-438 JR線上野芝駅 徒歩7分
国際交流会館 I-wingなかもず	単身用：80室	外国人留学生 （交換留学生優先）	37,800円 （電気・水道料含む）	堺市中区学園町1番1号 （中百舌鳥キャンパス内） 地下鉄・南海線中百舌鳥駅 徒歩25分 南海線白鷺駅 徒歩15分
白鷺留学生 宿舎	世帯用：1室	外国人留学生 （正規学生、新入生優先）	48,000円 （水道光熱費なし）	堺市東区白鷺町1丁24番 （UR白鷺団地内借上） 南海線白鷺駅 徒歩10分
りんくう留学生 宿舎	単身用：5室 世帯用：3室	外国人留学生 （正規学生、新入生優先） ※獣医学生専用	単身：36,000円 世帯：48,000円 （水道光熱費なし）	泉佐野市各所 （民間アパート借上） JR・南海線りんくうタウン駅 徒歩20～40分

外国人留学生を支援する財団が所有する宿舎

宿舎名 （運営先）	募集時期	入居資格	入居期間	賃料等（月額）	所在地
大阪府堺留学生会館 オリオン寮 （大阪府国際交流財団）	1月中旬 及び8月中旬 （空室がある場合は随時）	大阪府内の大学等に在籍する単身の外国人留学生 （在留資格「留学」）	原則2年以内 （最大6年まで延長可）	36,000円 （水道・ガス・インターネット使用料含む）	堺市北区 東上野芝町 2-226
上野芝女子学生寮 （小野奨学会）	2月～3月 （三次募集まで有）	単身の女子 外国人留学生	最短修業年限	5,500円 （水道光熱費は含まない）	堺市西区 上野芝向ヶ丘 6-2-3

（注）家賃については2025年4月現在のものであり、今後改定されることがあります。

②民間住宅

民間の住宅を借りるときは、不動産業者を通じて契約するのが一般的です。また、連帯保証人、敷金及び礼金など日本独自の取引習慣があります。

部屋を決めるときは実際に物件を見て、入居条件についてよく話し合ってください。契約内容をしっかりと把握しておかないと、入居後にトラブルが起きることになります。

また、火災や階下への水漏れ事故に備えて損害保険に加入するようにしてください。

3. 経済支援制度

(1)授業料減免制度

経済的な理由により授業料納付が困難であり、学力基準を満たす私費留学生(正規課程に在籍する者)は、本人の申請に基づき、学内選考のうえ、授業料が減額又は免除される制度があります。

①対象:正規課程に在籍する私費外国人留学生(外国政府派遣留学生は除く)
在留資格が「留学」の者
②申請:4月中旬(3月に詳細を学生ポータル(UNIPA)及び掲示板でお知らせします。)
③減免額:授業料の全額、3分の2、3分の1
④問い合わせ先:学生課

必ず申請者が所定の期日に提出してください。

期限を守らなかった場合は申請を受理できません。提出書類や学業成績などを厳正に審査し、選考の結果、減免又は免除される者が決定されます。なお、本制度は予算の範囲内で実施のため、必ずしも全員に減免が認められるわけではありません。

(2)奨学金

①日本政府国費外国人留学生制度

日本政府(文部科学省)の奨学金を受けている国費留学生の場合は、月額143,000円(研究生)、月額144,000円(前期博士課程)、145,000円(後期博士課程)が給付されます。また地域加算として、月額2,000円または3,000円が月額単価に加算されます。(金額については2024年3月現在のものであり、今後改訂されることがあります。)

②私費外国人留学生各種奨学金

奨学金には大学が推薦するものと本人が直接財団に応募するものがあります。

大学推薦のものは、学内選考を経て学生課から募集先の財団等に推薦します。大学推薦の奨学金の募集要項と応募手続きは、学生ポータル(UNIPA)でお知らせします。(また、応募条件によっては学生課から直接本人にお知らせする場合もあります。)見落としの無いよう注意して、必ず定められた期限内に手続きを行ってください。奨学金の受給は競争が激しく、現実は大変厳しいことを承知しておいてください。

4. 外国人留学生支援・相談体制

学生課 ー授業料減免に関すること ー奨学金に関すること ー留学生宿舎及びその他の宿舎に関すること ー外国人留学生サポーター・チューターに関すること	学生課　外国人留学生支援担当では、 ・授業料減免 ・奨学金 ・外国人留学生宿舎 ・サポーター、チューター といった制度を提供し、外国人留学生の皆さんの学生生活をサポートしています。 それぞれの詳細については、大学Webサイトからご確認ください。 【大阪公立大学Webサイト　外国人留学生向け情報ページ】 https://www.omu.ac.jp/campus-life/information/
キャリア支援室 ー日本での就職活動について	**・日本での就職活動について** キャリア支援室では専門のキャリアコンサルタントが日本での就職活動についての相談に応じています。相談は日本語での対応です。相談希望の方は、予約が必要です。TEL、就職支援ナビから予約してください。
教育推進課　基幹教育担当 ー「日本語」・日本事情の開講（対象：学部・学域学生）	**・「日本語」・日本事情の開講** 留学生の日本語能力の向上や日本理解の促進に役立つよう、「日本語」・「日本事情」を開講しています。単位の修得が可能です。
教育推進課　国際教育担当 ー外国人留学生の日本語学習支援に関すること ー外国人留学生のための各種行事	**・外国人留学生の日本語学習支援** 日本語能力の向上を目指す留学生を対象として、日本語学習支援を実施しています。（ただし、正規科目ではありませんので、受講しても単位の取得はできません。）また、無料で教材の貸出も行っています。 **・外国人留学生のための各種行事** 日本文化・歴史・自然等に触れる機会や外国人留学生と学内関係者等との交流親睦をはかるため、様々なイベントを開催しています。外国人留学生が日本や大阪の文化に触れられるよう、「日帰り研修」や「日本語弁論大会」をはじめ、地域の小中高校と留学生の交流等、大学や学外留学生団体主催の行事がありますので、積極的にご参加ください。各種行事の募集や通知は、その都度学生ポータル（UNIPA）に掲載します。
メンタルヘルスセンター ー医師とカウンセラーによる相談	大阪公立大学メンタルヘルスセンター https://www.omu.ac.jp/mhc/
健康管理センター（保健室） ー医師と看護師による健康支援	大阪公立大学健康管理センター（保健室） https://www.omu.ac.jp/campus-life/support/health/healthcare/

（参考）学外相談窓口

◇大阪府　外国人情報コーナー

大阪府国際交流財団では、府内に居住している外国人に外国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、日本語）による情報提供や相談受付を行うコーナーを開設しています。

URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/kokusai/soudan/

◇大阪外国人雇用サービスセンター

日本国が外国人の方の就職相談サービスを開設しています。留学生の方も就職相談することができます。

所在地：〒530-0017　大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル16階　TEL：06-7709-9465

5. 安全保障貿易管理について

安全保障貿易管理とは、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な技術や貨物が、我が国及び国際的な平和と安全を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための技術の提供や貨物の輸出の管理を行うことです。日本では「外国為替及び外国貿易法(外為法)」を根拠法としています。規制の対象となっている貨物の輸出、技術の提供等を行うには経済産業大臣の許可が必要で、無許可で輸出・提供すると法律に基づき刑事罰や行政制裁が科されることがあります。

大学においても、国際交流活動や研究活動を通じて、機微な貨物・技術が大量破壊兵器の開発やテロリスト集団等に渡らないよう十分に管理する必要があり、本学では、外為法に加えて、「大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校安全保障輸出管理規程」及び「安全保障輸出管理取扱要項」に基づき対応しています。

武器・兵器開発の研究等とは関係ないと思われる場合でも極めて広範囲にわたる物資・機材・技術が軍民両用であり、意に反し、大量破壊兵器等に転用利用される恐れがあります。

こうした事態を招かないために、留学生の皆さんは、特に次の点に留意してください。

- 日本から他国へ外為法で規制されている貨物を絶対に輸出しないでください。(送付・持出禁止)
- いかなる国に対しても、外為法で規制されている技術を絶対に提供しないでください。
  (例:口頭伝達、E-mail、紙媒体、CD-ROM、記憶媒体、見学や国際会議の際のプライベートな伝達)
- 大学の所有物である貨物の輸出又は大学に入学してから指導を受けた技術の提供をする場合は、必ず事前に指導教員に相談してください。(在学中の一時帰国時や卒業後など)

安全保障貿易管理に関するリーフレット
(経済産業省Webサイトより)
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

【安全保障輸出管理に関する問い合わせ先】
研究推進課　安全保障輸出管理担当
gr-knky-gaitame@omu.ac.jp

6. 名古屋議定書（ABS）について

2017年8月20日、日本は名古屋議定書の締結国となりました。この結果、生物多様性条約に対して、より一層の注意が必要になりました。海外の遺伝資源（生物サンプル）を研究目的で使用する場合や持ち出しを行う場合、提供国の法令が定める手続きに従って遺伝資源を取得する必要があります。もし提供国に無断で持ち帰った遺伝資源で研究開発を行った場合、逮捕されるなど、あなたや大学にとって、重大なリスクを抱えることになります。

こうした事態を招かないために、留学生の皆さんは、特に次の点に留意してください。

（※遺伝資源例：生物の生体・死体、DNA、RNA、標本、販売されている生物、伝統的知識（薬草の効果）等）

- 許可を得ずに、自ら外国の遺伝資源を採取し、日本国内に持ち込まないでください。
- 許可を得ずに、外国の研究機関が入手した遺伝資源を日本国内に送付しないでください。
- 遺伝資源を日本国内に持ち込む又は送付する場合は、必ず事前に指導教員に相談してください。

CBD事務局Webサイト（国際クリアリングハウス）
https://absch.cbd.int/

環境省ＡＢＳWebサイト
http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/index.html

国立遺伝学研究所ABS学術対策チーム
https://idenshigen.jp/

留学生用ABSガイドブック（英語）
https://idenshigen.jp/abs_tft/wp-content/uploads/2021/10/abs_guideBook_english_20211021.pdf

【ABSに関する問い合わせ先】
研究推進課　ABS担当　gr-knky-abs@omu.ac.jp

V. Support for International Students

1. Information / Announcements from the University
2. Life in Japan
   (1) Procedures at a Municipal Office
   (2) Status of Residence and Procedures
   (3) Dormitories, etc.
3. Financial Support Programs
   (1) Tuition Fee Reduction / Exemption
   (2) Scholarships
4. International Student Support / Consultation
   Student Affairs Division
   Career Center
   Academic Affairs Division
   Academic Affairs Division Global Education
   Mental Health Center
   Health Care Center
5. Security Export Control
6. Nagoya Protocol on Access and Benefit-sharing (ABS)

This chapter introduces information necessary to study at our university and live in Japan so that international students studying at Osaka Metropolitan University can comfortably engage in learning and research activities.

1. Information / Announcements from the University

Information and announcements from the university to international students, including notification of various events held inside and outside the university and recruitment of scholarship students, are provided through OMU UNIPA and/or emails sent to addresses ending with "@st.omu.ac.jp" lent by the university.

The information and announcements provided here are considered to be publicized, and students shall be responsible for any disadvantages caused by not checking them. So please always check them.

2. Life in Japan

(1) Procedures at a Municipal Office

① Resident registration

Resident registration must be conducted soon after your address has been decided. Please take your residence card to the municipal office in your place of residence and submit a notification of address.

If you change your address in Japan by moving, please submit a notification of change of address or moving out to the municipal office in your old place of residence, and then submit a notification of moving in to the municipal office in your new place of residence.

After submitting a notification of address, please be sure to upload a copy of your residence card (both front and back sides) to OMU UNIPA.

② Participation in the National Pension Plan

All residents in Japan between the ages of 20 and 60 are supposed to join the National Pension Plan. If your income is below the standard amount, you can defer payment of the pension premiums. So please consult with the municipal office. If those who do not have Japanese nationality and have paid pension premiums for six months or more lose their insured status under the National Pension or Employee's Pension and leave Japan, they can claim a lump-sum withdrawal payment within two years from the date they no longer have an address in Japan. For details, please contact the National Pension counter at the municipal office in your place of residence.

③ Social security / tax number (My Number)

A My Number (Individual Number) is a 12-digit identification number given to all individuals registered as residents in Japan (including foreigners staying in Japan for three months or more). This 12-digit number is different from the one on your residence card. If you apply with the application form enclosed with the Individual Number Notification Card, you will be issued an Individual Number (My Number) Card. This number is used in administrative procedures stipulated by laws and ordinances, such as procedures related to pensions, employment insurance, and medical insurance, procedures for livelihood protection, children's allowance, and other welfare benefits, and procedures for final tax returns and other tax-related processes. Accordingly, you may be required to submit your Individual Number when you follow the procedures at the municipal office.

④ National Health Insurance and medical expenses

National Health Insurance is a nationwide mutual aid program, whereby subscribers share their premiums to reduce their burden of medical expenses. Procedures for National Health Insurance are handled by each local government. All international students staying in Japan for three months or more are obliged to join National Health Insurance (including accompanying family members).

Although subscribers have to pay insurance premiums, they only have to pay 30% of their medical treatment and hospitalization expenses if they are enrolled in National Health Insurance. When you go to a medical institution, please be sure to take your National Health Insurance card and show it at the reception. This insurance also covers some dental and chronic diseases and childbirth costs, which are not normally covered by overseas travel accident insurance.

Procedures to join the National Health Insurance are carried out at the National Health Insurance Section of the municipal office in your place of residence. For the procedures, you need to present your passport, residence card, and seal (if you have one). If your income in the previous year is less than the standard amount, you can apply for a reduction in insurance premiums, so please inquire at the National Health Insurance Section of the municipal office in your place of residence.

(1) International students with a period of stay of three months or more must join the National Health Insurance.

(2) Please follow the procedures to join the

National Health Insurance at the National Health Insurance Section of the ward office (if you live in Osaka City, Sakai City, etc.) or of municipal office in your place of residence.

(3) To join the National Health Insurance, you need to pay insurance premiums. However, international students can have their insurance premiums reduced if they declare they have no income. Please consult with the staff.

(4) If your medical expenses are high due to hospitalization or other reasons, there is a refund system, whereby you can receive High-Cost Medical Expense Benefits from the National Health Insurance system. Please consult with the staff.

(2) Status of Residence and Procedures

【Status of residence】

The status of residence is given according to the provisions of Article 22-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act. In principle, international students are given the status of residence of **"Student."**

① Acquisition of the status of residence

At the airport (seaport) where you arrive, an immigration inspector checks whether your passport is valid, whether you have a valid visa, what is the purpose of your visit, how long you plan to stay in Japan, and other matters. As a result, if you are permitted to enter (land in) Japan, your status of residence and period of stay are determined, and landing permission is stamped in your passport.

② Change in status of residence

If you want to change your currently authorized status of residence, you must apply for permission to change your status of residence at the nearest immigration services bureau / office. However, please note that even if you apply, you will not always be permitted to change your status of residence.

The status of residence for international students at a university is "Student," in principle. (When you apply for tuition fee reduction or exemption and scholarships etc, you must have the status of residence of "Student.")

【Procedures related to the status of residence】

① Notification of address

You need to submit a notification of address soon after your address has been decided. Please take your residence card to the municipal office in your place of residence and follow the necessary procedures.

If you change your address in Japan by moving, please submit a notification of change of address or moving out to the municipal office in your old place of residence and then submit a notification of moving in to the municipal office in your new place of residence. After submitting a notification of address, please be sure to upload a copy of your residence card (both front and back sides) to OMU UNIPA.

② Renewal of the residence card and period of stay

The residence card is an important document that serves as a certificate to prove that you are legally staying in Japan with a status of residence and period of stay that allows a medium- to long-term stay. So please always carry it with you. If you want to continue staying in Japan beyond your initial period of stay due to going on to higher education or moving up to a higher grade, you need to apply for an extension of your period of stay. The Immigration Services Agency accepts applications for the extension of period of stay from three months before the expiration date of the period of stay. Please be sure to submit the following required documents and follow the procedures by the expiration date of your period of stay. Of the following required documents, ① Application for Extension of Period of Stay (for organization) is issued by Student Affairs Division on Nakamozu campus, and by Academic Affairs Division on Sugimoto campus. ⑤ Certificate of Receipt of Scholarship is issued by the Student Affairs Division. Since it takes approximately a week to issue these documents after we receive your application, please allow plenty of time when you apply.

〔Required Documents〕 If your status of residence is "Student":

①	Application for Extension of Period of Stay	The application forms are available at the Immigration Services Agency or can be downloaded from the website of the Ministry of Justice. Ministry of Justice Application Forms: https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/student.html ・The Application for Extension of Period of Stay "For applicant, part 1, part 2, and part 3" should be filled out by the applicant. ・The Application for Extension of Period of Stay "For organization, part 1 and part 2" are issued by the Student Affairs Division. (Nakamozu Campus Only)
②	Passport	
③	Residence Card	
④	Certificate of Enrollment	A Certificate of Enrollment can be issued by an automatic certificate machine.
⑤	Transcript * a certificate of research student if you are a research student	A transcript can be issued by an automatic certificate machine. A certificate of research student is issued by Academic Affairs Division.
⑥	Handling charge: 4,000 yen	
⑦	ID photo (one piece)	4 cm long x 3 cm wide, taken within the last three months

(Notes) 1. If you want to extend your period of stay period after completing studies at a Japanese language school and entering our university, you need a certificate of attendance (if available) or a transcript and a certificate of completion stating the number of days you have been enrolled in the Japanese language school.
2. If you want to extend your period of stay after graduating from another university and entering our university, you will need a transcripts and a graduation certificate from your previous university.
3. You may be required to submit other certificates at the discretion of the Immigration Services Agency.
4. If you miss the expiration date of your period of stay by even one day, you will be considered to be staying in Japan illegally. Please be careful to follow the procedures to extend your period of stay as soon as possible.
5. The Immigration Services Agency is very crowded, in particular, at the time when students enter a school or go on to higher education and during long holidays. You are advised to follow the procedures as early as possible.

③ Temporary departure and re-entry

If you re-enter Japan within one year after leaving Japan temporarily, you no longer need to obtain a re-entry permit, in principle, if you bring a valid passport and residence card with you. (This system is called the "special re-entry permit system.")

▼Please note the following points when leaving Japan with a special re-entry permit.

(1) When you leave Japan, please state that you are leaving Japan with a special re-entry permit in the designated column of the Embarkation and Disembarkation Card for Reentrant (ED card), and be sure to show this card as well as your passport and residence card at immigration.

(2) Those who have left Japan with a special re-entry permit will lose their status of residence unless they re-enter Japan by the day when one year has passed since they left Japan or the day when their period of stay expires, whichever comes first.

(3) Those who have left Japan with a special re-entry permit cannot extend its expiration date overseas. Accordingly, if you have the possibility of staying outside of Japan for more than one year, please obtain a re-entry permit in advance at the regional immigration services bureau / district immigration services office that has jurisdiction over your place of residence.

* There is no fee to obtain a special re-entry permit.

If you stay outside of Japan for more than one year due to special circumstances, you need to apply for a re-entry permit as in the past.

If you will leave Japan temporarily, please be sure to contact the college / faculty or graduate school (Academic Affairs Section) to which you belong and submit Temporary Leave Notice Form online. Moreover, there are important procedures that must be followed, in particular, by government-sponsored international students, including signing to receive a scholarship. So please be sure to submit the notice form if you will leave Japan temporarily.
Online Temporary Leave Notice Form:

学生Navi>学生生活>一時出国届(留学生用)

https://portal.omu.ac.jp/stu_information/Lists/seikatsu/AllItems.aspx

④ Activities other than those permitted under the status of residence and part-time jobs

If your status of residence is "Student," you are not allowed to work to earn income. However, if you need to work part-time to cover your tuition fees and living expenses, you may work after obtaining a permit to engage in activities other than those permitted under the status of residence at the immigration services bureau / office. However, please note that if you work part-time without permission, you will be subject to penalties or deportation.

The standard working hours allowed are 28 hours or less per week for regular students and research students and 14 hours or less per week for auditing students. However, you are allowed to work for eight hours per day during the long holiday period.

Please observe the following items if you engage in activities other than those permitted under the status of residence (work part-time).

○ Work part-time within the permitted range.
○ Do not work part-time at establishments involved in adult entertainment businesses.

(Note)

Long holiday periods refer to summer holidays, winter holidays, and spring holidays stipulated by the university's rules. However, the training period provided in summer and spring holidays is not included in long holiday periods.

It is not permitted to work part-time after graduation. Please stop your part-time job immediately after graduation.

⑤ Procedures to continue job hunting after graduation

If you want to continue your job hunting activities that you have been engaged in since before you graduated, you can change your status of residence to "Designated Activities." The extension of your period of stay is permitted only once every six months, and you are permitted to stay in Japan up to one year. To apply, you need a letter of recommendation from the university, which you can apply for at the Student Affairs Division, Career Center.

* This system applies only to regular students. It does not apply to non-regular students, such as research students and credited auditors.

⑥ Return of residence card

If you return to your home country or your residence card has expired, you must return your residence card within 14 days of the expiration date. For the return method, please take it directly to the that has jurisdiction over your place of residence, or return it by mail to the Odaiba Branch Office of the Tokyo Regional Immigration Services Bureau. If you do not return it within the deadline, you may be fined.

⑦ Other

Please see the website of the Immigration Services Agency for information on bringing your family members to Japan.

https://www.moj.go.jp/isa/index.html

Don't forget to renew your status of residence and apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence in order to live a fulfilling study abroad life!!

If you forget to renew your status of residence or work part-time without obtaining a permit to engage in activities other than those permitted under the status of residence, not only will you be punished in accordance with the law, but all international students studying at Osaka Metropolitan University may be adversely affected.

(3) Dormitories, etc.

Accommodations for international students include dormitories owned by the university and accommodations operated by international student support foundations. If the number of applicants exceeds the capacity of each accommodation, they may be subject to screening. The following dormitories are currently available for international students.

① Dormitories for international students

Dormitories of Osaka Metropolitan University

Recruitment will be conducted through the university's website. In principle, eligibility for residence is limited to international students, and the maximum allowed residence period is one year.

Dormitory name	Number of rooms	Eligibility for residence	Rent (monthly)	Location / Nearest station
International Residence	For single students: 29 rooms For families: 3 rooms	International students (Priority is given to new students, privately financed students and regular students.)	Single: 15,000 yen Family: 32,400 yen (including water and wi-fi fees)	2-438 Higashi Uenoshiba-cho, Kita-ku, Sakai City 7-min walk from Uenoshiba Station on the JR Hanwa Line
International House I-wing Nakamozu	For single: 80 rooms	International students (Priority is given to exchange students.)	37,800 yen (including electricity and water fees)	1-1 Gakuen-cho, Naka-ku, Sakai City (on the Nakamozu Campus) 25-min walk from Nakamozu Station on the Subway Midosuji Line and the Nankai Koya Line 15-min walk from Shirasagi Station on the Nankai Koya Line
Shirasagi Dormitory	For families: 1 rooms	International students (Priority is given to regular students and new students.)	48,000 yen (excluding electricity, water and gas fees)	1-24 Shirasagi-cho, Higashi-ku, Sakai City (Rented dormitory in the UR Shirasagi housing complex) 10-min walk from Shirasagi Station on the Nankai Koya Line
Rinku International Student Dormitory	For single students: 5 rooms For families: 3 rooms	International students (Priority is given to regular students and new students.) *For Veterinary Students Only	Single: 36,000 yen Family: 48,000 yen (excluding electricity, water and gas fees)	Various locations in Izumisano City (Private apartments rented as dormitories by the university) 20- to 40-min walk from Rinku Town Station on the JR Hanwa Line and the Nankai Airport Line

Accommodations owned by international student support foundations

Dormitory name (Operating organization)	Recruitment period	Eligibility for residence	Period of residence	Rent (monthly)	Location
Sakai International Hall (Orion International House) (Osaka Foundation of International Exchange)	Mid January and Mid August (Available at any time if there is a vacancy)	Single international students enrolled in a university in Osaka Prefecture (The residence must be "Student")	Up to two years (Maximum six years up on consultation)	36,000 yen (including water, gas and Internet usage fees)	2-226 Higashi Uenoshiba-cho, Kita-ku, Sakai City
Uenoshiba Student Dormitory for Women (Ono Shogakukai)	February to March (Up to the third round of recruitment)	Single female international students	Minimum years of study	5,500 yen (Electricity, water, and gas fees are not included.)	6-2-3 Uenoshiba-mukogaoka-cho, Nishi-ku, Sakai City

* The rent fees are as of April 2025 and may be revised in the future.

② Private housing

When you rent a private house, it is common to sign a contract through a real estate agent. In addition, there are business practices unique to Japan, including getting a cosigner and paying a deposit and key money.

When deciding on a room, please take a closer look at the room and discuss thoroughly about the moving-in requirements. If you do not understand the contract details, you may have trouble after moving in.

In addition, please be sure to join property insurance in the case of fire or a water leak downstairs.

3. Financial Support Programs

(1) Tuition Fee Reduction / Exemption

We offer a tuition fee reduction and exemption program for privately financed international students who are enrolled in a regular course of study and who have difficulty paying tuition fees due to financial reasons and meet the required academic standards. To use the program, they must pass the internal selection after applying for the program.

① Eligible students:
Privately financed international students enrolled in a regular course of study (excluding foreign government scholarship students)
International students whose status of resident is "Student."
② Application:
Mid-April (Details will be announced on OMU UNIPA and bulletin boards in March.)
③ Exemption amount:
Full exemption of tuition fees or reduction of two-thirds or one-third of tuition fees
④ Inquiries: Student Affairs Division

Applicants must submit the necessary documents themselves by the due date.
If they do not meet the deadline, their application will not be accepted.

The documents to be submitted and the academic performance of applicants will be strictly examined, and those who can receive tuition fee reduction or exemption will be determined based on the examination results. Since this program is implemented within the budget, not all applicants can receive tuition fee reduction or exemption.

(2) Scholarships

① Japanese government scholarship student program

Government-sponsored international students who receive a scholarship from the Japanese government (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology) are paid a monthly fee of 143,000 yen (for research students), 144,000 yen (for students in a master's program), or 145,000 yen (for students in a doctoral program). Moreover, a monthly fee of 3,000 yen or 2,000 yen is added as a regional addition. (The amount is as of March 2024 and may be revised in the future.)

② Various scholarships for privately financed international students

Some scholarships can be applied for through recommendation by the university, while others must be applied for directly to international student support foundations by the students themselves.

For scholarships offered through recommendation by the university, students who are selected through internal selection are recommended to the relevant foundations by the Student Affairs Division. The application guide and procedures for scholarships offered through recommendation by the university will be announced on OMU UNIPA. (Depending on the application conditions, the Student Affairs Division may notify the relevant students directly.) Please be careful not to overlook the notification and follow the procedures within the deadline. Please note that competition for scholarships is very fierce and that reality is often harsh.

4. International Student Support / Consultation

Student Affairs Division −Matters related to tuition fee reduction and exemption −Matters related to scholarships −Matters related to dormitories and other accommodations for international students −Matters related to Supporter/Tutor System for international students	Student Affairs Division, International Student Support section provides the following programs to support International Students in their student life. ・Tuition Reduction and Exemption ・Scholarship ・Dormitories of International Student ・Supporters and Tutors For details of each program, please refer to the university website. 【Osaka Metropolitan University Website For International Student】 https://www.omu.ac.jp/campus-life/information/
Career Center −Matters related to job hunting activities in Japan	• **Job hunting activities in Japan** At the Career Center, a professional career consultant provides consultation on job hunting activities in Japan. Consultation is provided in Japanese. If you would like to seek consultation, you need to make a reservation. Please make a reservation via phone, Career Support Navi.
Academic Affairs Division **Nakamozu Campus Education Building / Sugimoto Campus General Education Building** −Opening of "Japanese Language" and "Japanese Culture" Courses (Target: Undergraduate Students)	• **Opening of "Japanese Language" and "Japanese Culture" Courses** We offer "Japanese Language" and "Japanese Culture" Courses to international students to help them improve their Japanese skills and promote their understanding of Japan. Credits can be obtained from these courses.

Academic Affairs Division Global Education —Matters related to Japanese language learning support for international students —Matters related to various events for international students	• Japanese language learning support for international students We provide Japanese language learning support for international students who aim to improve their Japanese language skills. (However, since this is not a regular course, you cannot earn credits even if you take it.) We also lend out educational materials free of charge. • Various Events for International Students We hold various events for international students, including day trip training as an opportunity to experience Japanese culture, history and nature, and the International Student Festival to promote communication and friendship between international students and faculty and staff members / supporters for international students. In addition to these events hosted by the university and various international student support groups, the Osaka International House Foundation invites international students to various cultural programs so that they can experience the culture of Japan and Osaka. Recruitment and notification for various events will be posted on OMU UNIPA.
Mental Health Center —Doctor and counselor are available for your consultation	Osaka Metropolitan University, Mental Health Center https://www.omu.ac.jp/mhc/
Health Care Center —Doctor and Nurse are available for your health	Osaka Metropolitan University, Health Care Center https://www.omu.ac.jp/campus-life/support/health/healthcare/

Off-Campus Counseling Institution

◇Osaka Information Service for Foreign Residents

The Osaka Foundation of International Exchange provides information and consultation services in foreign languages (English, Chinese, Korean, Portuguese, Spanish, Vietnamese, Filipino, Thai and Japanese) to foreigners residing in the prefecture.

URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/kokusai/soudan/

◇Osaka Employment Service Center for Foreigners:

The Japanese government has established an employment consultation service for foreigners. International students can seek employment consultation.

Hankyu Grand Building 16F, 8-47 Kakuda-cho, Kita-ku, Osaka 530-0017 TEL: 06-7709-9465

5. Security Export Control

Security Export Control refers to regulations concerning the export of technologies and goods that could be potentially diverted to weapons or military use. Its purpose is to prevent such technologies and goods from being passed on to those who are likely to conduct activities of concern, such as nations or terrorists that may threaten the peace and security of Japan and the international community, and to maintain peace and security in Japan and the international community. In Japan, it is conducted in accordance with the Foreign Exchange and Foreign Trade Act (FEFTA). The permission of the Minister of Economy, Trade and Industry is required to export regulated goods and technologies, and if such items are exported without permission, criminal penalties and administrative sanctions may be imposed in accordance with the law.

Universities also need to adequately control goods and technologies that can be diverted to weapons or military use so that they will not be used for the development of weapons of mass destruction, or passed on to terrorist groups through international exchange activities and research activities. We take measures in accordance with FEFTA as well as the Osaka Metropolitan University and Osaka Metropolitan University College of Technology Security Export Control Regulations and the Security Export Control Guidelines.

An extremely wide range of supplies, equipment, and technologies can be used for both military and civilian purposes even if they seem to have nothing to do with research on weapons development. There is a risk that they will be diverted to weapons of mass destruction contrary to our will.

To prevent this from happening, international students should pay particular attention to the following points.

- Never export goods regulated by FEFTA from Japan to other countries. (Never send or take them out.)
- Never transfer technologies regulated by FEFTA to any country.
  (Examples: transfer through oral communication, email, paper media, CD-ROMs, storage media, private communication during tours and international conferences)
- If you want to export goods that are owned by the university or transfer technologies that you have acquired under the guidance of instructors after entering the university, please be sure to consult with your academic advisor in advance. (At the time of temporary return to your country while at university or after graduation)

Security Export Control Handbook
(from the website of Ministry of Economy, Trade and Industry)
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

【Inquiries regarding Security Export Control】
Security Export Control Section, Research Promotion Division　gr-knky-gaitame@omu.ac.jp

6. Nagoya Protocol on Access and Benefit-sharing (ABS)

Japan became a party to the Nagoya Protocol on August 20, 2017. As a result, it has become necessary to pay closer attention to the Convention on Biological Diversity. When we use foreign genetic resources (biological samples) or take them out for research purposes, we need to obtain the genetic resources according to the procedures stipulated by the laws and regulations in the country that provided them. If you conduct research and development using genetic resources that you have brought back from the donor country without permission, you and those involved at the university will be at serious risk of, for instance, being arrested.

To prevent this from happening, international students should pay particular attention to the following points.

(* Examples of genetic resources: living organisms; their dead bodies, DNA, RNA, and specimens; organisms for sale; traditional knowledge (effects of medicinal herbs); etc.)

- Do not collect foreign genetic resources yourself and bring them into Japan without permission.
- Do not send genetic resources obtained by foreign research institutes to Japan without permission.
- If you bring or send genetic resources to Japan, please be sure to consult with your academic advisor in advance.

Website of the CBD Secretariat (ABS Clearing-House)
https://absch.cbd.int/

Ministry of the Environment's website on ABS
http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/index.html

ABS Support Team for Academia, National Institute of Genetics
https://idenshigen.jp/

ABS Guidebook for international students (in English)
https://idenshigen.jp/abs_tft/wp-content/uploads/2021/10/abs_guideBook_english_20211021.pdf

【Inquiries regarding ABS】
ABS Section, Research Promotion Division
gr-knky-abs@omu.ac.jp

Ⅵ
学生生活での諸注意

1. 学生生活のルール・マナー

(1)自転車の利用・交通マナーについて
(2)自動車・自動二輪車通学の禁止について
(3)喫煙のルール・マナーについて
(4)パスワード・学生証の管理
(5)OMUメールの利用上の注意
(6)「環境」への取組み
(7)学内での盗難について
(8)ローンやクレジットについて
(9)危険なカルトに注意
(10)「闇バイト」に注意
(11)悪徳商法に注意
(12)キャンパスマナー
(13)PCやインターネット等を利用する際の注意
(14)薬物乱用防止について
　Stop!! ダメ。ゼッタイ。～薬物乱用のない社会と学生生活～
(15)学生の飲酒について
　イッキ飲み　要注意!!
(16)学生による掲示、印刷物配布及び寄附募集活動等について
(17)キャンパス内施設の滞在時間について

1. 学生生活のルール・マナー

(1)自転車の利用・交通マナーについて

【キャンパス共通事項】

■自転車の利用には登録が必要です

杉本、中百舌鳥、阿倍野、りんくうの各キャンパスで自転車を利用する場合はキャンパスごとに登録申請の手続きが必要です。所定の手続きの上、必ず「登録証(シール)」を自転車の見やすい場所に貼付けてください。登録証(シール)を貼っていない自転車は、強制的に撤去します。また、盗難防止のために必ず施錠してください。GPSの取り付けをお勧めします。

電動キックボードは、本学では自動二輪車と同じ扱いとなります。

詳細は(2)自動車・自動二輪車通学の禁止についてをご確認ください。

■構内では決められたスペースにきちんと駐輪してください

自転車は所定の駐輪場に停め、歩行者や車いす利用者、車両等の通行の妨げにならないよう枠内にきちんと駐輪してください。キャンパスによって自転車乗入禁止区域などが定められていますので必ず確認しましょう。なお、決められた駐輪スペースに駐輪していない自転車は、移動や撤去、登録取消を行う場合があります。

■駅や大学周辺に自転車を放置しない

周辺住民の方などに大変な迷惑となりますので、駅前の道路に放置したり、マンションなどに無断で駐輪せずに、駅駐輪場及び各キャンパスの駐輪場を利用してください。

■交通ルール・マナーを守りましょう

車道にまで広がって歩くなどの行為は大変危険です。交通事故の原因となりますので、車道は歩かないでください。また、他の方の通行の妨げになりますので、歩道であっても広がって歩かないようにしましょう。

また、学内ではたくさんの人が自転車を利用しています。お互いにルール・マナーを守って他の人に迷惑をかけることのないよう心がけてください。

近年、自転車利用者による事故が多発しています。事故を起こすと、民事、刑事の責任を問われ、高額の賠償責任を負う事例もあります。

大阪府では2016年7月1日より自転車損害賠償責任保険の加入が義務化されました。また、2024年11月1日から自転車運転中の「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」の罰則が強化されました。

自転車は軽車両であり、自動車と同様に、違反に対して厳しい罰則があります。大学のキャンパス内外に関わらず、交通ルールを遵守して自転車を利用しましょう。

①自転車は、原則、車道を通行する(「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道では、自転車も通行することができます)

②歩道を走る場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行して通行する

③安全ルールを遵守する

- 飲酒運転や二人乗り、横に並んで通行しない
- 夜間はライトを点灯する
- 交差点では信号を遵守し、一時停止等の安全確認を行う
- 携帯電話等を使用しながら通行しない

【杉本キャンパスでは】

杉本キャンパスの構内交通規制の詳細は、P.89の「杉本キャンパス構内指定駐輪場マップ」を参照してください。

杉本キャンパス内の自転車の乗り入れは、指定の出入口から最寄の駐輪場までに限ります。構内移動を目的とする自転車の利用は禁止されています。

自転車の利用には登録料1000円が必要です。登録証は発行された年度内に限り有効です。

学生は通学に利用する場合にのみ登録できます。登録後でも通学に利用していないことが判明した場合は登録を取り消します。(登録料の払戻しはありません。)

【中百舌鳥キャンパスでは】

中百舌鳥キャンパスの構内交通規制の詳細は、P.90の「中百舌鳥キャンパス構内交通規制図」を参照してください。

学生会館周辺は、歩行者・車椅子利用者等の安全・通行確保のため、「ノー自転車ゾーン」となっていますので、ご協力をお願いします。

南海中百舌鳥駅、Osaka Metroなかもず駅周辺は自転車等の放置禁止区域です。

杉本キャンパス構内指定駐輪場マップ

2025年4月1日現在

「理系学部・研究科」学生・教職員優先駐輪場（理学部棟北駐輪場）

市民（学情利用者）専用駐輪場　駐輪場　自転車通行禁止　出入口及び経路

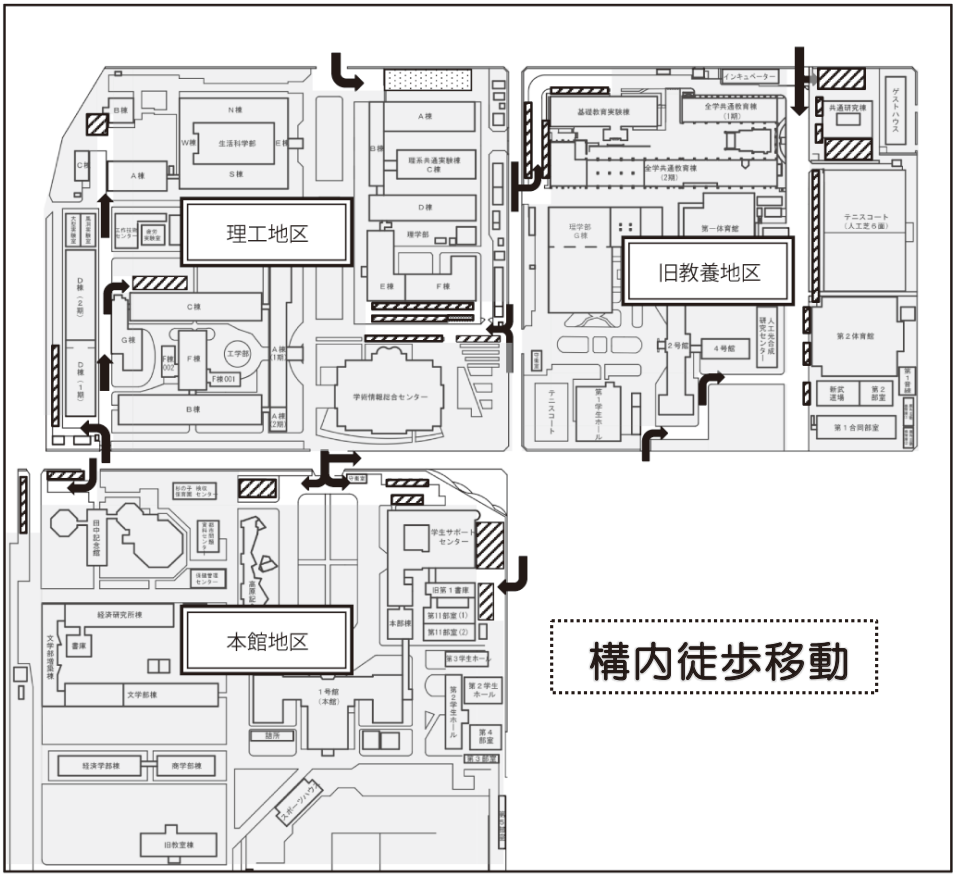

自転車の乗り入れは指定の出入口から最寄り駐輪場までです

工事等に伴い駐輪場を変更する場合があります

中百舌鳥キャンパス構内交通規制図

2025年4月1日現在

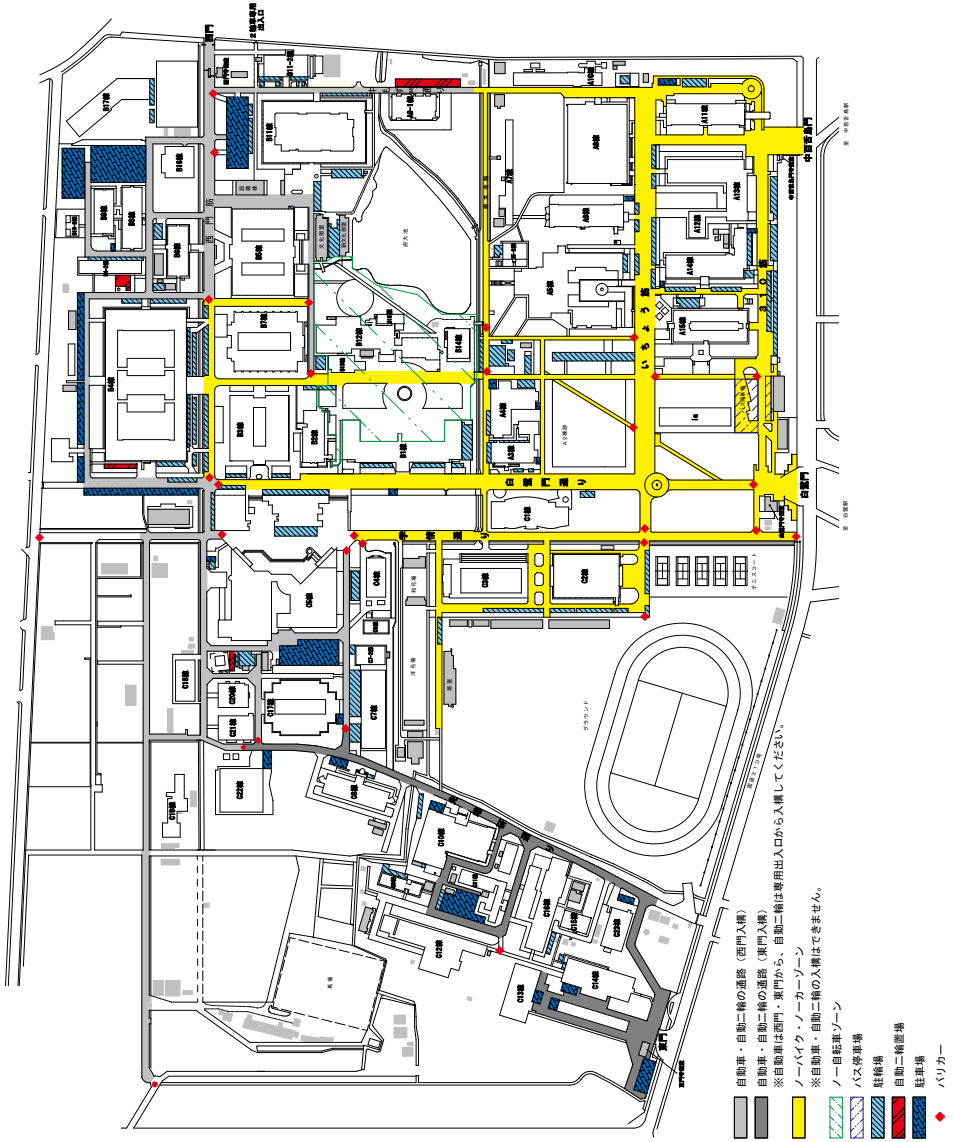

(2)自動車・自動二輪車通学の禁止について

構内における交通安全の確保と、教育・研究の良好な環境を保持するため、自動車及び自動二輪車(電動キックボードを含む)での通学は原則禁止しています。通学には電車・バス等の公共交通機関、自転車を利用してください。自動車や自動二輪車での通学が必要な場合は、事前の申請が必要となります。(阿倍野・羽曳野キャンパスは自動車の入構不可)

やむを得ず、自動車・自動二輪車で入構する場合は、必ず所定の駐車場・自動二輪車駐輪場に駐車し、構内の交通規制に従ってください。

ルールの守られていない自動車・自動二輪車は、入構許可の取消し、強制的に移動・処分する等の措置を行う場合があります。

また、近隣への迷惑駐車はしないでください。

■入構が認められる事例について

入構を認められるのは、

- 障がいや疾病等により歩行困難な者の通学に利用する場合
- 早朝や深夜に実験や研究を行う必要があり、公共交通機関を利用できない場合
- 重量物等を運搬する場合

などに限られています。

■問合せ窓口

杉本・中百舌鳥キャンパス:
通学や研究に関する事由の場合→所属する学部
行事や課外活動に関する事由の場合→学生課
阿倍野キャンパス:医学部地下1階警備・防災センター
羽曳野キャンパス:事務所学生グループ
りんくうキャンパス:事務所学生・教務担当

■自動車・自動二輪車の入出構について

下記の出入口を利用してください。
杉本キャンパス:各窓口にお問合わせください。
中百舌鳥キャンパス:自動車は西門又は東門、自動二輪車は西門横の専用出入口
阿倍野キャンパス:各窓口にお問合わせください。
羽曳野キャンパス:正門(自動二輪車のみ)
りんくうキャンパス:車両出入口

(3)喫煙のルール・マナーについて

「健康増進法」及び「大阪府受動喫煙防止条例」により全キャンパスにおいて敷地内全面禁煙です。違反者には罰則が科されます。

また、学外(大学周辺の道路等)においても、以下のルール・マナーを遵守してください。

●歩きタバコや、タバコのポイ捨ては、絶対にやめましょう。
●灰皿に火をつけたまま、タバコを放置しないでください。
●周囲の人に煙がかからないように気を配り、受動喫煙防止に努めましょう。

(4)パスワード・学生証の管理

「OMUID」及び、自身で変更した「パスワード」は大切に管理してください。

●「OMUID」「パスワード」は、学内の情報システムを利用する上で、利用者本人であることを証する重要な個人情報となります。履修科目の登録や成績確認の際に必要ですので、忘れないよう大切に管理してください(OMUIDに設定された仮パスワードは、すぐに自身で変更してください)。

●学生証は大切に取扱ってください。強く圧力をかけたり、磁気を近づけたりすると壊れる恐れがあります。この場合、紛失と同様、有料(1,000円)による再発行となりますので、注意してください。なお、再発行には約1週間かかりますのでご注意ください。

●学生証は身分を証明する大切なものです。特に構内では授業などの出席管理をはじめ、安全確認や防犯上、教職員あるいは守衛等から提示を求められる場合がありますので、必ず携帯してください。

(5)OMUメールの利用上の注意

大学からの重要な連絡、緊急の連絡等は、一人ひとりに貸与されるOMUメール(OMUID@st.omu.ac.jp)に配信します。

メールの読み逃しがないよう、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末やPCで受信できるように設定しておいてください(設定方法は情報環境利用ガイド(Webサイト)参照)。

(6)「環境」への取組み

持続可能な社会の実現のために、廃棄物の減量や省エネの推進など、環境にやさしいキャンパスづくりに取り組んでいます。

環境憲章
https://www.omu.ac.jp/about/efforts/environment/charter/

○ごみの減量に努めましょう

ごみになるものを増やさないことが一番大切です。マイバッグ・マイボトルの活用や不要なもの(割りばし・スプーンなど)はもらわないようにしてください。また私物は大学へ持ち込まず、自宅で処分してください。

○リユースを心掛けましょう

捨てる前にもう一度使えないか、別のことに使えないか考えて下さい。自分には不要でも必要な人がいるかもしれません。

○「分別して捨てる」を徹底しましょう

紙類、缶、瓶、ペットボトル等は貴重な資源です。分別を徹底することで原料として再生することができます。

※大学は一般家庭と分別方法が異なります。キャンパスごとのルールに従いゴミ箱などを利用し分別を行ってください。詳しくは学生ポータル(UNIPA)＞学生Navi＞学生向け掲載情報＞ごみの捨て方をご確認ください。

○粗大ごみ、その他のごみは指定された場所へ

実験や研究あるいは課外活動によって生じた粗大ごみなどは、処分方法や廃棄場所など学内の分別ルールを確認して捨てるようにしてください。

○省エネルギーへの取り組み

講義室などの最終退室者は、必ず電気、空調のスイッチを切ってください。

(7)学内での盗難について

学内において、カバンや財布等の盗難が発生しています。ほとんどの場合において、講義室等で座席を確保するために荷物を置いたまま、その場を離れたわずかな時間に発生しています。たとえ短時間であっても、貴重品は必ず携帯し、絶対に荷物を放置しないようにしましょう。

○盗難に遭ってしまったら

最寄りの警察に「被害届」を提出してください。

○クレジットカードやキャッシュカード

盗難又は紛失した際は、直ちにカード会社や金融機関に連絡しましょう。

(8)ローンやクレジットについて

○多重債務に陥らないために注意すること。

①それは本当に必要なお金(もの)ですか？
②いま利用して大丈夫ですか？
③利用しすぎていませんか？
④金利はどのくらいかかりますか？
⑤借金返済のための借金ではないですか？

○多重債務に陥ってしまったら

万が一、努力しても借金を返済できない状況になってしまった場合、返済のために新たな借金をしてはいけません。問題を悪化させるだけです。多重債務問題の相談窓口に速やかに相談し、解決策を立てましょう。

窓口としては、次のような団体があります。

- 大阪府再チャレンジ支援プラザ(お金の悩み相談室)
  電話 06-6210-9512
- 大阪弁護士会(総合法律相談センター)
  電話 06-6364-1248
- (財)日本クレジットカウンセリング協会
  電話 0570-031640

(9)危険なカルトに注意

キャンパス内外で「サークル」を装って、カルト集団(反社会的な組織や団体)が学生をターゲットに勧誘しているという情報が寄せられております。最初のうちは、宗教等であることを言わずに「スポーツ系インカレサークル」等の名目で勧誘し、知らず知らずのうちにマインドコントロールされていくケースがあります。

一旦加入すると、経済的な負担だけでなく、精神的、肉体的にも大変な影響を受けてしまうこともある等、楽しいはずの学生生活が台無しになってしまいます。くれぐれも注意し、個人情報を安易に教えないようにしてください。

万一、そのような団体と感じたときは、勧誘には一切応じないようにしてください。また、そのような団体から勧誘された場合、あるいはそういう学生をご存知の場合は、学生課までお知らせください。

(10)「闇バイト」に注意

SNSなどを通じて仕事の内容がはっきりしないのに、「高額バイト」「即日即金」「ホワイト案件」などと誘われて、特殊詐欺や強盗などの重大な犯罪に手を染めてしまう若者が増加しています。(また、一般のアルバイト募集サイト等にも「闇バイト」の案件が紛れ込んでいる可能性もあるため、下記ホームページなどを参考に、こういった事案に関わらないように注意してください。)

万が一、「闇バイト」に申し込んでしまったときや、抜け出したいのに抜け出せない、友人が「闇バイト」を行っているかもしれない等の場合は、警察相談ダイヤル#9110、またはお近くの警察署までご相談ください。

【大阪府警】闇バイトは「犯罪」です！
https://www.police.pref.osaka.lg.jp/seikatsu/bohansokuho/19296.html

(11)悪徳商法に注意

「自分だけは大丈夫」と思っていませんか？消費者取引きに関する苦情相談が年々増加傾向しています。キャンパスにおけるマルチ商法等による被害事例がありますので、安易な気持ちで手を出さないように注意しましょう。

●悪徳商法の例

○「キャッチセールス」
　駅前や路上で呼び止めて営業所などに連れて行き、商品やサービス等を販売する。

○「デート（恋人）商法」
　携帯電話等の「出会い系」で知り合った異性からデートに誘われ、アクセサリー等を買うよう頼まれる。

○「マルチ商法」
　友人から連絡があり、「友達を誘って入会させ商品を売ればマージンが入る。」と誘われる。

○「資格商法を中心とした電話勧誘販売」
　自宅や職場に電話をかけてきて、資格取得のために講座の受講や教材の購入を持ちかける。他にも「ネット販売」「訪問販売」「不当請求」等の被害があります。

○「ぼったくり」
　飲食店で法外な料金を請求されて強引に支払わされたり、物を高く売りつけられたりする。

●クーリングオフ制度

特定商取引法では、一定期間内（8日間、20日間）であれば無条件に契約の解除ができます。困ったときは迷わず窓口へ相談しましょう。

消費生活相談の消費者ホットライン

消費生活上の問題で困ったときは、一人で悩まず、まずは相談してください
消費者ホットライン**１８８番（いやや！）**へ
（局番なしの３桁番号です。）
お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

主な相談専用窓口

大阪府消費者生活センター	06-6616-0888
大阪市消費者センター	06-6614-0999
堺市立消費生活センター	072-221-7146
羽曳野市消費生活センター	072-947-3715
泉佐野市消費生活センター	072-469-2240

(12)キャンパスマナー

キャンパスの快適さを保つにはみんなでルールを守ることが大切です。以下の事項について、マナーやモラルの向上を心がけましょう。

○携帯電話のマナー

携帯電話の使用は、他人を不愉快にさせないためにも利用時の基本マナーを守りましょう。電車内での通話、授業中の使用はやめましょう。授業中は携帯電話の電源はOFFまたはマナーモードにしてください。

○大学構内の火気厳禁

火気の使用は、特別に許可された行事以外は禁止です。火災等の危険から焚火等を禁止しています。

○地域住民への配慮

駅周辺の路上、店舗をはじめ、周辺に配慮し、大声での会話等、迷惑をかける行為は慎んでください。

また通学路において道いっぱいに広がって歩いたり、歩きスマホなどは迷惑行為となるので通学時のマナーを守ってください。

(13)PCやインターネット等を利用する際の注意

ICT（情報通信技術）の発達により、情報の検索や入手、発信がとても容易になりました。これに伴い、思いもよらないトラブルに巻き込まれる危険も格段に大きくなっています。以下では、ぜひ皆さんに知っておいて欲しい事柄を述べます。十分理解した上で、PCやインターネットを活用するようにしてください。

■大学のキャンパスネットワーク（OMUNET）利用について

本学のキャンパスネットワーク（OMUNET）は、本学の教育研究活動、大学運営、法人運営及びこれらを支援する業務を目的とした利用のみが認められています。

また、以下の行為は禁止されておりますので、ルールを守った上で利用してください。

- 他人のID やパスワードを使用すること（他人にパスワードを教えることも含む）
- セキュリティ的に脆弱な端末を接続すること
- 情報システムやソフトウェアを無断で改造や損傷、複写する行為
- 公序良俗に反する行為や他人の権利を侵害する行為
- 法令及び本学規程や規則等に違反する行為
- 情報システムの安全かつ円滑な運用を阻害する行為　など

■違法ダウンロードの刑事罰強化について

2021年の著作権法の改正により、違法ダウンロードの規制対象が拡大され、従来の音楽や映像作品だけに限らず、漫画や書籍、雑誌などの著作物全般に適用されるようになりました。また、著作物を違法にアップロードする行為や違法にアップロードされた著作物をダ

ウンロードする行為だけでなく、違法に公開された著作物へのリンク先に関する情報を提供しただけでも刑事罰が科せられるようになりました。

著作権に関する正しい知識を身に着け、安易に著作物をアップロード・ダウンロードしないように気を付けましょう。

■ソーシャルメディアリテラシーについて

SNS等のソーシャルメディアは便利なコミュニケーションツールである一方で、使い方を誤ると意図しない大きなトラブルを引き起こす危険性もあります。ソーシャルメディアに投稿したことは瞬時に全世界に拡散されるリスクがあることを踏まえ、投稿して良いことかどうかを冷静に判断した上で投稿するようにしましょう。

- 怒りなどの感情に任せて投稿しないようにしましょう。
- 事実に反する不正確な情報や他者への誹謗中傷を書いてはいけません。
- 他者の著作権や肖像権、プライバシーを侵害する情報を投稿してはいけません。
- 自身の個人情報など守るべきプライベートな情報も投稿しないようにしましょう。
- アルバイト先で得た情報など、守秘義務が求められる情報も投稿してはいけません。
- アカウントの乗っ取りを防ぐため、アカウントとパスワードはしっかり管理しましょう。

■マルウェア感染の防止について

メールやインターネットなどの利用に際しては、常にマルウェア（コンピュータウイルス）に感染する危険性が潜んでいます。OSやソフトウェアのアップデートを行い、常に最新の状態にしておくだけでなく、必ずウイルス対策ソフトを導入し有効にしておきましょう。

また、メールに添付されたファイルを安易に開いたり、メールに記載されたURLを安易にクリックしたりせず、メールの送信元と送信されてきた内容に不審な点がないかよく確認した上で対応するようにしましょう。

■フィッシングメールへの注意

ショッピングサイトやカード会社、銀行、大学などからのメールを装い、巧妙にIDやパスワードを盗み取るメールが増えています。普段から利用している会社からのメールに対してはついつい信用してしまいがちですが、本当にその会社からのメールが本物であるかどうかをよく確認するようにしましょう。

特に、メール本文に記載されたURLは安易にクリックしないように気を付けるとともに、IDやパスワードの入力を求められた場合は特に注意が必要です。

■サポートを名乗る詐欺行為への注意

パソコンやスマートフォンの画面上に「コンピューターウイルスに感染した」などの警告画面を表示させ、マイクロソフトやウイルス対策ソフトの会社等を名乗る偽のサポート窓口へ電話させた上でサポート料金を請求する詐欺行為が増えています。通常、ウイルス感染した際に電話連絡を求めるようなサポートサービスはありませんので、画面上で電話連絡を求められた場合でも、絶対に安易に電話してはいけません。

その他、情報サービスの利用や情報セキュリティに関する注意点は【情報環境利用ガイド（Webサイト）】にも掲載していますので、よく確認するようにしてください。

（14）薬物乱用防止について　Stop!! ダメ。ゼッタイ。～薬物乱用のない社会と学生生活～

薬物乱用のおそろしさは、単に乱用者自身の精神や身体上の問題にとどまらず、家庭内暴力などによる家庭の崩壊、さらには、殺人、放火等悲惨な事件の原因にもなり、社会全体への問題と発展します。

麻薬や覚せい剤・危険ドラッグなどの薬物は、使用しているうちにやめられなくなるという“依存性”、以前より多くの量が必要となる“耐性”と、乱用による“幻覚”、“妄想”に伴う自傷、他害の危険性があるという大きな特徴があります。また、治療をしていても記憶が大脳に残り、突然薬物使用時を思い出す「フラッシュバック」が一生続きます。

一度薬物依存症になった脳は、Reward Pathway（報酬経路）に変化が生じ、薬物がないと、満足感・幸福感・快感が得られなくなり、正常な日常生活が送れなくなります。

「一回だけなら平気さ。」「少しならくせにならないよ。」「眠気がとれて勉強がはかどるよ。」「痩せられるよ。」といった間違った誘いに惑わされないでください。**一度だけのつもりがいつの間にか中毒となり、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなるのです。親しい友人に誘われても断固として拒否する勇気を持ちましょう。薬物をすすめる友だちはあなたにとって大切な人ではありません。**

(15)学生の飲酒について　イッキ飲み　要注意!!

大学生の飲酒事故は、新入生歓迎会や大学祭のシーズンなどに多く発生しています。本学では杉本キャンパス食堂等を除き、学内での飲酒を原則禁止しています。無理強い、イッキ飲みなどで、多量のアルコールを短時間で飲み、急性アルコール中毒を発症することが原因で死亡する事件が報道されています。

大学生といっても、20歳未満の場合、飲酒は法律で禁止されています。

○こんな人は、飲酒を勧められません

- 現在もしくは過去に大病をした。
- 体調が悪い。
- 遺伝的にアルコール分解酵素がない人。

○急性アルコール中毒にならないために

- 自分の適量、その日の体調を把握する。
- イッキ飲みしない、無理強いはしない・させない。
- お酒が飲めない体質の方は、周囲の人に「お酒が飲めない体質です」と事前に伝えておく。
- 「アルコールハラスメント」:飲めない人や飲みたくない人にお酒を強いるのは「暴力」です。

○こんなときは要注意！！

自分一人で立てない時、声をかけても反応が少なく吐き続けている時、短時間で酔いつぶれる時は要注意！！

処置方法

- 絶対に一人にしない。
- 衣類を緩めて呼吸が楽にできるようにする。
- 意識障害がある場合は、窒息の可能性があるので、吐物が気管に 詰まらないように注意する。
- 顔面蒼白のときは保温につとめる。顔が赤いときは冷たいタオルで冷やす。

○こんなときは医療機関へ！！

- 大きないびきをかいて倒れ、呼んでも反応がない。
- 顔色が悪く、意識も朦朧として手足が冷たい。
- 呼吸状態がおかしい。

直ちに救急車を要請してください！！

(16)学生による掲示、印刷物配布及び寄附募集活動等について

学生による掲示、印刷物配布及び寄附募集活動等の行為を行うことができるのは、本学の承認を得ている学生自治団体及び課外活動団体に限ります。なお、承認願(指定様式)については課外活動ポータルサイトを確認してください。

○学内掲示について

1. 本学の承認を得ている学生自治団体及び課外活動団体が、学内で掲示物、立看板等(以下「掲示等」という。)を掲示し、又は掲出しようとするときは、責任者名・連絡先を記した掲示等を承認願(指定様式)とともにあらかじめ学生課に呈示し、学生課長の承認を受ける必要があります。
2. 掲示場所は学生課が管轄する掲示板のみとし、1団体につき原則として1箇所1枚とします。
3. 掲示又は掲出承認期間(最長3ヶ月)を経過した掲示等は、責任者において速やかに撤去してください。
4. 上記のルールに従わない掲示等は、これを撤去することがあります。

○学内での印刷物配布について

本学の承認を得ている学生自治団体及び課外活動団体が、学内において印刷物の配布をしようとするときは、学生課に承認願(指定様式)を提出し、学生課長の承認を受ける必要があります。

○学内での寄附募集活動等について

本学の承認を得ている学生自治団体及び課外活動団体が、学内において寄附募集、署名運動、集会又はこれに類する行為(ホームページの公開を含む。)をしようとするときは、学生課に承認願(指定様式)を提出し、学生担当副学長の承認を受ける必要があります。

○学外での行為について

本学の承認を得ている学生自治団体及び課外活動団体が、大阪公立大学の名を冠し又はそれを意味する名義をもって学外で上記の行為をしようとするときは、承認願(指定様式)を学生課へ提出し、学生担当副学長の承認を受ける必要があります。また警察や敷地・建物管理者等に必要に応じて許可を得るようにしてください。

(17)キャンパス内施設の滞在時間について

原則として、課外活動、図書館等別途定めがある場合は除き、深夜・早朝(午後10時から翌日午前8時まで)及び休日(授業実施日除く)は、キャンパス内施設の滞在は認められません。なお、学部等・研究科で予め定められたルールがある場合はそれに従うようにしてください。

※「休日」:土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

Ⅶ
資料編

1. 各種案内

(1)キャンパスマップ

- 杉本キャンパスマップ
- 中百舌鳥キャンパスマップ
- 阿倍野キャンパスマップ
- 羽曳野キャンパスマップ
- りんくうキャンパスマップ
- I-siteなんば

(2)各種連絡先一覧

1. 各種案内

(1)キャンパスマップ

●杉本キャンパスマップ

杉本キャンパス
〒558-8585 大阪市住吉区杉本３丁目3番138号

1 1号館
2 商学部棟
3 経済学部棟
4 法学部棟
5 文学部棟
6 経済研究所棟
- 都市経営研究科
- 創造都市研究科
- 人権問題研究センター

7 都市科学・防災研究センター
8 田中記念館
9 健康管理センター／メンタルヘルスセンター
10 河海工学実験場
11 学術情報総合センター
12 理学部棟
13 工学部棟
14 生活科学部棟
15 2号館
- 都市健康・スポーツ研究センター

16 全学共通教育棟
17 4号館
18 基礎教育実験棟
19 第1学生ホール
20 第2学生ホール
21 第3学生ホール
22 スポーツハウス
23 ゲストハウス
24 インキュベータ
25 高原記念館
- 地域連携センター

26 学生サポートセンター
27 共通研究棟
28 人工光合成研究センター
29 本部棟

●中百舌鳥キャンパスマップ

中百舌鳥キャンパス

〒599-8531 大阪府堺市中区学園町1番1号

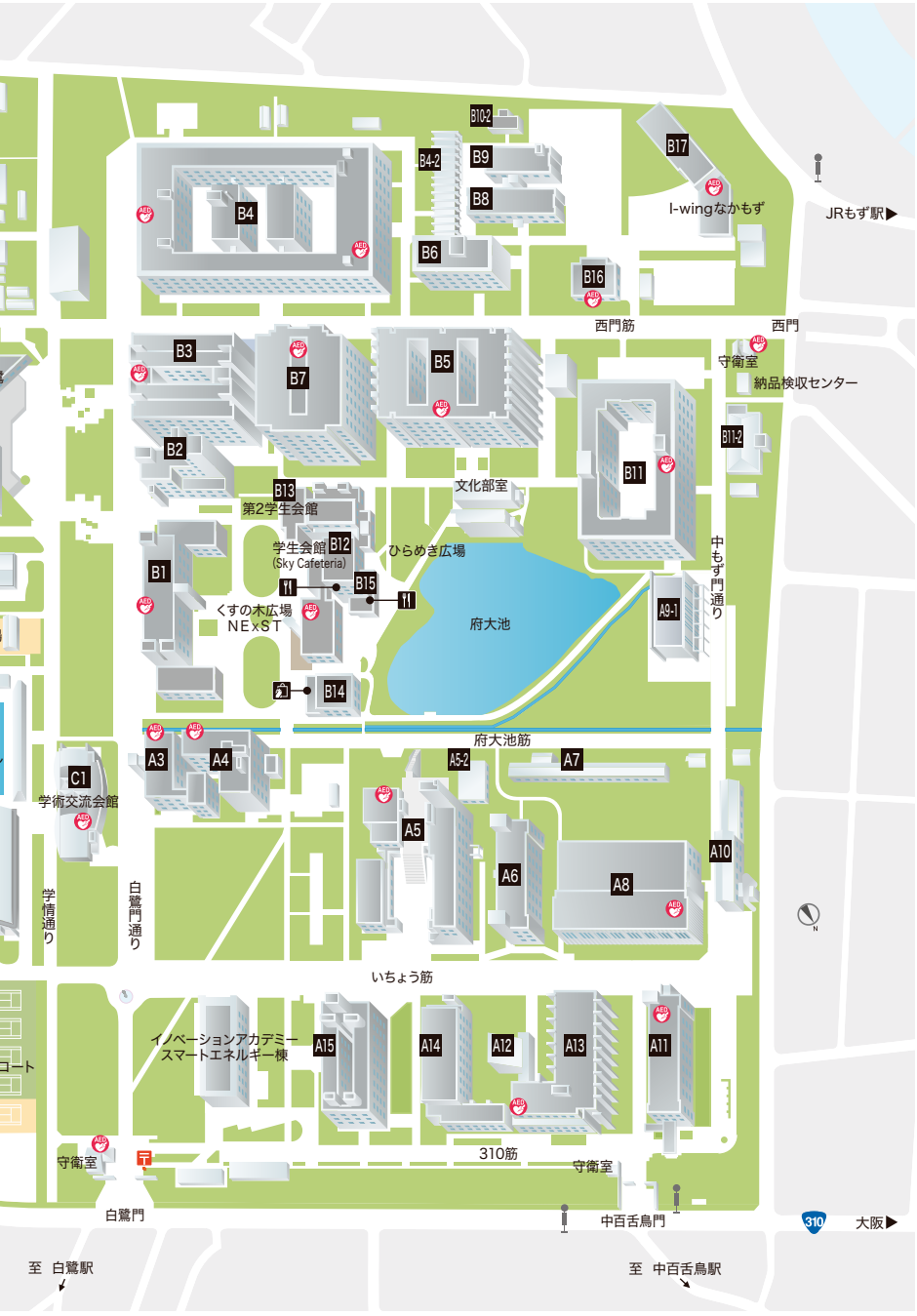
B10-2
B4-2
B9
B8
B17
I-wingなかもず
JRもず駅▶
B4
B6
B16
西門筋
西門
B3
B7
B5
守衛室
納品検収センター
B2
B11-2
B11
文化部室
B13
第2学生会館
学生会館
(Sky Cafeteria)
B12
ひらめき広場
中もず門通り
B1
B15
くすの木広場
NExST
府大池
A9-1
B14
府大池筋
A3
A4
A5-2
A7
C1
学術交流会館
A5
A10
A6
A8
学情通り
白鷺門通り
いちょう筋
イノベーションアカデミー
スマートエネルギー棟
A15
A14
A12
A13
A11
310筋
守衛室
守衛室
白鷺門
中百舌鳥門
310
大阪▶
至 白鷺駅
至 中百舌鳥駅

●阿倍野キャンパスマップ

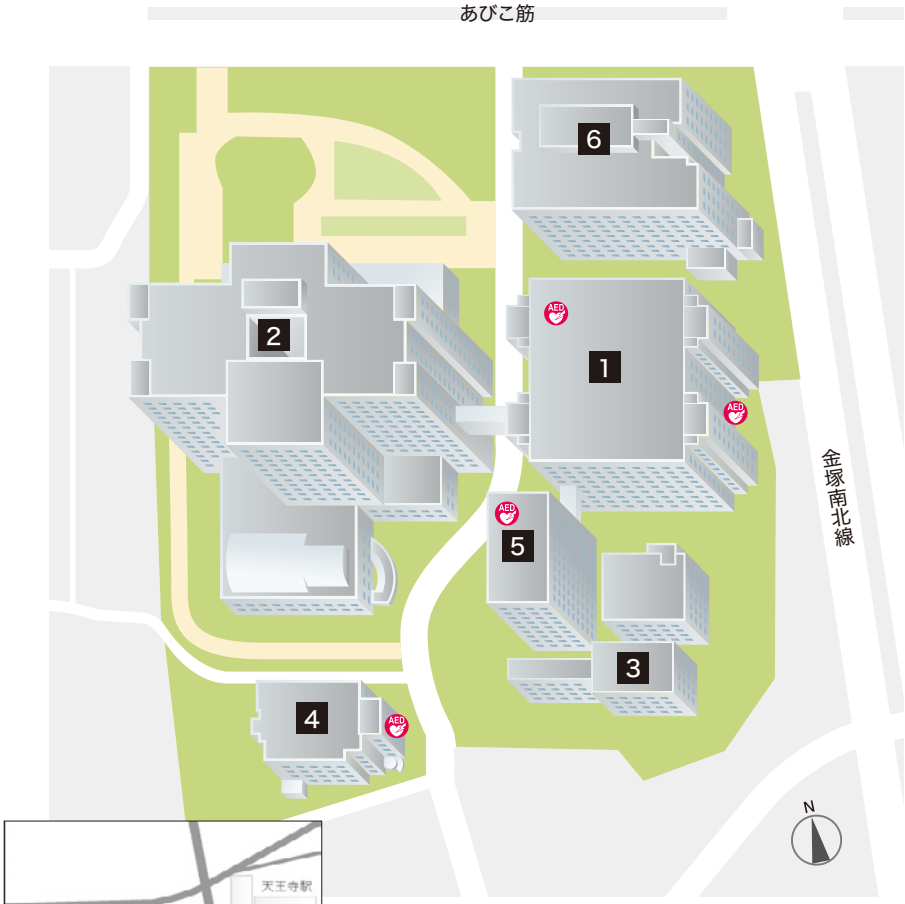

1 医学部学舎
- 学務課〈医学〉

2 医学部附属病院

3 医学部南館

4 看護学部学舎Ｂ棟
- 学務課〈看護学〉

5 看護学部学舎Ｃ棟
- 学務課〈看護学〉
- 医学部
  スキルスシミュレーションセンター（SSC）

6 あべのメディックス
- 医学情報センター（６階）
- 阿倍野医学図書館（８階、９階）

阿倍野キャンパス　医学部学舎（医学科）

〒545-8585 大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目4番3号

（看護学部学舎B棟）

〒545-0051 大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目5番17号

（看護学部学舎C棟）

〒545-0051 大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目4番3号

●羽曳野キャンパスマップ

羽曳野キャンパス

〒583-8555 大阪府羽曳野市はびきの3丁目7番30号

●りんくうキャンパスマップ

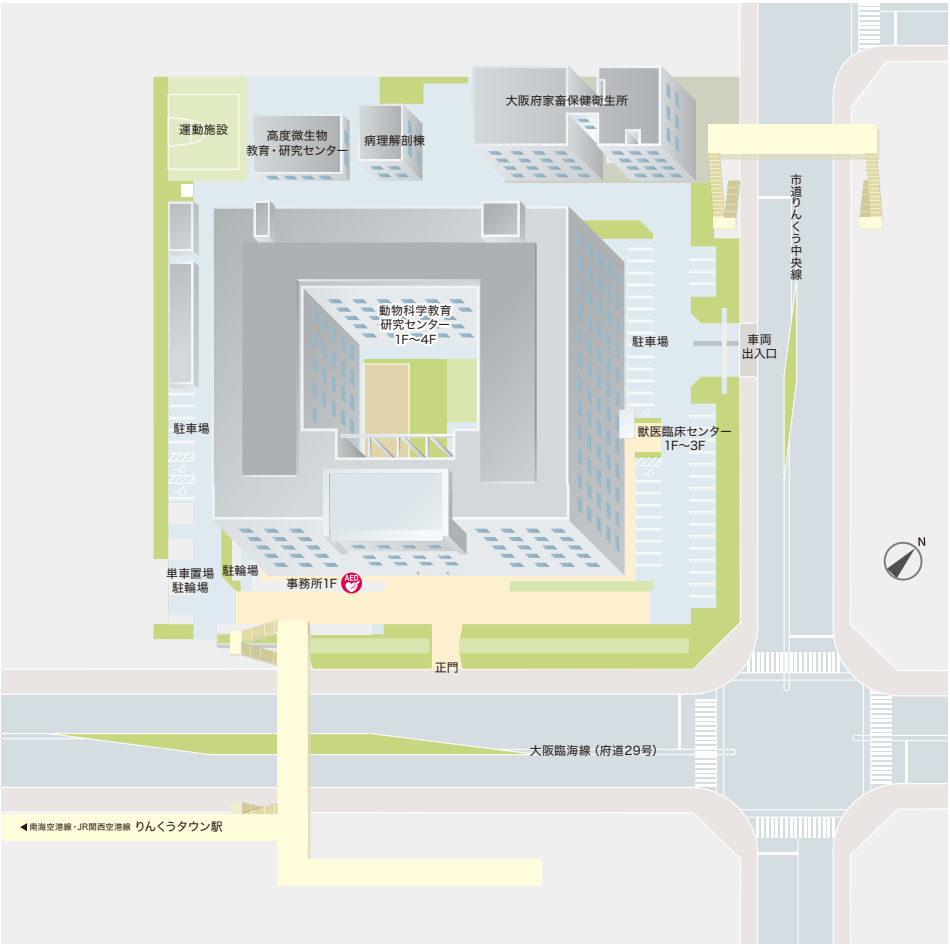

りんくうキャンパス

〒598-8531 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の58

●I-siteなんば

I-site なんばまでのアクセス

南海電鉄「なんば駅（中央出口）」下車、南海線東側の道を南へ約800m、徒歩約12分
Osaka Metro 御堂筋線「なんば駅（5号出口）」下車、南へ約1,000m、徒歩約15分
Osaka Metro 御堂筋線・四つ橋線「大国町駅（1番出口）」下車、東へ約450m、徒歩約7分
Osaka Metro 堺筋線「恵美須町駅（1-B出口）」下車、西へ約450m、徒歩約7分
南海電鉄高野線「今宮戎駅」下車、北へ約420m、徒歩約6分
（注）建物北側の大阪公立大学専用入口からお入りください。
（注）来館は徒歩又は公共交通機関をご利用ください（駐車場、駐輪場はございません）。

I-site なんば

〒556-0012 大阪市浪速区敷津東2丁目1番41号
南海なんば第1ビル2階・3階
Tel 06-7656-0441（代表）

(2)各種連絡先一覧

所属	連絡先		主な業務内容
	杉本キャンパス	中百舌鳥キャンパス	
学生課	06-6605-2054 gr-gks-gakuhi@omu.ac.jp		授業料納付
	06-6605-2102 gr-gks-shogakukin@omu.ac.jp	072-254-8415	授業料減免・奨学金
	06-6605-3608 gr-gks-intlstu@omu.ac.jp	072-254-6243	留学生宿舎・奨学金・授業料減免 留学生チューター・サポーター等
	06-6605-2103 gr-gks-kagai@omu.ac.jp	072-254-8390	課外活動(クラブ等)
	所属学部・研究科 (下記参照)	072-254-8390	トラブル事案 (事故、事件等)
	06-6605-2103	072-254-8390	落とし物等
	06-6605-3650 gr-gks-ac@omu.ac.jp	072-254-9867	障がい等のある学生の修学支援
	06-6605-3039 (問い合わせ等) gr-gks-nandemosoudan1@omu.ac.jp (相談) gr-gks-nandemosoudan2@omu.ac.jp	072-254-8399	学生なんでも相談窓口
学生課　キャリア支援室	06-6605-2104	072-254-9119	就職・キャリア相談
教育推進課　各学部等担当			
教育推進課　国際基幹教育機構	06-6605-2935	072-254-8413	履修相談
教育推進課　現代システム科学域	―	072-254-7514	履修登録
教育推進課　現代システム科学研究科	―	072-254-8353	
教育推進課　文学部・研究科	06-6605-2351	―	時間割
教育推進課　法学部・法学研究科 (法学政治学専攻)	06-6605-2303	―	定期試験
教育推進課　法学研究科 (法曹養成専攻)	06-6605-2301	―	欠席
教育推進課　経済学部・研究科	06-6605-2251	―	
教育推進課　商学部・経営学研究科	06-6605-2201	―	休講・補講
教育推進課　理学部・研究科	06-6605-2504	072-254-8396	成績
教育推進課　工学部・研究科	06-6605-2651	072-254-7511	
教育推進課　農学部・研究科	―	072-254-9401	休学・復学・退学 (国際基幹教育機構除く)
教育推進課　看護学部	―	072-254-8396	
教育推進課　生活科学部・研究科	06-6605-2803	―	
教育推進課　都市経営研究科	06-6605-3508	―	各種資格等
教育推進課　情報学研究科	06-6605-2651	072-254-9552	
教育推進課　学籍担当	06-6605-2060	072-252-6369	氏名変更 住所・連絡先変更等
教育推進課　学生証担当	06-6605-2960	072-252-6369	学生証再発行等
教育推進課　証明書担当	06-6605-2960	072-254-9770	証明書発行等
教育推進課　教職担当	06-6605-2936	072-254-7246	教員免許
安全衛生課	06-6605-2108	072-254-9985	学生の健康管理 (健康管理センター)
教育推進課　国際教育担当	06-6605-3558	―	海外留学制度・各種助成制度

阿倍野キャンパス 学務課	医学部医学科・研究科	06-6645-3611	休学・復学・退学、履修・授業関係、各種資格、授業料、奨学金、課外活動、トラブル事案、落とし物、就職支援、学生の健康管理、学生証再発行、証明書発行等
	看護学部・研究科	06-6645-9011	
羽曳野キャンパス 学生グループ	医学部リハビリテーション学科・研究科	072-950-2118	授業料、奨学金、課外活動、トラブル事案、落とし物、就職支援、履修・授業関係、各種資格、証明書発行、休退学等
		072-950-2120	学生の健康管理（保健室）
りんくうキャンパス	獣医学部・研究科	072-463-5091	履修・授業関係等
		072-463-5748	学生の健康管理（保健室）
梅田サテライト	都市経営研究科	06-4799-3700	履修・授業関係等 ※窓口・電話対応時間 （平日）14:00～21:45 （土曜）9:15～17:45

大阪公立大学 校友会

Osaka Metropolitan University Alumni Association

就活に、社会人になっても活かせる大学ネットワーク!

大阪公立大学校友会 は在学生・卒業生・教職員すべてを会員とする 全学同窓会組織 です

卒業生との交流

校友会では、社会で活躍されている先輩方との交流会など、就職に役立つ活動を積極的に支援しています。

在学生への支援

学生が主催するイベントや、学生が参加する講習会への支援を行っています。また、大学主催のコンテスト等にも協力しています。

会員相互の交流

講師を招いての会員の勉強会や懇親会など会員相互の交流を推進します。

ホームページ　https://www.omu-alumni.com

●<森之宮オフィス>　大阪市城東区森之宮1-6-85

●お問い合わせは下記までお願い申し上げます。

E-mail ： omua-info@omu-alumni.com

TEL　： 06-6967-1800

教育後援会は学生生活をサポートしています

学生の皆さんの学習促進と社会性や人間性を育むため、また保護者の皆様と大学との交流を深めるため、教育後援会はさまざまな支援事業を行っています。

- 課外活動支援
- 就職活動支援
- 福利厚生支援
- 語学・国際交流支援
- 教育環境整備支援
- 保護者会員の交流支援
- 表彰事業

学園祭等学生行事助成
クラブサークル活動支援
キャリア就職活動支援
健康増進事業支援

学園祭を行うにあたって、毎年教育後援会からたくさんの支援を受けています。充実した学生生活を送るには欠かせない存在です。（白鷺祭実行委員会委員）

学生さんの就職活動の生の声（内容）を聞くことができ、「実際の就活」のイメージができて、大変参考になりました。
（「保護者のための就職説明会」参加者）

受験料補助
公開TOEIC　4,000円
TOEFL・IELTS　7,000円

学生旅費支援
国内・海外での研究発表等の旅費を補助

海外留学保険料支援
留学生支援

各支援内容の詳細は、大阪公立大学教育後援会ホームページをご覧ください。

大阪公立大学　教育後援会

（代表オフィス）杉本キャンパス田中記念館2F
TEL：06-6605-3420　FAX：06-6605-3423
Mail：jimukyoku@omu-esa.org
Web：https://www.omu-esa.org